

わかもの
すべての「こども・若者」が、
えがお せいちょう
笑顔で成長できるまち
みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら



そでがうらし
袖ヶ浦市
けいかく
こども計画

れいわ ねん ど 2026 (令和8) 年度~2029 (令和11) 年度



れいわ ねん がつ
令和8年3月
そでがうらし
袖ヶ浦市

はじめに



すべての子ども・若者は、社会の希望であり、未来を創る大切な宝です。また、子ども・若者一人ひとりは、それぞれに自分の思いを持った一人の市民として、尊重されるべき存在です。

国においては、子ども基本法が施行されるとともに、子ども家庭庁が創設され、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考えた「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組が本格的に進められています。

このような中、本市は、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するために、令和5年に「子どもまんなか応援サポーター」を宣言しました。

本市は、これまでも家庭や学校、地域をはじめとした社会全体で子どもたちを支える仕組みづくりや、安心して子育てできる環境の整備などに取り組んでまいりましたが、これからは、世代や分野を超えて、すべての市民が一体となり、子どもの未来のために考え、行動する社会を目指す必要があります。

このたび策定いたしました「袖ヶ浦市子ども計画」は、子ども施策を一体的に推進するための計画です。本計画では、これまでの袖ヶ浦市子育て応援プランで培ってきた子育て支援施策等を継承しつつ、子どもや若者を権利の主体として捉え、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を包括的に検討しました。そして、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を市民一人ひとりと一緒に後押ししてまいります。

本計画は、策定を第一歩とし、子どもや若者の最善の利益のために常に進化していかなければいけません。基本理念である『すべての「子ども・若者」が、笑顔で成長できるまち みんなでつくる、子どもまんなかそでがうら』の実現に向けて、市民の皆様と一丸となって推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、各種アンケート調査やワークショップ、ヒアリングにご協力いただきました、子ども・若者をはじめ、保護者及び関係団体の皆様、また、「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」でご審議いただいた委員の皆様など関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和8年3月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

目 次

P 1 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

P 6 第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

- 1 こども・子育て家庭の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 市と地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 地域における子育て支援事業の利用状況・・・・・・・・ 21
- 4 こども・若者・子育てを取り巻く現状・・・・・・・・ 32
- 5 ニーズ調査結果からみた市民の意向・・・・・・・・ 43
- 6 意見募集からみた市民の意向・・・・・・・・ 45
- 7 ワークショップからみた市民の意向・・・・・・・・ 48
- 8 生活実態調査結果からみた市民の意向・・・・・・・・ 50
- 9 若者意識調査結果からみた市民の意向・・・・・・・・ 52
- 10 市民意識調査結果からみた市民の意向・・・・・・・・ 54
- 11 関係団体調査からみた市民の意向・・・・・・・・ 56

P61 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 計画推進のための基本的視点・・・・・・・・・・ 62
- 3 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 4 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

P66 第4章 施策の展開

- 1 こども・若者のライフステージを通じた施策分野・・・・・・・・ 66
- 2 こども・若者のライフステージに応じた施策分野・・・・・・・・ 72
- 3 子育て当事者を支える施策分野・・・・・・・・ 78

P83

第5章 教育・保育の内容と供給体制

- 1 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- 2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス・・・・・・・・ 84
- 3 教育・保育の量の見込みと提供体制・・・・・・・・・・・・ 86
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制・・・・ 89
- 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制・・・・・・・・・・・・ 108
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施・・・・・・・・ 108
- 7 放課後児童対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

P112

第6章 計画の推進体制

- 1 計画推進体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 2 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 3 計画の内容と実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 4 個別の事業・取組の評価と見直し・・・・・・・・・・・・・・ 112

P113

資料編

- 1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例・・・・・・・・・・・・ 113
- 2 袖ヶ浦市こども計画検討委員会設置要領・・・・・・・・・・・・ 115
- 3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿・・・・・・・・・・・・ 116
- 4 計画の策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
- 5 ニーズ調査の主な集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
- 6 生活実態調査の主な集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- 7 若者意識調査の主な集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
- 8 市民意識調査の主な集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
- 9 子育て応援プラン（第3期）策定時の進捗状況と今後の課題・・・ 155

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならって、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の 背景と趣旨

現在、我が国のこどもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、不登校といった問題の深刻化が見られ、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化といった要因により、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、国では、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。同年4月には、こども政策の司令塔として、こどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を所管する「こども家庭庁」が発足しています。

このこども基本法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神に基づいて、次代の社会を担うすべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できること、そして心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。さらに、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づいてこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

こども基本法では、都道府県に対してこども大綱を勘案した「都道府県こども計画」の作成を求め、市町村に対してはこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを定めています。

これを受けて袖ヶ浦市では、こども大綱や千葉県こども・若者みらいプラン（千葉県こども計画）等を勘案し、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づいた、こども施策にかかる一体的な計画として子育て応援プランを包含した「袖ヶ浦市こども計画」を策定します。

**2
計画の
位置づけ**

(1) 袖ヶ浦市こども計画の法的根拠

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づいて定める「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体化し、「袖ヶ浦市こども計画」として位置付けます。

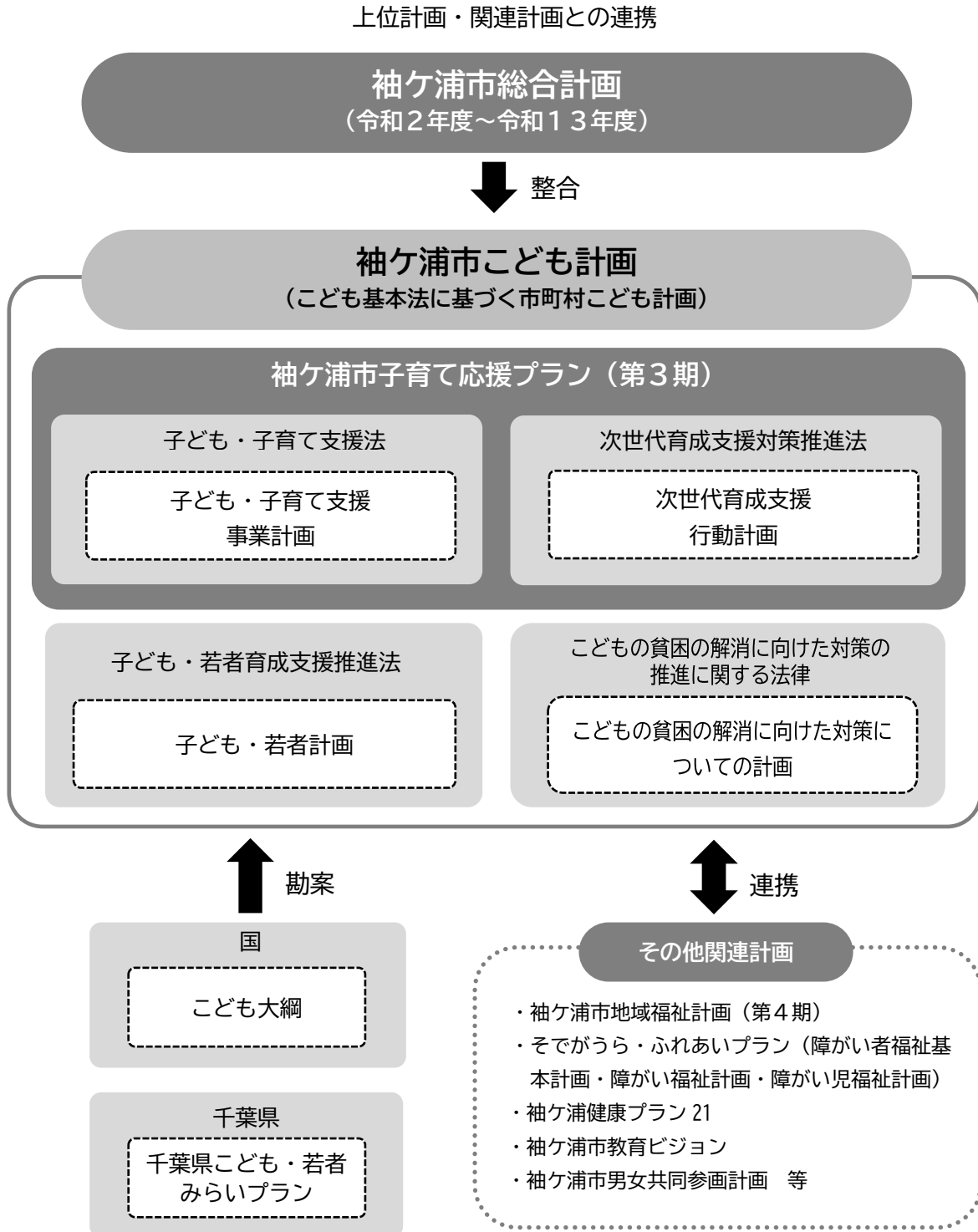
なお、本計画は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）だけでなく、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満まで）、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者を対象とし、袖ヶ浦市のすべての子ども・若者を対象とする計画です。

計画の法的根拠
〈下記5法に基づく計画として位置付けます〉

法律	計画	内容
こども基本法 (第10条第2項)	市町村こども計画	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法 (第61条第1項)	市町村子ども・子育て支援事業計画	市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法 (第8条)	市町村行動計画	市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。
子ども・若者育成支援推進法 (第9条第2項)	市町村子ども・若者計画	市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 (第10条第2項)	市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、福祉分野における「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」のほか、その他の関連計画との整合を図りながら、施策を推進していきます。



(3) SDGsとの関連について

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に行われた国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

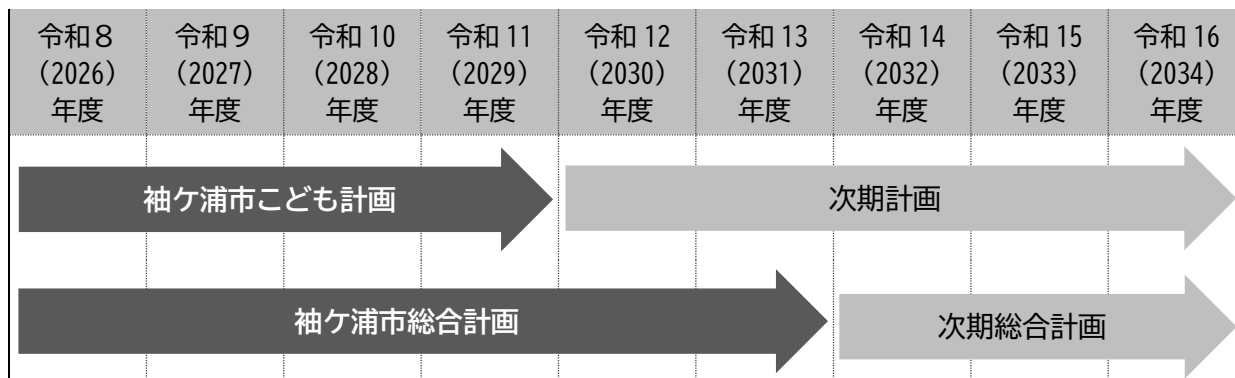
持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画の施策を推進することにより、SDGsの目標達成につなげていきます。



**3
計画の
期間**

本計画の期間は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、5年を1期として令和7年度からスタートした子育て応援プラン（第3期）の終期に合わせて、令和8年度から令和11年度までの4年間としますが、関連法の改正や社会情勢の変化、本市総合計画との整合などを考慮し、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。



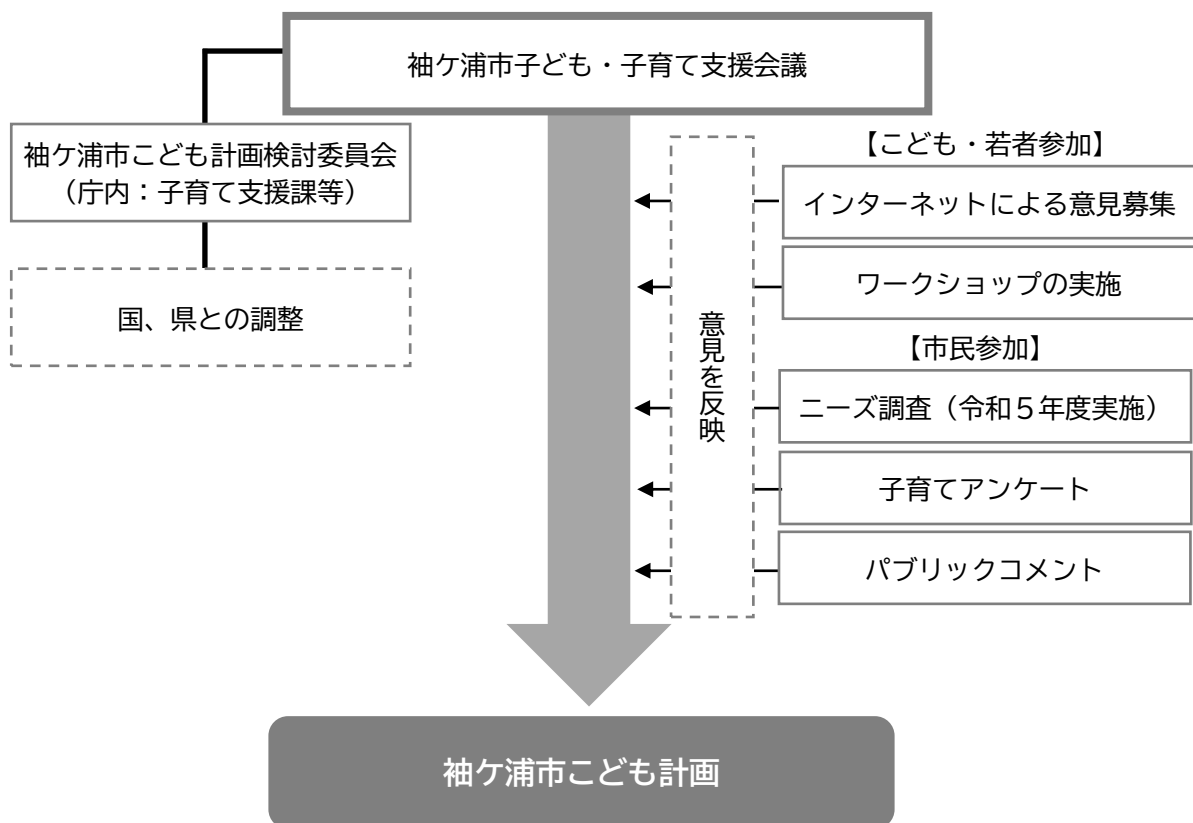
4 計画の 策定体制

本計画では、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で構成する「袖ヶ浦市こども計画検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

また、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域のこども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

令和5年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、こども・若者の意見聴取の手法として意見募集、ワークショップの実施、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

計画の策定体制



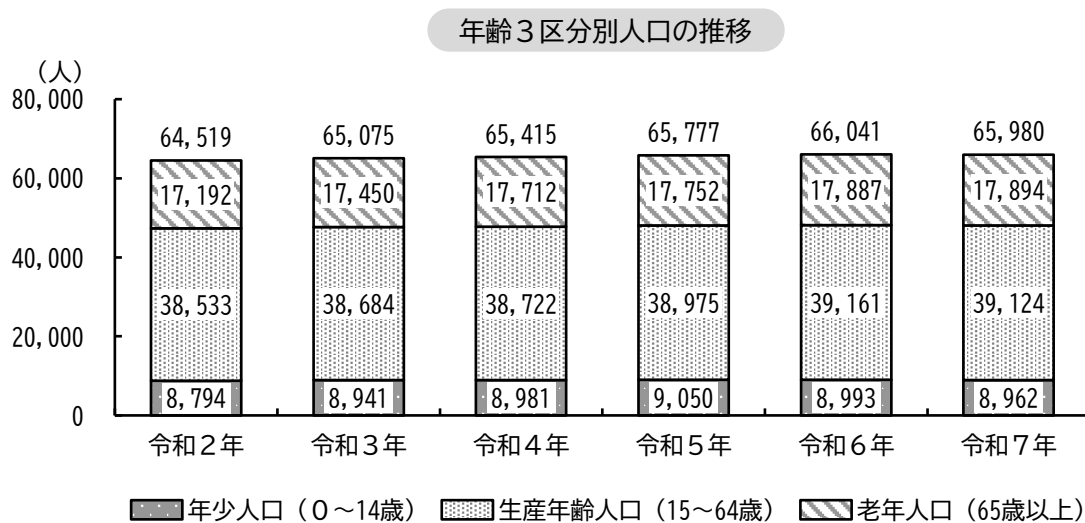
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 こども・子育て家庭の状況

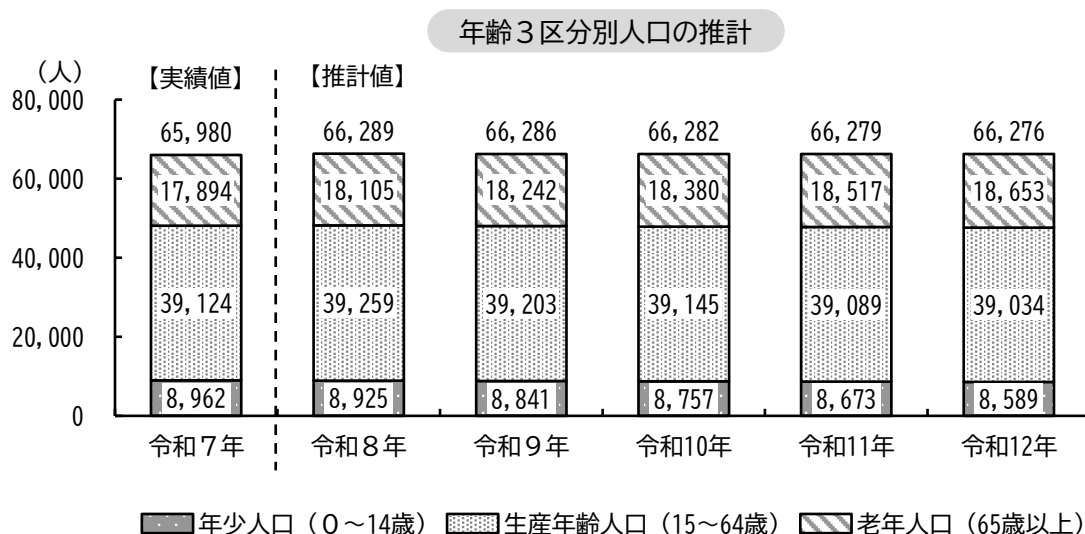
(1) 人口の動向

① 人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

令和2年から令和6年にかけて人口総数は増加していましたが、令和7年に減少に転じ人口総数は4月1日時点で65,980人となっています。また、年少人口、生産年齢人口においても増加傾向がみられましたが、令和7年で前年より減少しています。令和8年以降は年少人口、生産年齢人口で減少が見込まれます。



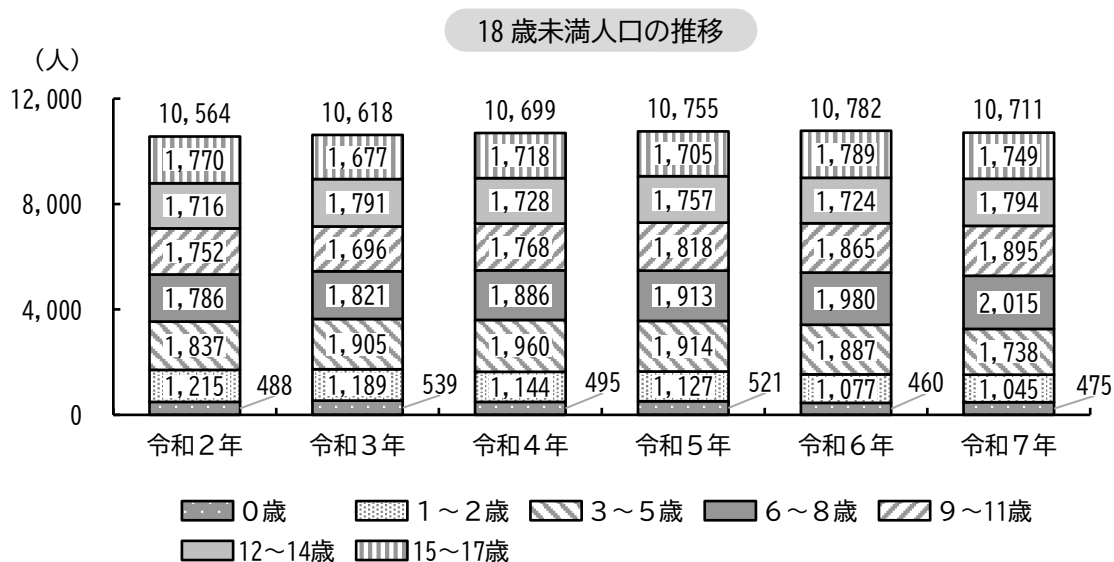
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



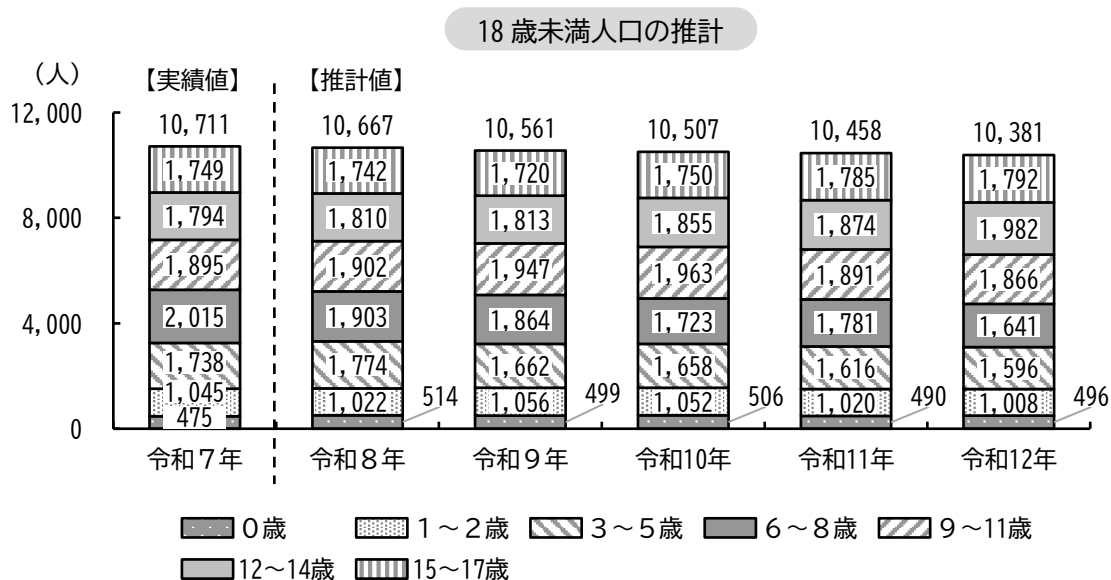
資料：袖ヶ浦市総合計画後期基本計画の策定に伴い実施された人口推計を基に推計

② 18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満の人口は、令和2年から令和6年にかけて増加していましたが、令和7年に減少に転じ人口総数は4月1日時点で10,711人となっています。年齢別では「1～2歳」、「3～5歳」、「15～17歳」は令和7年で前年から減少しています。令和8年以降、18歳未満人口は減少が見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



資料：袖ヶ浦市総合計画後期基本計画の策定に伴い実施された人口推計を基に推計

(2) 世帯の状況

① 家族類型別世帯及び1世帯あたり人員の推移

令和2年の国勢調査では、単独世帯を中心に世帯数が増加しているために、1世帯あたりの人員が減少していることがうかがえます。

令和2年の核家族世帯は15,752世帯と、市内の一般総世帯数の6割以上を占めています。

また、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯の核家族世帯が占める割合は、6歳未満で9割、18歳未満も9割近くを占めており、特に核家族化の傾向が強くなります。

家族類型の全体像、世帯数（1世帯あたり人員）の推移

単位：世帯、人

	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	6歳未満 親族のいる 世帯 (令和2年)	18歳未満 親族のいる 世帯 (令和2年)
一般世帯数 (1世帯あたり人員)	19,732 (2.91)	21,335 (2.75)	22,545 (2.62)	25,321 (2.46)	2,587	5,984
A 親族世帯	15,965	16,473	16,962	17,858	2,578	5,961
I 核家族世帯	12,817	13,525	14,520	15,752	2,335	5,220
II その他の親族 世帯	3,148	2,948	2,442	2,106	243	741
B 非親族世帯※	82	206	211	225	9	22
C 単独世帯	3,685	4,655	5,354	7,221	—	1

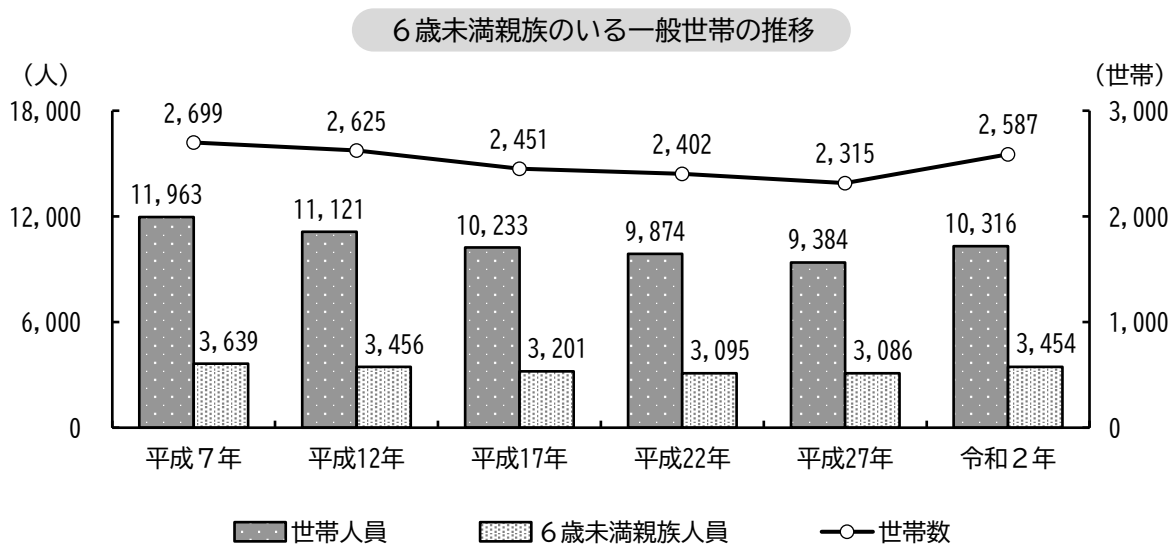
家族類型が「不詳」の世帯があるため、A・B・Cの合計は一般総世帯数と一致しません。

※ 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

資料：国勢調査

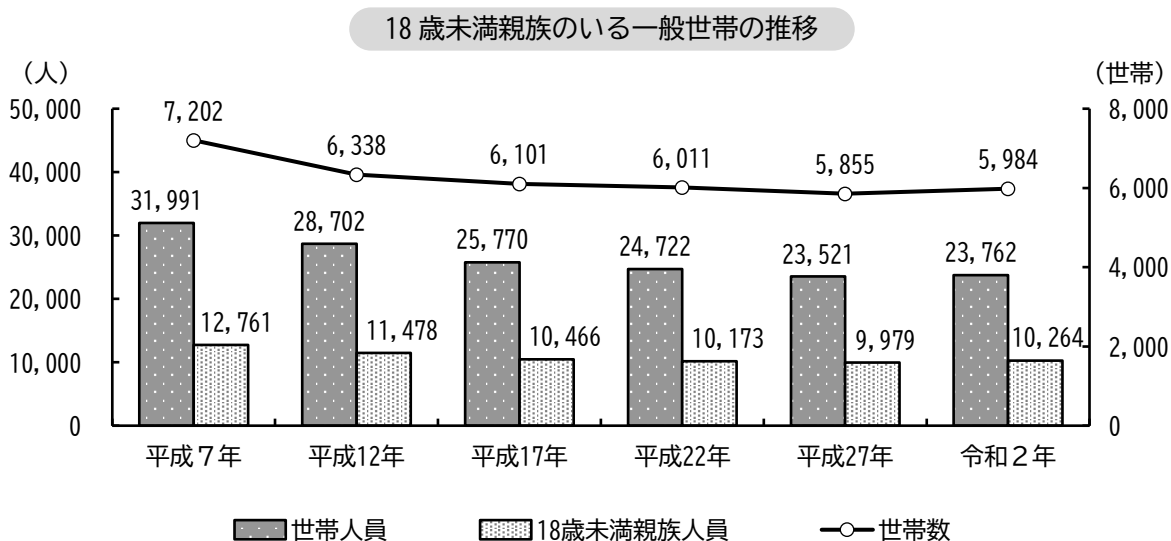
② 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

令和2年の6歳未満親族のいる世帯数は2,587世帯で、世帯人員は10,316人、1世帯あたり3.99人となっています。また、6歳未満親族人員は3,454人で1世帯あたりの6歳未満人数は、1.34人となっています。



③ 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

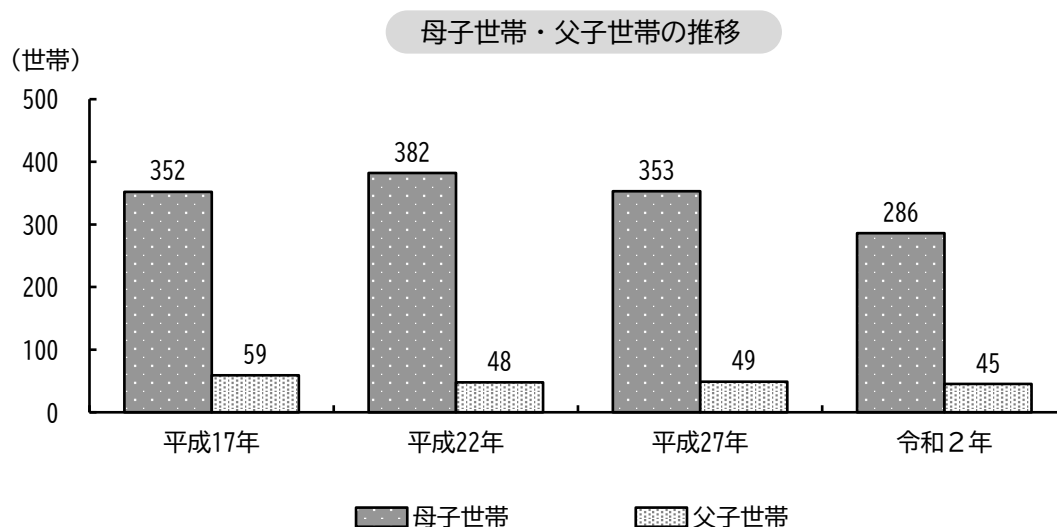
令和2年の18歳未満親族のいる世帯数は5,984世帯で、世帯人員は23,762人、1世帯あたり3.97人となっています。また、18歳未満親族人員は10,264人で1世帯あたりの18歳未満人数は、1.72人となっています。



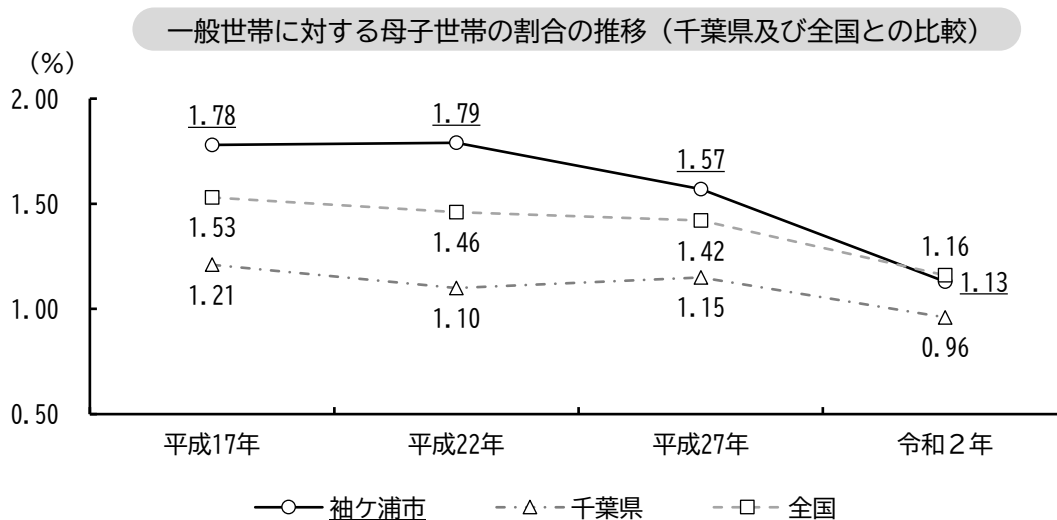
④ 母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯・父子世帯数をみると、母子世帯は、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年は286世帯となっています。父子世帯は、平成17年以降減少傾向にあり、令和2年は45世帯となっています。

また、一般世帯に対する母子世帯の割合の推移をみると、平成27年まで本市は千葉県及び全国より高い水準で推移していましたが、令和2年では全国をわずかに下回りました。



資料：国勢調査

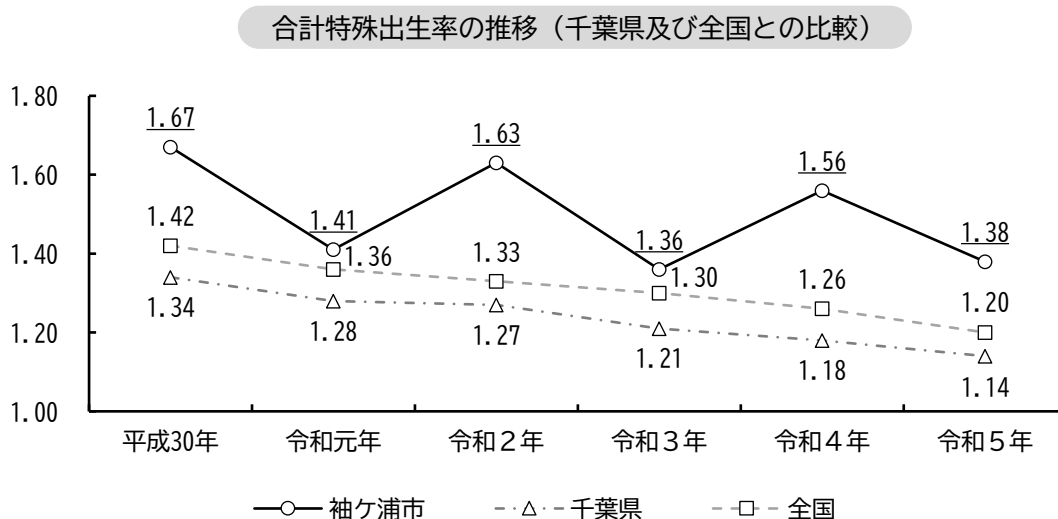


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 合計特殊出生率の推移

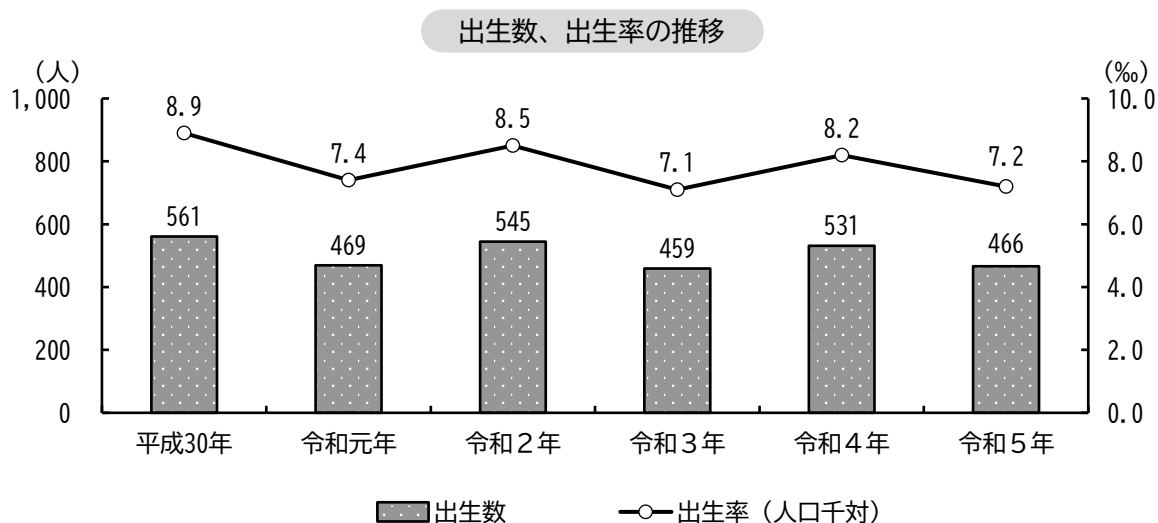
15歳から49歳までの女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率の推移をみると、年によるばらつきはありますが、千葉県及び全国と比較して高いものの同様に減少傾向にあります。



資料：千葉県衛生統計年報（全国は人口動態調査）

② 出生数、出生率の推移

出生数、出生率をみると、増減を繰り返しており、令和5年で出生数は466人、出生率は7.2‰となっています。



※ ‰ (パーミル) は千分率で、1,000分の1が1パーミル。

資料：千葉県衛生統計年報

(4) 母子保健の状況

① 母子健康手帳発行件数の推移

母子健康手帳の発行件数は、令和3年で増加、その後は減少しましたが、令和6年では508件となっています。

母子健康手帳発行件数の推移

単位：件

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
母子健康手帳発行件数	476	547	508	480	508

資料：子育て支援課

② 低出生体重児数とその割合の推移

2,500g未満の低出生体重児数は、年によるばらつきがみられますが、令和5年では47人と前年と比べ、4人の減少となっています。出生児総数に占める低出生体重児の割合は、令和2年以降は8～10%台で推移しています。

低出生体重児数、低出生体重児の割合の推移

単位：人、%

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
低出生体重児数	34	54	37	51	47
低出生体重児の割合	7.2	9.9	8.1	9.6	10.1

資料：千葉県衛生統計年報

③ 死産数、死産率の推移

妊娠満12週以後の死産数は、10人前後で推移しており、死産率は令和4年までは千葉県及び全国より若干高い水準となっていました。令和5年には低くなっています。

死産数、死産率の推移（千葉県及び全国との比較）

単位：人、‰

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死産数		11	13	11	12	8
死産率	袖ヶ浦市	23.0	23.3	23.4	22.1	16.9
	千葉県	22.3	20.3	19.0	20.0	21.3
	全国	22.0	20.1	19.7	19.3	20.9

資料：千葉県衛生統計年報

④ 1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

1歳6か月児健康診査の受診率は、90%台で推移しており、令和6年度で97.0%となっています。

また、健康診査を受診した児童について、むし歯のある者は増減を繰り返しており、令和6年度で0.2%となっています。

1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

単位：人、%

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該当者数	625	568	527	560	528
受診者数	585	550	509	528	514
受診率	93.6	96.8	96.6	94.3	97.0
むし歯のある者の割合	0.2	0.9	0.4	0.0	0.2

資料：健康推進課

⑤ 3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

3歳児健康診査の受診率は、90%前後で推移しており、令和6年度で96.0%となっています。

また、健康診査を受診した児童について、むし歯のある者は減少傾向にあり、令和6年度で7.1%となっています。

3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

単位：人、%

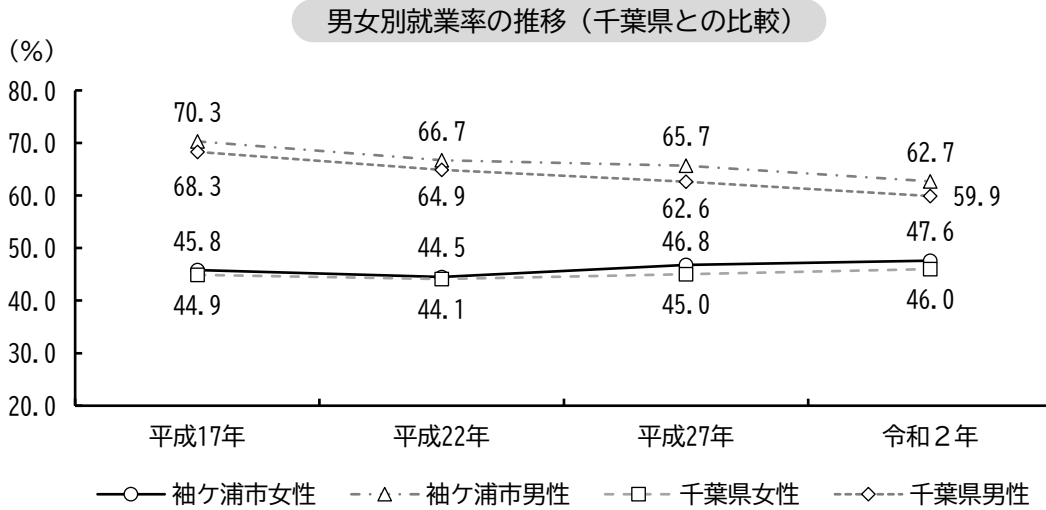
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該当者数	672	680	601	605	558
受診者数	616	644	538	555	536
受診率	91.7	94.7	89.5	91.7	96.0
むし歯のある者の割合	10.7	9.9	7.4	7.0	7.1

資料：健康推進課

(5) 就労の状況

① 男女別就業率の推移

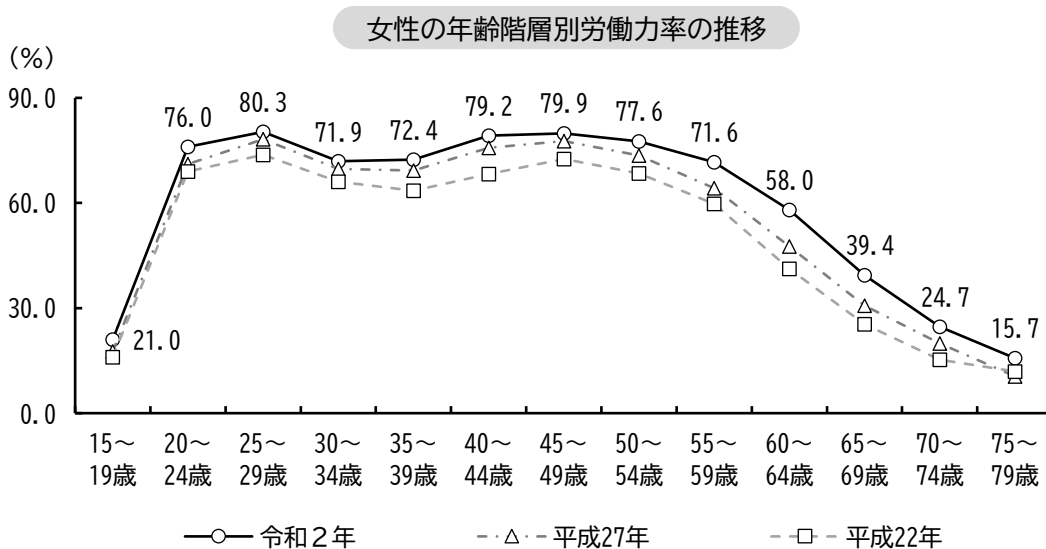
就業率は、15歳以上人口に占める就業者数の割合であることから、高齢化の進行に伴って低下する傾向にありますが、本市の女性の就業率は低下していないことから、現役世代の女性の就業者が増加しているものと考えられます。



資料：国勢調査

② 女性の年齢階層別労働力率の推移

年齢階層別に女性の労働力率をみると、年々割合は高くなっています。結婚・出産・子育て期に労働力率は一旦減少し、その後、子育てが落ち着いた時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況は、徐々にカーブが緩やかになっています。



資料：国勢調査

※ グラフ中のデータは、令和2年のみ掲載。

2 市と地域の状況

(1) 地区・コミュニティ

地域福祉計画をはじめとする本市の多くの計画においては、市内を5地区(昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区)に分けて施策を展開しています。

前期の計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」では、人口や日常生活圏域、生活実態等を踏まえ、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、市内を4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、市内全域を一体とした提供区域として設定することで、保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応してきました。

市と地域の状況



(2) 各地区の状況

① 昭和地区

・地区の概況

近年、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による宅地化に伴い、子育て世代等の転入・転居により人口が急増しています。

袖ヶ浦駅海側は、スーパーや飲食店、趣味や習い事の店舗などが集積してにぎわいがあります。

袖ヶ浦バスターミナルは川崎、横浜、羽田、品川、新宿に加え、東京、渋谷方面にも高速バスが運行したことにより、東京や神奈川方面への通勤通学者が増加しており、袖ヶ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

・施設の状況

地区内には、市民会館（昭和交流センター）や総合運動場、中央図書館、袖ヶ浦海浜公園等の施設が存在し、イベント時には賑わいを呈しています。

昭和地区

単位：人、世帯、%

	令和2年	令和7年	増減	地区人口の 構成比 (令和7年)	全市に占める 割合 (令和7年)
人口	19,660	21,762	2,102	100.0	33.0
0～14歳	3,343	3,972	629	18.3	44.3
うち、0～5歳	1,567	1,617	50	7.4	49.6
15～64歳	12,271	13,552	1,281	62.3	34.6
65歳以上	4,046	4,238	192	19.5	23.7
世帯数	8,322	9,433	1,111		32.2
1世帯あたり人口	2.36	2.31	-0.06		

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

< 児童関連施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	8	ファミリー・サポート・センター	1
認定こども園	1	小学校	2
家庭的保育	1	中学校	1
小規模保育	4	放課後児童クラブ	11
そでがうらこども館 （子育て支援センター機能含む）	1	子育て支援センター （私立保育園及び認定こども園内）	3
子どもの遊び場	2	高等学校	1

< 文化・スポーツ等の施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
市民会館（昭和交流センター）	1	中央図書館	1
袖ヶ浦海浜公園（県）	1	総合運動場	1

② 長浦地区

・地区の概況

全市に占める人口の割合が約41.1%と最も人口の多い地域ですが、0～64歳の人口は減少しています。

平成通り沿いに沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前にも大型スーパーなどの商業施設が集積しています。

・施設の状況

地区内には、長浦交流センター（長浦公民館）、長浦運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設などが充実し、代宿には市内で唯一の児童館があります。また、長浦おかのうえ図書館内に総合教育センターを設置しています。

長浦地区

単位：人、世帯、%

	令和2年	令和7年	増減	地区人口の 構成比 (令和7年)	全市に占める 割合 (令和7年)
人口	27,116	27,086	-30	100.0	41.1
0～14歳	3,772	3,517	-255	13.0	39.2
うち、0～5歳	1,418	1,173	-245	4.3	36.0
15～64歳	16,243	16,158	-85	59.7	41.3
65歳以上	7,101	7,411	310	27.4	41.4
世帯数	11,945	12,572	627		43.0
1世帯あたり人口	2.27	2.15	-0.12		

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

< 児童関連施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	5	小学校	2
幼稚園	2	中学校	2
小規模保育	1	放課後児童クラブ	8
事業所内保育施設 （認可1、認可外4）	5	児童館	1
子どもの遊び場	4	子育て支援センター（私立保育園内）	3

< 文化・スポーツ等の施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	運動広場	1
総合教育センター	1	長浦交流センター（長浦公民館）	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1

③ 根形地区

・ 地区の概況

水田地帯や畑地などにより形成される緑豊かな地域であり、県道南総昭和線沿いに集落が形成されています。また、地区東部ののぞみ野に人口が定着しており、新旧の市街地や集落地が共存する地域となっています。

文化財に指定されている「国史跡山野貝塚」「飽富神社」「飽富神社の筒粥」など、歴史的な要素が多い地域です。

・ 施設の状況

地区内には、根形交流センター（根形公民館）、袖ヶ浦公園や郷土博物館、健康づくり支援センターなどの施設が整備され、袖ヶ浦公園に隣接する農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

根形地区

単位：人、世帯、%

	令和2年	令和7年	増減	地区人口の 構成比 (令和7年)	全市に占める 割合 (令和7年)
人口	5,790	5,701	-89	100.0	8.6
0～14歳	605	555	-50	9.7	6.2
うち、0～5歳	189	177	-12	3.1	5.4
15～64歳	3,314	3,084	-230	54.1	7.9
65歳以上	1,871	2,062	191	36.2	11.5
世帯数	2,403	2,572	169		8.8
1世帯あたり人口	2.41	2.22	-0.19		

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

< 児童関連施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	1	中学校	1
子どもの遊び場	5	放課後児童クラブ	1
小学校	1		

< 文化・スポーツ等の施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
袖ヶ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福祉会館	1	根形交流センター（根形公民館）	1
運動広場	1	のぞみ野サッカー場	1
社会福祉センター	1		

④ 平川地区

・地区の概況

【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。

【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約半数が横田に集中しています。東横田駅周辺及び国道409号沿いには、沿道型商業施設が立地しています。

・施設の状況

地区内には、平川交流センター（平川公民館）、平岡交流センター（平岡公民館）等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる公園として親しまれています。

平川地区

単位：人、世帯、%

	令和2年	令和7年	増減	地区人口の 構成比 (令和7年)	全市に占める 割合 (令和7年)
人口	11,059	10,115	-944	100.0	15.3
0～14歳	1,013	823	-190	8.1	9.2
うち、0～5歳	333	233	-100	2.3	7.2
15～64歳	5,917	5,165	-752	51.1	13.2
65歳以上	4,129	4,127	-2	40.8	23.1
世帯数	4,674	4,688	14		16.0
1世帯あたり人口	2.37	2.16	-0.21		

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

< 児童関連施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	1	小学校	2
認定こども園	1	中学校	1
幼稚園	1	放課後児童クラブ	2
子どもの遊び場	15	児童養護施設	1

※（令和7年度の整備状況）令和7年4月に百目木公園敷地内に百目木どろんこ保育園が開園。
令和8年3月末に中川幼稚園が閉園。

< 文化・スポーツ等の施設 >

単位：施設

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	平川交流センター（平川公民館）	1
平岡交流センター（平岡公民館）	1	平川交流センター富岡サブセンター （平川公民館富岡分館）	1
平川図書館	1	運動広場	1
東京ドイツ村（民間施設）	1		

3 地域における子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

① 幼稚園の利用状況

市内の幼稚園は公立幼稚園1か所、私立幼稚園2か所の、計3か所となっています。
長浦地区の園児数、入園率は減少しており、令和7年度では73.3%となっています。

幼稚園の設置数・定員数・園児数・入園率

単位：か所、人、%

地区	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長浦	設置数	2	2	2	2	2
	定員数	540	540	540	540	430
	園児数	444	438	409	366	315
	入園率	82.2	81.1	75.7	67.8	73.3
平川	設置数	1	1	1	1	1
	定員数	210	210	210	210	210
	園児数	84	64	55	41	15
	入園率	40.0	30.5	26.2	19.5	7.1
全体	設置数	3	3	3	3	3
	定員数	750	750	750	750	640
	園児数	528	502	464	407	330
	入園率	70.4	66.9	61.9	54.3	51.6

※ 各年度5月1日現在。

※ 市外からの受託児童を含む。

※ 平川地区の中川幼稚園は令和8年3月に閉園。

資料：保育幼稚園課

② 保育所（園）の利用状況

現在、市内に設置されている保育所（園）は、公立保育所4か所、私立保育園11か所の、計15か所となっています。

令和7年度の入所（園）率では、特に昭和地区が100.1%と高く、また長浦地区も80%を超えており、利用ニーズが高い状況が続いています。

保育所（園）の設置数・（認可及び利用）定員数・利用児童数・入所（園）率

単位：か所、人、%

地区	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和	設置数	5	7	7	8	8
	認可定員数	466	666	666	756	756
	利用定員数	466	616	656	726	756
	利用児童数	471	630	675	740	757
	入所（園）率	101.1	94.6	101.4	97.9	100.1
長浦	設置数	4	4	4	5	5
	認可定員数	490	490	490	580	580
	利用定員数	490	490	490	550	570
	利用児童数	493	440	468	472	499
	入所（園）率	100.6	89.8	95.5	81.4	86.0
根形	設置数	1	1	1	1	1
	認可定員数	120	120	120	120	120
	利用定員数	120	120	120	120	120
	利用児童数	88	82	73	75	72
	入所（園）率	73.3	68.3	60.8	62.5	60.0
平川	設置数	2	2	2	2	1
	認可定員数	180	180	180	180	90
	利用定員数	180	180	180	180	90
	利用児童数	142	135	124	109	53
	入所（園）率	78.9	75.0	68.9	60.6	58.9
全体	設置数	12	14	14	16	15
	認可定員数	1,256	1,456	1,456	1,636	1,546
	利用定員数	1,256	1,406	1,446	1,576	1,536
	利用児童数	1,194	1,287	1,340	1,396	1,381
	入所（園）	95.1	88.4	92.0	85.3	89.3

※ 各年度4月1日現在。

※ 市外からの受託児童を含む。

※ 平川地区の吉野田保育所は、令和7年3月末に閉園。

資料：保育幼稚園課

③ 認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、昭和地区、平川地区に1か所ずつ設置されています。

認定こども園の設置数・定員数・園児数・入園率

単位：か所、人、%

地区	区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
昭和	設置数	1	1	1	1	1	
	定員数	(2号・3号認定)	150	150	150	150	150
		(1号認定)	90	90	90	90	90
	園児数	(2号・3号認定)	139	145	183	175	190
		(1号認定)	81	82	65	58	51
	入園率	(2号・3号認定)	92.7	96.7	122.0	116.7	126.7
		(1号認定)	90.0	91.1	72.2	64.4	56.7
平川	設置数	0	0	0	0	1	
	定員数	(2号・3号認定)	0	0	0	0	60
		(1号認定)	0	0	0	0	15
	園児数	(2号・3号認定)	0	0	0	0	59
		(1号認定)	0	0	0	0	9
	入園率	(2号・3号認定)	0	0	0	0	98.3
		(1号認定)	0	0	0	0	60.0
全体	設置数	1	1	1	1	2	
	定員数	(2号・3号認定)	150	150	150	150	210
		(1号認定)	90	90	90	90	105
	園児数	(2号・3号認定)	139	145	183	175	249
		(1号認定)	81	82	65	58	60
	入園率	(2号・3号認定)	92.7	96.7	122.0	116.7	118.6
		(1号認定)	90.0	91.1	72.2	64.4	57.1

※ 各年度4月1日現在。

※ 市外からの受託児童を含む。

※ 1号認定：3歳から5歳で「保育を必要とする事由」に該当しない教育標準時間認定。

2号認定：3歳から5歳で「保育を必要とする事由」に該当する保育認定。

3号認定：0歳から2歳で「保育を必要とする事由」に該当する保育認定。

※ 平川地区の百目木どろんこ保育園は令和7年4月に開園。

資料：保育幼稚園課

④ 地域型保育施設の利用状況

地域型保育施設とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、こどもの成長を支援するために、0歳から2歳児までのこどもを預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）です。

本市では、昭和地区に5か所、長浦地区に2か所設置されており、定員数の確保と拡大を図っています。

地域型保育施設の設置数・（認可及び利用）定員数・利用児童数・利用率

単位：か所、人、%

地区	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和	設置数	3	5	5	5	5
	認可定員数	43	81	81	81	81
	利用定員数	43	81	81	81	81
	利用児童数	42	71	69	71	68
	利用率	97.7	87.7	85.2	87.7	84.0
長浦	設置数	2	2	2	2	2
	認可定員数	39	48	48	48	48
	利用定員数	39	48	47	47	47
	利用児童数	36	39	39	33	42
	利用率	92.3	81.3	81.3	68.8	87.5
全体	設置数	5	7	7	7	7
	認可定員数	82	129	129	129	129
	利用定員数	82	129	128	128	128
	利用児童数	78	110	108	104	110
	利用率	95.1	85.3	83.7	80.6	85.3

※ 各年度4月1日現在。

※ 市外からの受託児童を含み、事業所内保育事業の従業員枠を除く。

資料：保育幼稚園課

⑤ 認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、長浦地区に4か所あり、いずれも事業所での保育を行っています。

⑥ 待機児童数の推移

子育て世代の転入など、保育ニーズが急伸したことに伴い、国基準の待機児童数は高止まり傾向にありましたが、適切な供給体制の確保などにより、徐々に減少していき、令和6年度から国基準の待機児童数は0人となりました。

待機児童の推移

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
待機児童数	46	23	2	0	0

※ 各年度4月1日現在。

資料：子育て支援課

(2) 地域子ども・子育て支援事業等

① 延長保育事業

地域子ども・子育て支援事業で定める延長保育事業については、実施か所を増やしており、令和6年度は、公立・私立計23か所で実施しています。実施か所は増加していますが、利用者数は令和5年度から6年度にかけて減少しており、令和6年度は948人となっています。

延長保育事業の実施状況

単位：人、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用者数	859	909	896	989	948
実施か所数	17	21	22	22	23

資料：保育幼稚園課

② 放課後児童健全育成事業

令和6年度の放課後児童クラブは、市内計22か所で実施しています。利用者数は増加しており、令和6年度は低学年（1～3年生）で709人、高学年（4～6年生）で、232人の計941人と前年と比べ、36人の増加となっています。

なお、利用者数の増加に伴い、令和6年度において奈良輪小学校区に3か所開設しています。

また、地域ボランティア等による放課後のこどもの居場所づくりとして、「放課後こども教室」を市内3か所で実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を制限していましたが、利用者が戻りつつあります。

放課後児童健全育成事業の実施状況（市全体）

単位：人、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
実利用者数	低学年	499	534	616	680	709
	高学年	154	166	181	225	232
	合計	653	700	797	905	941
実施か所数	15	15	17	19	22	

※ 実利用者数：各年度の月末登録児童数（月額利用数＋日額人数※）の平均。

※ 日額人数：日額利用数÷月別の開設日数。

資料：子育て支援課

放課後児童健全育成事業の実施状況（小学校区別）

単位：人、か所

校区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
昭和小学校	実利用者数	低学年	112	125	120	140	144
		高学年	32	31	42	62	56
		合計	144	156	162	202	200
	実施か所数	3	3	3	4	4	
奈良輪小学校	実利用者数	低学年	79	80	132	168	215
		高学年	9	14	20	32	24
		合計	88	94	152	200	239
	実施か所数	2	2	4	4	7	
蔵波小学校	実利用者数	低学年	151	166	199	200	197
		高学年	55	52	54	63	70
		合計	206	218	253	263	267
	実施か所数	5	5	5	6	6	
長浦小学校	実利用者数	低学年	67	65	63	76	74
		高学年	25	27	29	27	33
		合計	92	92	92	103	107
	実施か所数	2	2	2	2	2	
根形小学校	実利用者数	低学年	29	33	33	34	30
		高学年	5	9	12	12	16
		合計	34	42	45	46	46
	実施か所数	1	1	1	1	1	
平岡小学校※	実利用者数	低学年	30	27	29	22	26
		高学年	13	16	9	11	8
		合計	43	43	38	33	34
	実施か所数	1	1	1	1	1	
中川小学校	実利用者数	低学年	31	38	40	40	23
		高学年	15	17	15	18	25
		合計	46	55	55	58	48
	実施か所数	1	1	1	1	1	

※ 平岡小学校には、令和4年度まで幽谷分校を含みます。

資料：子育て支援課

【参考：放課後こども教室の参加延べ人数】

単位：人

校区	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	昭和小学校 もりのこクラブ	人	0	32	173	249	231
長浦	あそボラ！！ やかたっ子広場	人	0	98	545	1,115	1,617
根形	試行実施	人	0	0	0	311	306
	合計	人	0	130	718	1,675	2,154

資料：生涯学習課

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は、それぞれ1か所で実施しています。令和6年度で、ショートステイの年間延べ利用者数が大幅に増加しています。

子育て短期支援事業の実施状況

単位：人日、か所

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用者数	ショートステイ	2	8	39	22	137
	トワイライトステイ	2	2	11	3	4
	合計	4	10	50	25	141
実施か所数	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1

資料：子育て支援課

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点施設である「そでがうらこども館」や私立保育園への委託により「子育て支援センター」を実施しているほか、市立保育所で「なかよし広場」を実施しています。

「子育て支援センター」の利用者数は増加しており、令和6年度の年間延べ利用者数は、23,513人となっています。

「なかよし広場」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は実施せず、令和5年7月より再開しました。

地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：人日、か所

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用者数	子育て支援センター	11,021	12,984	14,938	17,701	23,513
	なかよし広場	0	0	0	80	137
	合計	11,021	12,984	14,938	17,781	23,650
実施か所数	子育て支援センター	6	6	6	6	7
	なかよし広場	0	0	0	4	4

資料：保育幼稚園課

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園のうち、私立の2か所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

利用者数は令和6年度に減少しており、年間延べ利用者数は、9,365人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

単位：人日、か所

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	8,186	8,886	10,500	11,816	9,365
実施か所数	2	2	2	2	2

資料：保育幼稚園課

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。

令和6年度は、保育所（園）で実施している「一時預かり」を6か所で、「休日保育」を2か所、「ファミリー・サポート・センター」を1か所で実施しています。年間延べ利用者数について、「一時預かり」は、減少傾向で推移していましたが、令和6年度は増加に転じ、3,140人となっています。

「休日保育」は減少傾向であり、令和6年度は70人となっています。

ファミリー・サポート・センターは年度ごとに増減を繰り返し、令和6年度は58人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施状況

単位：人日、か所

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	一時預かり	4,481	4,218	2,551	2,833	3,140
	休日保育	117	97	64	71	70
	ファミリー・サポート・センター	41	16	92	16	58
	合計	4,639	4,331	2,707	2,920	3,268
実施か所数	一時預かり	5	5	6	6	6
	休日保育	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・センター	1	1	1	1	1

資料：保育幼稚園課、子育て支援課

【参考：ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数】

単位：人

校区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員数	201	214	228	230	233
提供会員数	43	44	44	40	40
両方会員数	13	11	10	10	11
援助活動年間件数（延べ人）	566	617	374	409	449

資料：子育て支援課

⑦ 病児保育事業

病児保育事業は、私立認定こども園1か所で、病後児保育事業は、私立保育園2か所で実施しています。

利用者数は令和5年度から増加しており、令和6年度の年間延べ利用者数は、173人となっています。

病児保育事業の実施状況

単位：人日、か所

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	病後児保育	152	189	140	127	128
	病児保育	12	40	24	33	45
	合計	164	229	164	160	173
実施か所数	病後児保育	2	2	2	2	2
	病児保育	2	2	2	1	1

資料：保育幼稚園課

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、保育所（園）等の入所（園）や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業で、令和3年度から2か所での実施となっています。

利用者支援事業の実施状況

単位：か所

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	基本型・特定型※1	2	1	1	1	1
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計	3	2	2	2	2

※1 基本型・特定型：専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置。

※2 母子保健型：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置。

資料：保育幼稚園課、子育て支援課

⑨ 妊婦健康診査

妊婦健康診査では、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

妊婦届出等人数及び年間延べ受診回数は減少しており、令和6年度は妊婦届出等人数が459人、年間延べ受診回数は5,447回となっています。

妊婦健康診査の実施状況

単位：人、回

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦届出等人数	585	673	601	573	459
年間延べ受診回数	5,732	6,283	6,099	5,778	5,447

資料：子育て支援課

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。訪問者数は、400人台で推移しています。

乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

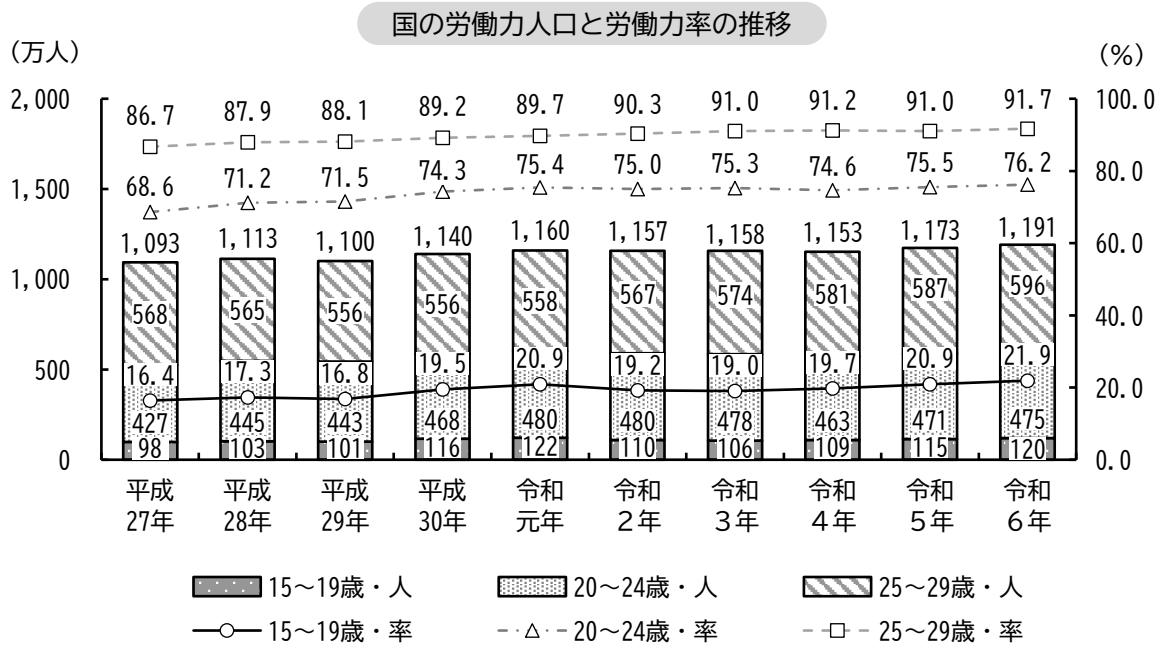
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問者数	保健師・助産師による訪問	433	459	497	461	472
	主任児童委員による訪問	22	20	15	8	0
	合計	455	479	512	469	472

資料：子育て支援課

4 こども・若者・子育てを取り巻く現状

(1) 全国の就労等の状況

我が国の労働力人口※は横ばいで推移しています。労働力率※※はどの年代も増加傾向にあります。

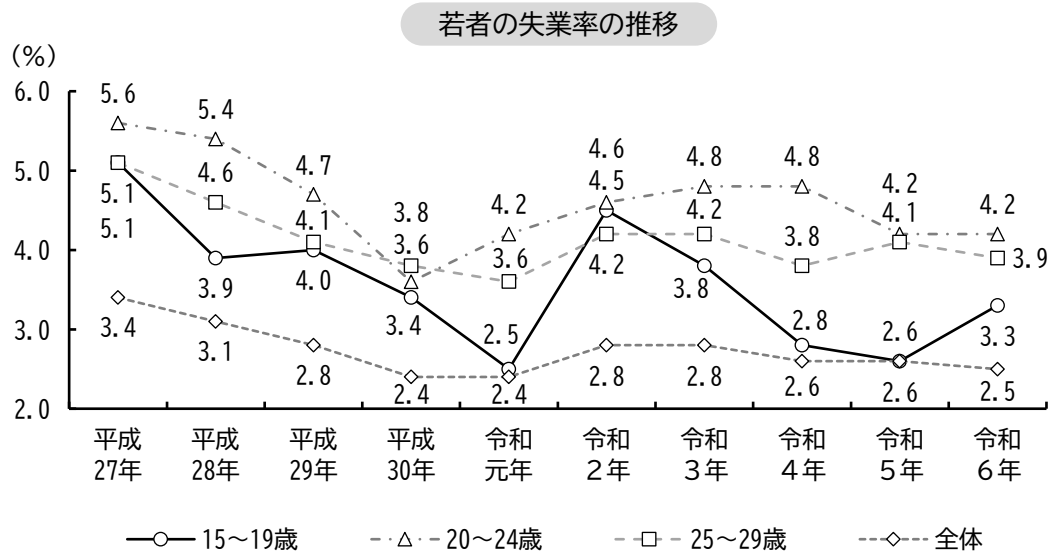


※ 15歳以上の人口のうち就業者と完全失業者を合わせたものをいいます。例えばアルバイトをしている学生、パートで働いている主婦も、労働力人口に含まれます。

※※ 15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のこと。

資料：総務省統計局「労働力調査結果」

若者の失業率の推移をみると、全体平均に比べ高くなっており、失業率は増減を繰り返しています。



資料：総務省統計局「労働力調査結果」

(2) 全国のひきこもり、若年無業者数（ニート）の状況

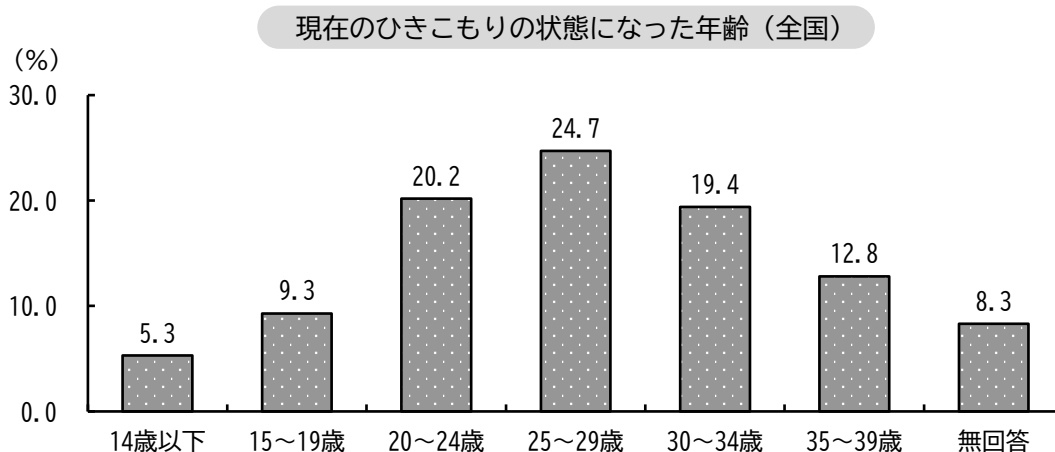
① 全国におけるひきこもりの状況

令和4年の内閣府による「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、全国の15～39歳間でのこども・若者の2.05%、約61.9万人がひきこもり状態にあると推計されました。

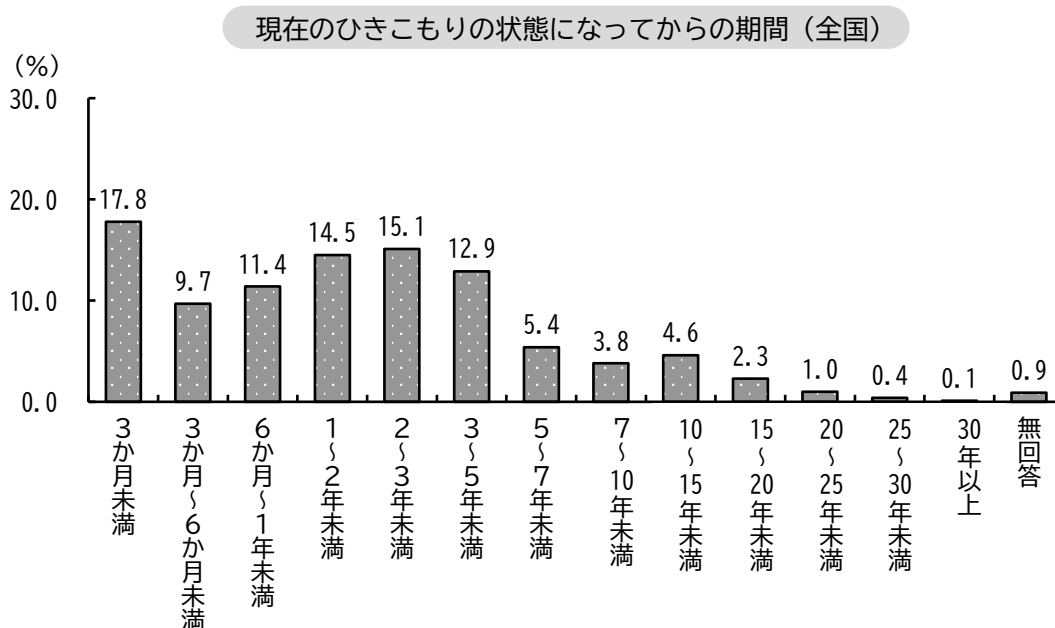
現在のひきこもりの状態になった年齢[※]について、「25歳～29歳」の割合は24.7%と最も高く、次いで「20歳～24歳」の割合が20.2%となっています。また、その継続期間については、「3か月未満」の割合が17.8%と最も高く、次いで「2～3年未満」と答えた方の割合は15.1%となっています。

※ 今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことがあると回答した方

- ①ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する
- ②ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- ③自室からは出るが、家からは出ない
- ④自室からほとんど出ない



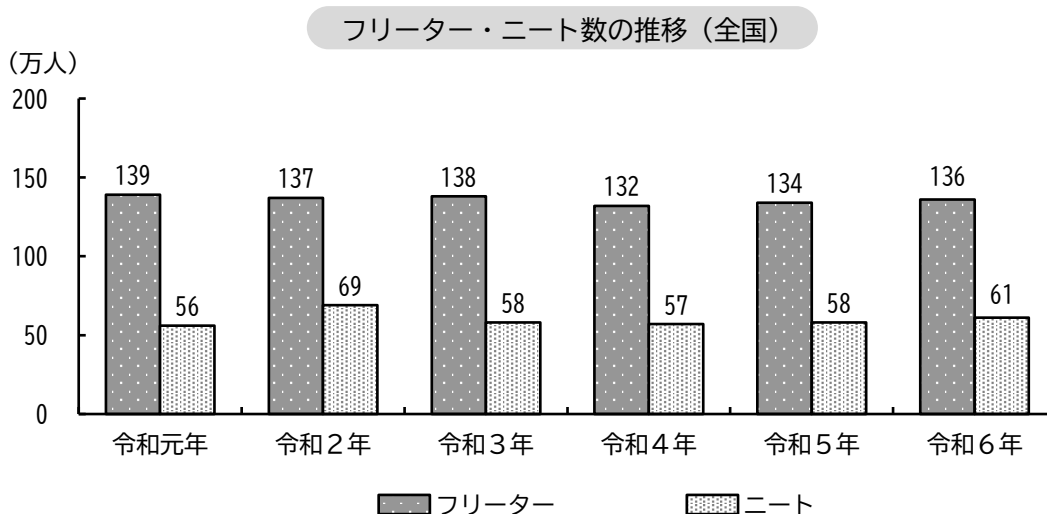
資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」



資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

② 全国における若年無業者（ニート）等の状況

フリーター※、若年無業者（ニート）の若者の数は、ほぼ横ばいで推移しています。

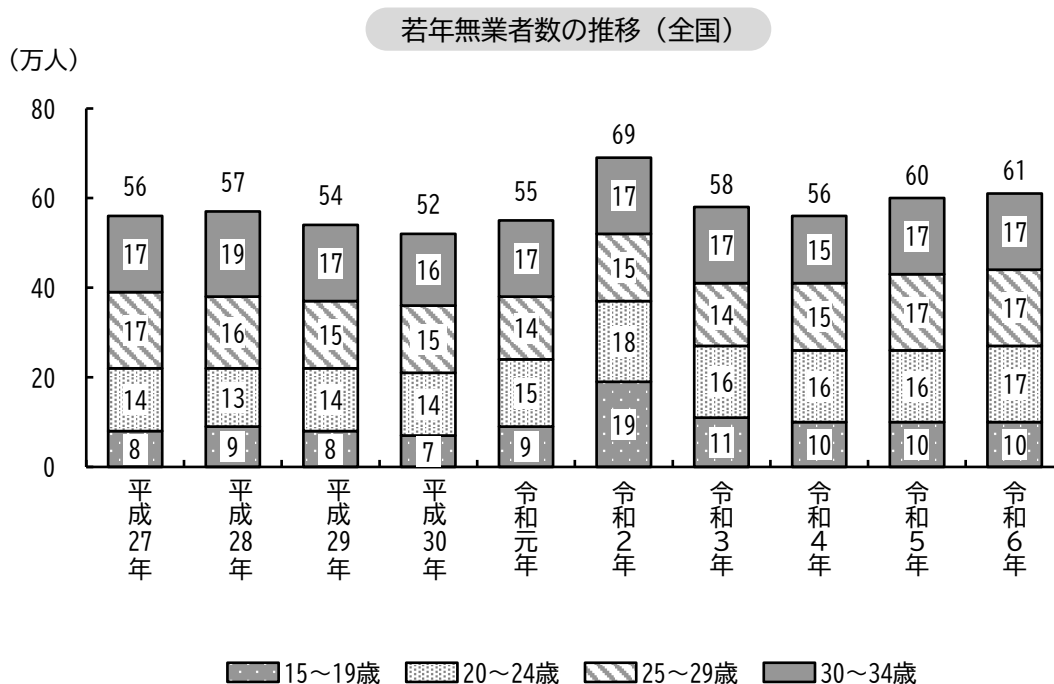


※ フリーター：15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、次の①～③の条件の者。

- ① 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者。
- ② 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者。
- ③ 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学等もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査結果」

ニートの数は、令和2年に大きく増加しましたが、令和3年以降は横ばいで推移しており、令和6年で61万人となっています。令和6年のニート数を年齢階級別にみると、15～19歳が10万人、20～24歳が17万人、25～29歳が17万人、30～34歳が17万人となっています。

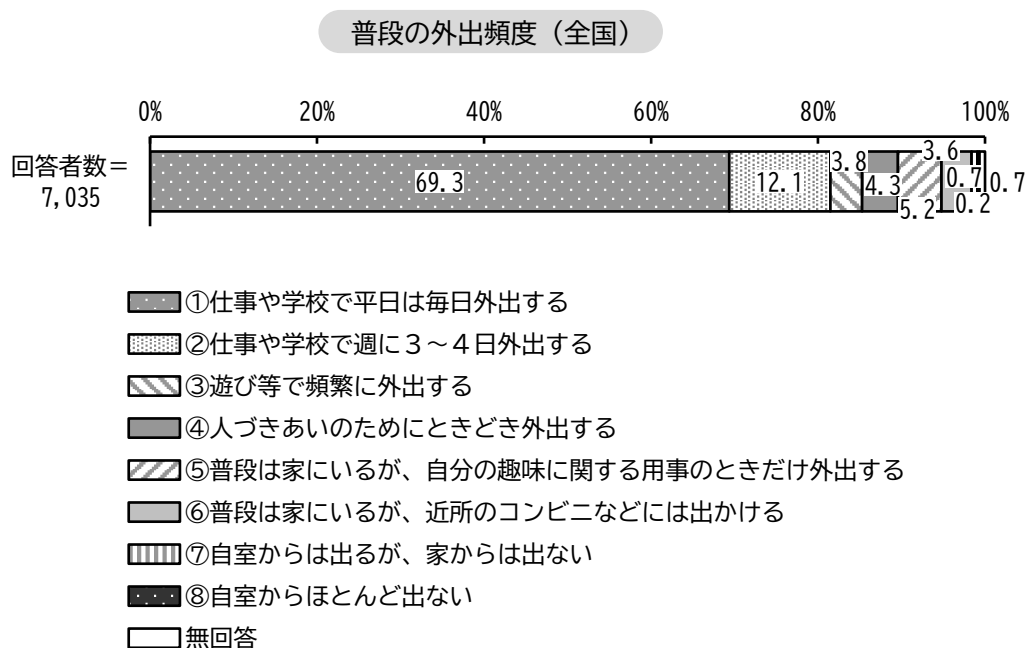


資料：総務省統計局「労働力調査結果」

(3) ひきこもりの状態にある者の推計

厚生労働省は、「⑤普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」「⑥普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「⑦自室からは出るが、家からは出ない」「⑧自室からほとんど出ない」に該当し、原則的には6ヶ月以上自宅に留まり続けている状態を「広義のひきこもり」、「広義のひきこもり」に該当する者のうち、⑥～⑧を「狭義のひきこもり」、⑤を「準ひきこもり」と定義しています。

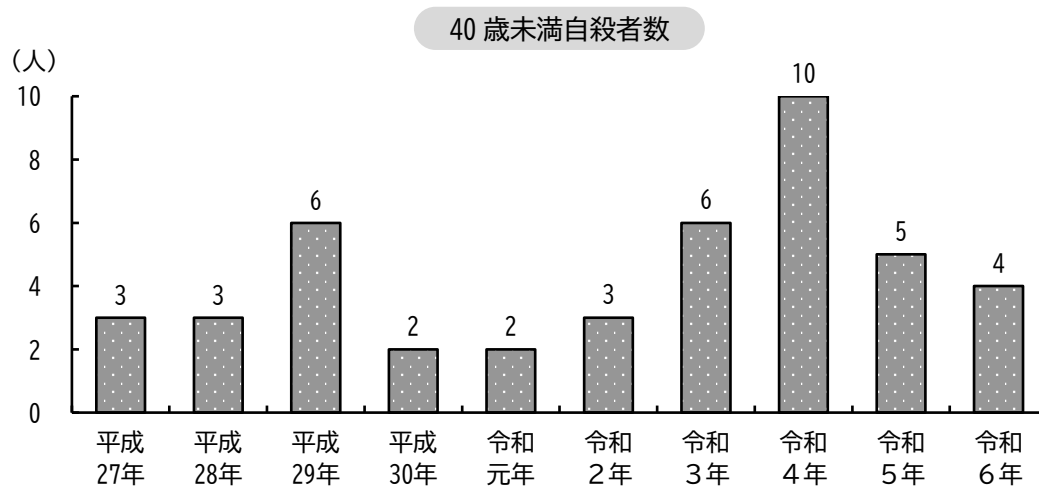
内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」の普段の外出頻度によると、15歳以上39歳以下での⑥～⑧の割合は4.5%、⑤～⑧の割合は9.7%となっています。



資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

(4) 40歳未満自殺者数

袖ヶ浦市の40歳未満の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和6年では4人となっています。

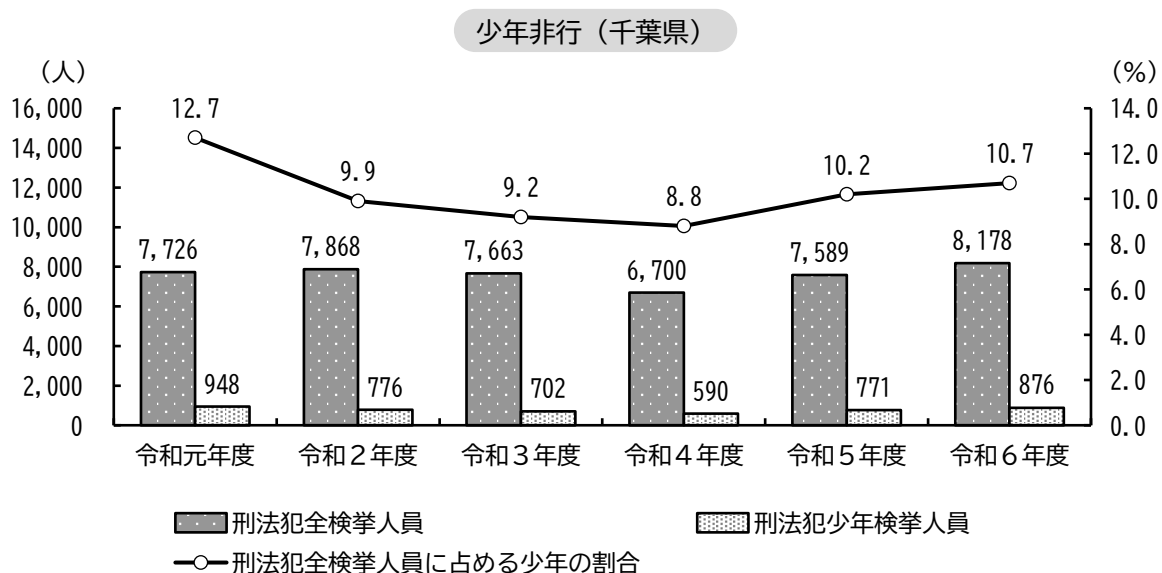


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 少年非行について（千葉県）

令和7年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

各種犯罪別では、窃盗犯が全体の5割を占める450人となっており、学識別では高校生（49.4%）、次いで中学生（16.1%）となっており、高校生、中学生で全体の6割強を占めています。



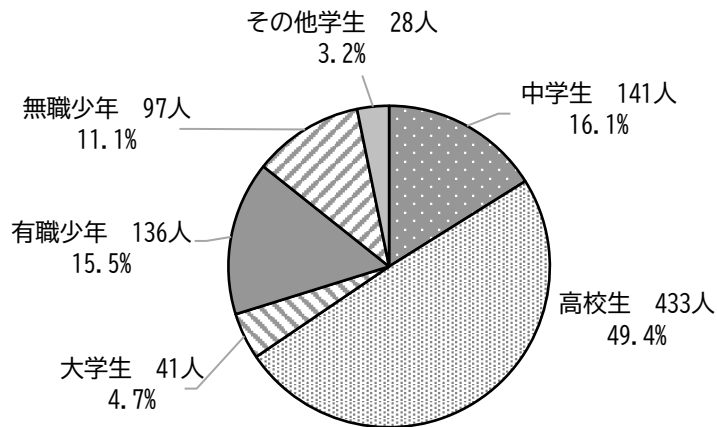
資料：令和7年版「ちばの少年非行」

単位：人、%

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
刑法犯全検挙人員	7,726	7,868	7,663	6,700	7,589	8,178
刑法犯少年検挙人員	948	776	702	590	771	876
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合	12.7	9.9	9.2	8.8	10.2	10.7

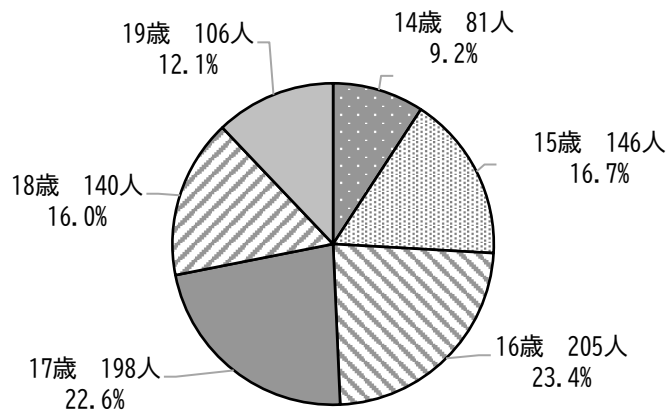
資料：令和7年版「ちばの少年非行」

学識別状況（令和6年 総数 876人）



資料：令和7年版「ちばの少年非行」

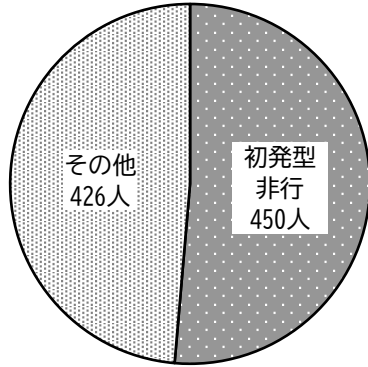
年齢別状況（令和6年 総数 876人）



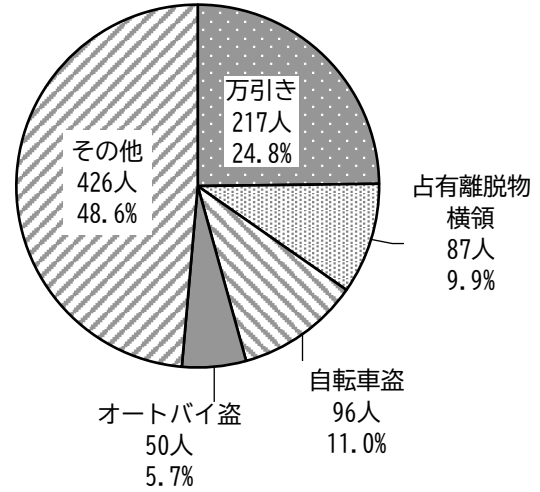
資料：令和7年版「ちばの少年非行」

令和6年刑法犯少年に占める初発型非行の割合（令和6年 総数 876人）

【初発型非行の割合】



【非行の内容】



単位：人、%

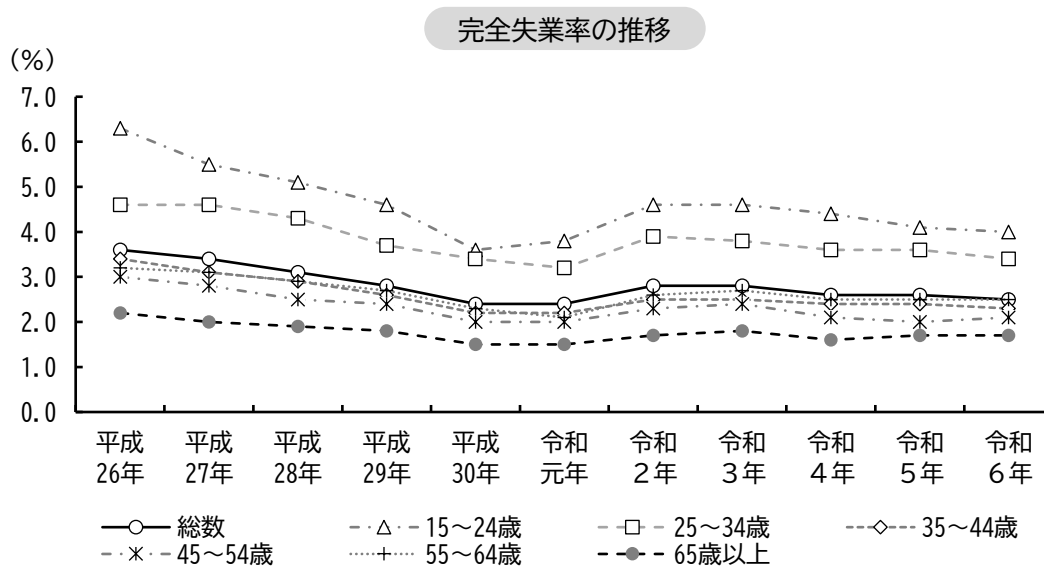
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
万引き	269	182	188	160	220	217
占有離脱物横領	108	86	50	36	58	87
自転車盗	102	80	71	54	103	96
オートバイ盗	45	32	21	25	48	50
計	524	380	330	275	429	450
刑法犯少年検挙数に占める割合	55.3	49.0	47.0	46.6	55.6	51.4

資料：令和7年版「ちばの少年非行」

(6) 雇用状況について（全国）

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢層と比べると高い傾向にあります。

年次別にみると、平成30年までは減少傾向にありましたが、令和元年から令和2年に増加し、令和3年で再び減少傾向へと推移しています。



資料：総務省統計局「労働力調査結果」

単位：%

	総数	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上
平成26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2
平成27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0
平成28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9
平成29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8
平成30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5
令和2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7
令和3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8
令和4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6
令和5年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7
令和6年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7

資料：総務省統計局「労働力調査結果」

(7) 青少年のスマートフォンの所有率及び利用内容（全国）

令和6年度内閣府の実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、自分専用のスマートフォン所持率は、小学生・中学生・高校生ともに男子より女子の割合が高くなっています。

また、インターネット利用内容は、主に「検索する」「動画をみる」「ゲームをする」の割合が高く、中学生、高校生の女子では「投稿やメッセージ交換（メールやチャットを含む）」の割合も高くなっています。

令和6年度 自分専用のスマートフォン所持状況

単位：％

	男子	女子
小学生	64.0	79.6
中学生	94.3	96.4
高校生	98.9	99.3

資料：令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

令和6年度 学年別インターネット利用内容

単位：％

	回答人数	投稿やメッセージ交換（メールやチャットを含む）	ニュースをみる	検索する	地図を使う	音楽を聴く	動画をみる
小学生男子	490	41.2	38.2	67.3	28.4	44.7	89.0
小学生女子	472	56.4	35.6	77.5	24.4	65.3	90.5
中学生男子	610	73.9	58.7	84.1	52.6	76.6	93.0
中学生女子	547	88.5	55.4	91.4	55.6	83.5	95.6
高校生男子	475	85.7	59.8	89.7	68.6	89.1	93.9
高校生女子	463	94.6	62.6	92.4	69.5	94.6	96.5

	読書をする	漫画を読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作、記録をする	その他
小学生男子	6.7	6.3	91.8	4.9	72.0	24.5	13.7
小学生女子	10.4	11.0	81.1	4.7	75.8	35.6	13.6
中学生男子	15.2	27.9	93.9	10.7	72.8	31.6	13.0
中学生女子	18.8	36.9	78.6	17.2	80.1	44.8	12.1
高校生男子	16.6	45.5	93.3	33.1	75.2	37.1	9.7
高校生女子	21.4	43.4	68.0	49.7	82.7	59.2	11.4

資料：令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

5 ニーズ調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」の計画期間終了に伴い、こどもの保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。

この調査は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的としています。

② 調査期間

令和6年1月18日～令和6年1月31日

③ 調査方法

郵送配付・回収とWeb調査の併用

④ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者票	1,000 件	597 件	59.7%
小学生児童保護者票	1,000 件	567 件	56.7%

⑤ 集計結果

主な集計結果については、資料編（118ページ）に掲載しています。

⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 袖ヶ浦市在住の就学前児童、小学生児童の保護者を対象として無作為に抽出しています。
- ・ 百分率による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- ・ 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

(2) ニーズ調査結果からみた課題

① 放課後児童クラブの質、量の改善への対応

就学前児童の低学年時、高学年時ともに過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」が増加傾向で、ニーズの高まりがうかがえます。放課後に必要と思うものとして、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が就学前児童、小学生の保護者ともに最も多いことから、保護者が放課後の時間の過ごし方について不安を感じていることがうかがえます。放課後児童クラブの質、量に不安を感じるという声もみられることから、今後の児童数の予測に基づいた受入体制の整備と質の確保が求められています。

② 地域での子育て意識の向上

こどもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した割合は就学前児童で17.8%、小学生で13.2%と少ないながらも増加傾向にあります。周りに家族、親族がおらず孤立する子育て家庭が全国的に増えている中で身近な地域で支え合える環境が重要となっています。就学前児童保護者の子育てグループの参加状況は「現在参加しており、今後も参加するつもりである」が2.2%と低くなっていますが、小学生保護者ではこどもが地域の行事、イベントに「参加したことがある」割合は74.8%（主な内容は地域のお祭り）と高くなっています。こどもの成長とともに地域でのつきあひも多くなっていますが、こどもが小さいうちから、気軽に話し合えたり、相談できる場を増やし、子育てで孤立する世帯を出さないよう、地域で子育てを支える環境づくりが重要です。

③ 様々な子育て支援の充実について

市に期待することとして、就学前児童、小学生の保護者ともに「小児救急医療体制の充実」、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が多くなっています。

経済的な負担軽減のための取組を引き続き進めるとともに、こどもにとって安全・安心なまちづくりを推進することが求められています。

また、雨の日や猛暑でもこどもだけで過ごせる施設を求める声もあがっていることから、保育施設や放課後児童クラブ以外のこどもの遊び場、安全・安心な居場所の確保策を検討する必要があります。

6 意見募集からみた市民の意向

(1) 意見募集の実施概要

① 募集の目的

「袖ヶ浦市こども計画」の策定に当たり、市では、こども・若者たちが健やかに成長することができ、将来にわたって、幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者からアイデアを募集するため実施しました。

② 募集期間

令和7年7月20日～令和7年8月22日

③ 調査方法

WEBフォームにより提出

④ 募集対象者

袖ヶ浦市内に在住又は在学している中学生から39歳までのこども・若者

(2) 意見募集結果

- ① あなたにとって「今、生きづらいと感じていること」「今後、こうなったら生きやすいと感じる」といった課題や希望を書いてください。

【主な意見】

- ・ 友達関係
- ・ 部活とかで圧力をかけられたり、進路への不安や学力の心配
- ・ 親や先生からの期待
- ・ 大人に自分の個性を抑制され、大人になっても未来が見られないこと
- ・ インターネット（SNS）で色々な人と比較できてしまうこと
- ・ コンプレックス
- ・ 自分の気持ちをうまくコントロールできない
- ・ 公園でボールが使えなくなること
- ・ 多様性とうるさい
- ・ 従兄弟の面倒がだるい
- ・ 税金が高い
- ・ 病院に200円かかるので改善して欲しい
- ・ 家計が苦しい、物価が高い
- ・ 地球温暖化（学校のなか暑い、外で遊びにくい）
- ・ いじめなどの嫌がらせ（陰口、嫌なあだ名、避ける等）

- ・学校が遠い
- ・先生が自分の意見を聞いてくれない
- ・制服で女子はズボンをはくことが出来ない
- ・体育の授業のとき、寒い日でも半袖半ズボンじゃないといけない
- ・やりたくない教科もやらなければならない

② ①で記入した「生きづらさ」を変えるためには、どのようなことが必要だと思いますか。
 「自分で意識すること」「地域や学校、職場などでできたらいいこと」「市で取り組んでほしいこと」などのアイデアを自由に書いてください。

【主な意見】

- ・相談する。相談所を設ける
- ・圧力をかけないで教えてほしい
- ・重く受け止めすぎない。ポジティブに生きる
- ・大人が心から子どもの個性を尊重し、地域や学校、職場や市などでも心から子どもの個性を尊重する取り組みをする
- ・スマホをしすぎない。インターネットの情報をうのみにしない
- ・もっと広い公園をつくる
- ・自分の意見だけを言うのをやめる
- ・税金を下げる
- ・無料にして欲しい。小中高校のお金の免除を増やす
- ・CO2を減らす、ゴミ分別とか
- ・理科室や家庭科室がとくに暑いので、エアコンをつけて欲しい
- ・「いじめは犯罪」ということをもっと伝えてほしい
- ・みんなで話す
- ・ルールを変える。規制を緩くする
- ・学校を新しくつくる
- ・仲間外れにしない。いじめをしない
- ・学校などで呼び掛けをしていく
- ・自分たちだけではどうにも出来ない

③ あなたにとって幸せに暮らせる社会とはどのような社会ですか。

【主な意見】

- ・不安がない社会
- ・個性豊かな社会、個性を潰さないで生活できる社会、ありのままの自分でいられる社会
- ・一人ひとりが好きなことやる。自分がやりたいことをやりたい時に好きなだけできる
- ・楽しく過ごせる、子どもが楽しめる社会
- ・雰囲気の良い社会、笑顔溢れる社会
- ・自分の意見を言える。何でも言える環境
- ・みんなが満足できる社会
- ・みんなのために行動する。色々な人が協力しながら暮らせる社会
- ・一人ひとりの意見を尊重しみんなが「笑う」ことができる社会
- ・人々がそれぞれの幸福を手にし、その幸福を共有して進化できる社会
- ・政治が安定し、みんなが貧しくないこと
- ・資本主義と共産主義の良さを掛け合わせた世界
- ・好きなことができるだけのお金が安定して稼げること
- ・便利な社会
- ・いじめもなく仲間はずれもない社会
- ・パワハラをうけない社会
- ・公園に変質者が出るので、治安や交通事故等徹底的に無くなる社会にして欲しい
- ・みんな平等に平和な社会

【総括】

意見募集における個々の結果では、生きづらさを感じる理由として、人間関係や周囲の期待から精神的なストレスを感じる事が挙げられ、また、経済的な面や学校生活の中でも生きづらさを感じる事が挙げられました。

子ども・若者が考える幸せに暮らせる社会としては、自分の個性が生きる、みんなが協力できる、笑顔があふれる、などの意見が多数挙げられ、また、いじめが無い、みんなが貧しくない、みんな平等という意見も挙げられました。

意見募集を通して、子ども・若者もそれぞれの主張や考えを持っており、これまでそれらを発する機会が少なかったものと思われます。子どもの権利を尊重すること、また子どもの社会への参画を進める上では、子ども・若者の意見を聞く機会を設けていくことが求められています。

7 ワークショップからみた市民の意向

(1) ワークショップ概要

ワークショップでは、2つのテーマについてディスカッションしていただきました。
参加者がそれぞれ意見を付箋に書き、それを模造紙に貼り付けながら整理していきま
した。

① 概要

開催日時：令和7年8月26日（火） 14：00～16：30

開催場所：袖ヶ浦市役所南庁舎2階 そでふれば

参加対象者：市内在住・在学の15歳（中学校卒業後）～22歳の子ども・若者

参加人数：8名

② 実施テーマ

テーマ①	袖ヶ浦市のいいところ
テーマ②	子どもにとってどんなまちが住みやすいか？

(2) 主な意見

テーマ①「袖ヶ浦市のいいところ」

- ・ドイツ村がある所
- ・イベントが多い
- ・開発が進んでいること
- ・道が整っている
- ・アクセスが良い
- ・駅が綺麗
- ・田んぼが広がっている 等



テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか？」

- ・バスの便がもっと多くなれば住みやすい
- ・子ども達と関われる機会を作る
- ・遊ぶ所がたくさんある場所
- ・子供同士のトラブルが少なくなっほしい
- ・いじめが少ない場所！
- ・市内に大学・専門学校があっほしい 等



(3) ワークショップの総括

テーマ①「袖ヶ浦市のいいところ」

テーマ①については、「袖ヶ浦のいいところ」として、自然が豊かで緑が多いこと、公園や田んぼが広がっていること、駅や市役所がきれいで過ごしやすいことなどが挙げられました。また、コンビニや飲食店が多く、通学や帰宅時に便利だという声もありました。交通の便が良く、東京にも出かけやすい点や、ドイツ村などの観光地があることも魅力として挙げられました。こうした意見から、地域資源の魅力を活かしながら、さらに住みやすさを高める工夫が重要となります。

テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか？」

テーマ②については、「子どもにとって住みやすいまち」について、交通の便が良く、公園や遊ぶ場所が充実している、地域の人が親切であることが大切だという意見が多く出されました。また、ポイ捨てや道路の整備不足、いじめの問題など、子どもが安心して過ごせる環境づくりへの課題も挙げられました。バスの本数や施設の充実、地域交流の場づくりなど、子どもたちの視点から見た「住みやすさ」を実現するための工夫が必要だという声が多く聞かれました。

まとめ

ワークショップでは、袖ヶ浦市の魅力と今後の課題について、子どもの視点から多くの意見が寄せられました。テーマ①では、自然環境の豊かさや公共施設の整備、交通利便性、観光資源の充実などが評価された一方で、地域資源を活かした住みやすさの向上が求められました。テーマ②では、子どもにとっての安心・安全な環境づくりが重視され、交通手段の充実、公園整備、地域交流の促進などが課題として挙げられました。今後は、これらの意見を踏まえた具体的な施策の検討が必要です。

8 生活実態調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市こども計画」を新たに作成するため、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年7月11日～令和7年7月30日

③ 調査方法

小学生本人調査：小学校（小学5年生）での配布及びWEBによる回答

中学生本人調査：中学校（中学2年生）での配布及びWEBによる回答

保護者調査：小・中学校での配布及びWEBによる回答

④ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
小学生本人調査	588 件	241 件	41.0%
中学生本人調査	540 件	117 件	21.7%
保護者調査	1,128 件	195 件	17.3%

⑤ 集計結果

主な集計結果については、資料編（128ページ）に掲載しています。

⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 生活実態調査結果からみた課題

① 教育環境の充実

学校の授業で「教科によってはわからないことがある」と回答した割合は小学生で24.5%、中学生で34.2%となっており、学校の授業でわからないことがある児童・生徒が一定数いることがうかがえます。また、『勉強を無料でみってくれる場所』が「あれば利用したいと思う」と回答した割合は小学生で39.4%、中学生で51.3%と高くなっていることから、一人ひとりの学習状況に合わせた内容や指導方法の見直し、学習機会の提供などが求められています。

② 経済的な援助の推進

子育てに関する相談について「頼れる人がいる」割合は83.1%、重要な事柄の相談について「頼れる人がいる」割合は82.6%と高くなっていますが、いざという時のお金の援助について「頼れる人がいる」割合は48.7%と低くなっています。

経済的な援助が必要となった時に、支援が受けられるような政策を推進することが必要です。

③ 支援等に関する情報の提供・充実

必要な支援を受けるために重要だと思うことについて、「携帯電話・スマートフォンでみられる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」、「メールマガジンやSNS等で定期的に福祉制度や支援策等の情報を発信する」が上位に挙げられています。

必要とする支援を受けるためには福祉制度や支援策等に関する情報の収集が最も重要なため、手軽に調べられるインターネットでの情報の提供・充実が求められています。

9 若者意識調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市こども計画」を新たに作成するため、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年7月11日～令和7年7月30日

③ 調査方法

はがきでの配布及びWEBによる回答

④ 調査対象

袖ヶ浦市に居住する高校生世代～39歳

⑤ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
若者意識調査	1,000件	222件	22.2%

⑥ 集計結果

主な集計結果については、資料編（137ページ）に掲載しています。

⑦ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100％にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100％を超える場合があります。

(2) 若者意識調査結果からみた課題

① 結婚・子育てに関する支援の充実

現在結婚について抱いている不安として「理想の相手にめぐりあえるかどうか」「経済的な不安」、結婚したくないと考える理由としてや「自分の自由な時間をもてない」、「経済的な面」が上位に挙げられており、結婚しやすい又はしたいと思える環境づくりに効果的だと思う取組として「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が最も高くなっています。

また、子どもを持つために必要だと思うこととして「給料が増えること」の割合が81.1%と最も高くなっており、子供が生まれた後も「働く（働き続ける）」と回答した割合が95.9%となっています。

このことから、結婚・子育てに関する経済的な援助や多様な価値観の中での結婚による喜びやメリットを周知していくことが必要であり、子どもを生んだ後も仕事が続けられる環境づくりが重要です。

② 子どもや若者の自己肯定感の向上

今の自分が好き又は自分らしくいることができていると「思わない」と回答した割合は27.9%となっています。また、自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると“思わない”（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）と回答した割合は14.9%となっており、自己肯定感の低い子どもが一定数いることがうかがえます。

子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組について、「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が69.4%と最も高くなっていることから、気軽に趣味や運動ができる場を提供することが必要です。

③ 地域で子どもを支える意識の向上

地域との関わり方について、地域でのイベントや活動への参加頻度が「少ない」と回答した割合は62.2%、地域の人との交流が「少ない」と回答した割合は63.5%と高くなっています。また、子どもや若者の政策に望むこととして、「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が上位に挙げられています。

子どもにとって安全・安心な居場所の提供や、地域で子どもの成長を支えるという意識の向上が重要です。

10 市民意識調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市こども計画」を新たに作成するため、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年7月11日～令和7年7月30日

③ 調査方法

郵送による配布・回収及びWEBによる回答

④ 調査対象

袖ヶ浦市に居住する40歳～69歳

④ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
一般市民調査	1,000件	337件	33.7%

⑤ 集計結果

主な集計結果については、資料編（146ページ）に掲載しています。

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 市民意識調査結果からみた課題

① 子育てや教育の現状について

最近の子育てや教育の現状について問題だと思ふこととして「子どもの携帯電話やスマートフォンの利用により親が子どもの交友関係や行動がわからなくなること」、「親の収入などによって、受けられる教育に差があること」、「テレビやインターネットなどのメディアから、子どもたちが悪い影響を受けること」が上位に挙げられています。

このことから、スマートフォンの危険性についての学習機会の提供、平等な教育機会の提供が必要です。

② 結婚に関する就労支援の充実

結婚しやすい又はしたいと思える環境づくりに効果的だと思ふ取組として、「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」、「安定した雇用機会の提供」、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」が上位に挙げられています。

結婚をした後も働き続けられる取組を推進するとともに、仕事と家庭を両立するための就労環境の整備が求められています。

③ 相談先の充実

何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人について、「誰（どこ）にも相談しない・相談できない」と回答した割合は12.5%と低いものの一定数いることがうかがえます。また、相談しない・相談できない理由については、「相談相手がいない」の割合が45.2%と最も高くなっており、気軽に話し合えたり相談できたりする場を増やし、孤立する人を出さない環境づくりが重要です。

④ 子どもや若者の政策に望むこと

市が取り組む子どもや若者の政策に望むこととして、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」、「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が上位に挙げられています。

経済的な負担軽減のための取組を引き続き進めるとともに、子どもにとって安全・安心な居場所を提供し、地域で子育てを支える環境づくりが重要です。

11 関係団体調査からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

保健福祉関係や、子ども・子育て支援、教育関係団体の現状や意向を把握し、今後の施策方針や連携体制を検討するため、ヒアリング調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年8月1日～令和7年8月18日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 調査対象

区分	個所数	団体名
保育所	9か所	スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ キッズガーデンひまわり まなびの森保育園長浦 社会福祉法人 里心会 久保田保育所 根形保育所 みどりの風保育園 福王台保育所 平川保育所 社会福祉法人 創幼福祉会（認定こども園にも該当）
幼稚園	3か所	学校法人栗原学園（蔵波台さつき幼稚園） 袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園 袖ヶ浦市立中川幼稚園
放課後児童クラブ	7か所	NPO 法人キッズパレット 有限会社すみれ福祉会 蔵波学童保育所つくしんぼクラブ キッズクラブ奈良輪（NPO 法人三楽） 昭和保育園学童保育 OLIVES・GRAPES いずみクラブ 蔵波すくすく児童クラブ
ファミリーサポートセンター	1か所	袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター
放課後等デイサービス	2か所	ハッピーテラス袖ヶ浦教室 ばるぶるーむ
子ども食堂	2か所	ガウラ子ども食堂 くらなみほんわか子ども食堂
その他	2か所	アレッタ袖ヶ浦園 児童発達支援センターヒツジ

(2) 主な調査結果

①「こども基本法」の施行やこども家庭庁の設置などによって、活動内容に変化はありましたか。

【主な意見】

- ・活動内容には大きな変化はないように感じる。
- ・こども食堂は「誰でも参加できる」イメージが増大した。
- ・子どもの主体性を大事にするプログラムを組んでいる。
- ・放課後等デイサービスのガイドラインが具体化した。
- ・子ども同士で話し合う時間を大切にしている。
- ・自由あそびを通じて主体性を育む環境を重視している。
- ・保育士と子どもの主体性を並立させる配慮をしている。 等

【総括】

こども基本法やこども家庭庁の設置による活動内容の大きな変化は感じられないものの、子どもの意見を尊重し、主体性を重視する保育に取り組む姿勢が強化されていることが見受けられました。また、こども食堂のイメージ改善や、新たなガイドラインが形成されたことも評価されています。

②子どもたちをみて、気になることはありますか。

《生活面（身の回りの清潔、衣服の着脱、食事、排泄、睡眠等）について》

【主な意見】

- ・アレルギーの子が増えている。
- ・生活リズムがずれている子がいる。
- ・ひとり親家庭での食支援で偏食が見受けられる。
- ・保護者の育児の関わりに差があると感じる。
- ・保護者が子どもの身支度を手伝うことが多い。 等

【総括】

アレルギーや偏食、生活リズムの乱れが多くの子どもに見受けられ、発達的な課題も感じられることがわかりました。また、家庭の影響で自立した生活技術が不足している現状が指摘されています。保護者との連携や丁寧な関わりが必要とされ、子どもたちの育つ力を見守る重要性が一層強調されています。

《人とかかわる力について》

【主な意見】

- ・子どもたちは挨拶ができ、楽しく遊んでいる。
- ・人とかかわる力を育む場面が多く必要である。
- ・コミュニケーション力に課題がある子どもが多い。
- ・一人っ子として育つ中でおもちゃの貸し借りができない子が多い。
- ・大人との安心できる関係が自己主張の基盤となっている。 等

【総括】

子どもたちの人と関わる力の発展に向けた取り組みが進んでいることが示されました。異年齢保育やこども食堂などの活動を通じ、思いやりや協調性が育まれる様子が見られます。しかし、言葉の発達やコミュニケーションに課題を抱える子どもも多く、特に一人っ子家庭の子どもたちには関わり方の工夫が求められています。保育士との愛着関係が重要な基盤となり、子どもたちの成長を支える役割を担っています。

《学ぶ力をつけるために大事だと思うのはどのようなことでしょうか。》

【主な意見】

- ・好奇心を原動力にした探索活動が重要である。
- ・親が子どもの学びを奪わないことが重要。
- ・様々な体験を通じて学ぶ機会を持つことが必要。
- ・遊びを豊かにすることで意欲や好奇心を育む。
- ・人的物的環境づくりが学びの促進に重要。 等

【総括】

子どもたちの学ぶ力を育むためには、好奇心を原動力とした探索や多様な体験が不可欠であると指摘されました。親や周囲のサポートが子どもの学びを奪うことなく、自己肯定感を育むことも重要です。また、IT化の進展に伴い、実際の体験を通じた学びがより一層工夫される必要があります。人と関わりながら学ぶことが、理解を深めたり新しい視点を得る鍵となります。

③子どもたちを見て、貧困、障害、外国籍など気になることを自由にご記入ください。

【主な意見】

- ・発達障害やグレーゾーンの子どもの増加していると感じる。
- ・多国籍の子どもたちが増え、文化の違いが悩みの種になっている。
- ・外国籍の保護者とのコミュニケーションが難しい。
- ・発達の遅れが見られる子どもに対して、保護者が問題を認識していない場合がある。
- ・連絡内容の理解確認が必要な外国籍保護者が増えている。
- ・毎服用がボロボロで清潔でない子がいる。
- ・家庭との連携が難しい状況がある。 等

【総括】

発達障害や多国籍の子どもたちの増加に伴い、様々な支援が求められる現状が浮き彫りになりました。特に、家庭環境や貧困による影響が大きく、清潔さや衣類、食事に困難を抱える子どもたちの存在が指摘されています。また、外国籍保護者とのコミュニケーションの難しさが、子どもたちの学びや成長を妨げる要因になっていることが多く、保護者自身の気づきが不足しているケースもありました。多様性を尊重しつつ、適切なサポート体制が求められています。

④子どもの保護者について思っていることや気になることを自由にご記入ください。

【主な意見】

- ・連絡帳の提出や提出物の不備が目立つ保護者がある。
- ・スマホや物で子どもを静かにさせている家庭が増えている。
- ・保護者の生活リズムに合わせた子ども生活の影響で園でのリズムが乱れる。
- ・SNSで保護者と園との論争が見られ、信頼関係が気になる。
- ・自己中心的な考えを持つ保護者が増加している。
- ・育児力の低下や周囲とのコミュニケーションの困難さが影響している。 等

【総括】

保護者の状況や意識に多様な課題が見受けられました。特に、家庭での育児力が低下し、生活リズムやコミュニケーションの問題が子どもたちに影響を与えていることが懸念されています。また、ひとり親家庭や貧困層におけるサポートの必要性、SNSでの論争が保護者と園との信頼関係に影響を与える現状も浮き彫りになりました。保護者自身の自己中心的な考えが子育てにおいて支障をきたしているケースが目立ち、社会全体でのサポートが求められています。子どもたちの成長にとって重要な役割を果たす保護者の意識向上が大切です。

⑤その他、子育て支援についてのご意見を自由にご記入ください。

【主な意見】

- ・ 孤立を解消するための「つながり」や居場所の提供が重要。
- ・ いじめ問題について、構造を理解し自己信頼感を育てる必要がある。
- ・ 自然体験を通じた豊かな子どもの成長支援が必要。
- ・ 子どもの主体性を重んじ、心を育む施策が必要。
- ・ 支援が必要な子どもが増加しているが、体制が十分ではない。
- ・ 資金や管理面での課題を解決するための支援が求められる。 等

【総括】

子育て支援に関する意見では、親と子どもの「つながり」や「安心」の重要性が強調されました。孤立感が子どもや親に悪影響を及ぼすとされ、居場所の提供や親教育が求められています。また、いじめや貧困の問題への早期対応が必要で、保護者との信頼関係を築くための情報共有や研修が期待されています。さらに、子どもに何が良いかを考えた支援や自然体験の導入が重要視され、支援体制や資金面の課題も指摘されています。全体として、保護者が子育てしやすい環境を整えることが子どもたちの成長に繋がるという認識が広がっているようです。

(3) 関係団体調査からみた課題

子どもたちの生活面では、アレルギーや偏食、生活リズムの乱れが多く見られ、家庭環境の影響によって基本的な生活技術が十分に身につけていない子どもが増加しています。

また、言語発達やコミュニケーション能力に課題を抱える子どもが多くなっています。

子育て支援においては、保護者が子育てしやすい環境を整えるとともに、親子のつながりや安心感を確保するため、居場所づくり、自然体験の導入、早期のいじめ・貧困対応など、包括的な支援策の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「こども大綱」で示された「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）の理念や方向性などを引き継ぎ、世代や分野を超えて、すべての市民が一体となり、こどもの未来のために考え、行動する社会を目指します。その実現のためには、誰もが他者の気持ちを理解し、寄り添う心を育み、互いを思いやる行動をとることが不可欠です。こども・若者の健やかな成長を支え、未来を明るく照らし、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指し『すべての「こども・若者」が、笑顔で成長できるまち みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら』を基本理念とします。

**すべての「こども・若者」が、
笑顔で成長できるまち
みんなでつくる、こどもまんなかそでがうら**

2 計画推進のための基本的視点

基本理念となる『すべての「子ども・若者」が、笑顔で成長できるまち みんなでつくる、子どもまんなかそでがうら』を実現するための施策を推進する、基本的な視点は、次のとおりです。

(1) 子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

子ども・若者は、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが必要です。

子ども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、『「子ども」とともに』という姿勢で、子ども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) 子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重する

子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、大人は、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、子ども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、子ども・若者が自分の意思や思いを伝える機会を確保するなど、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。子どもの成長の過程は、その置かれた環境や、乳幼児期からの様々な経験の積み重なりによって、大きく影響されます。

このことから、子どもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべての「子ども施策」の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子ども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んじられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻むあい路の打破に取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

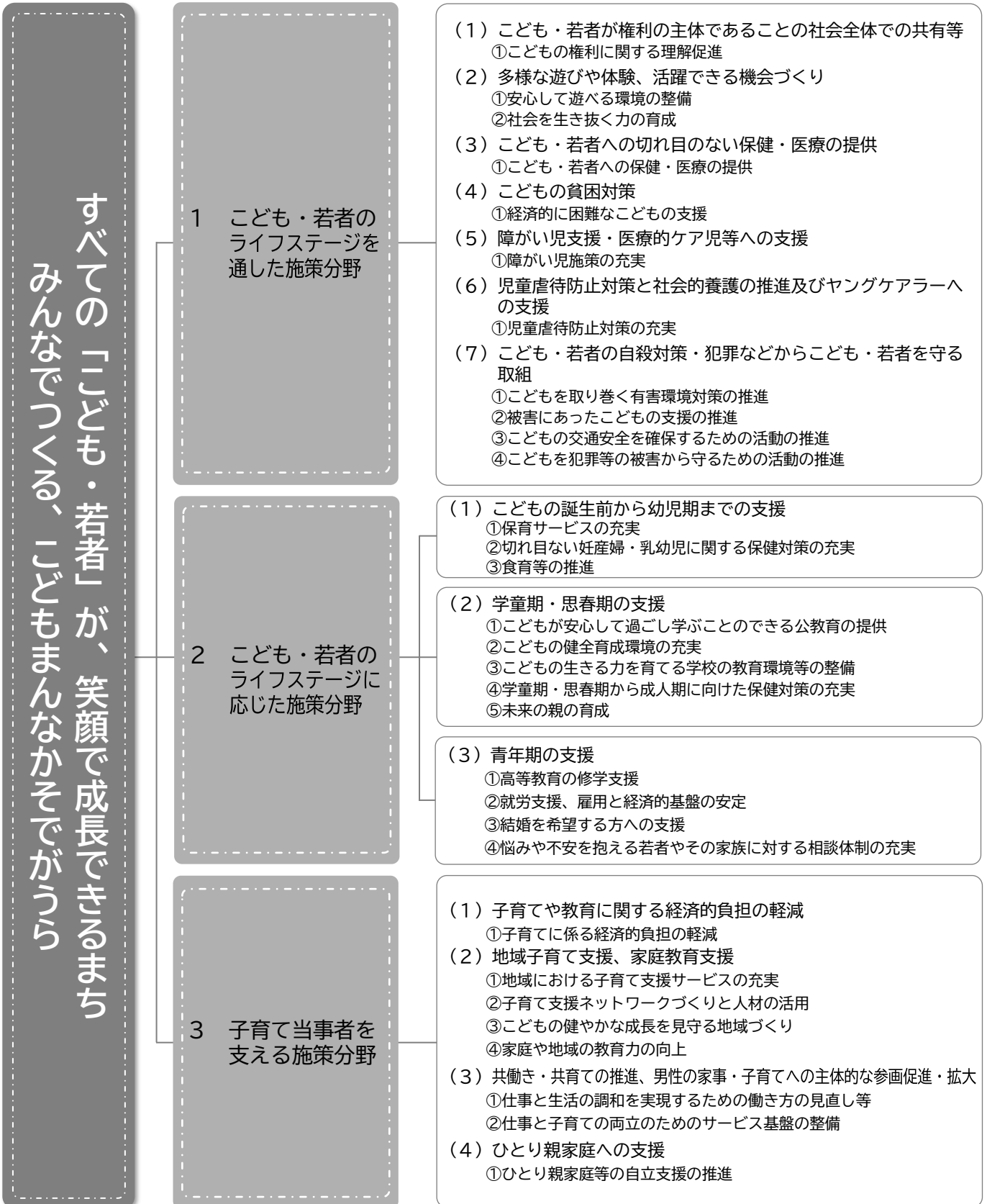
もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立ち、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるように取り組みます。

3 施策体系

[基本理念]

[施策分野]

[施策/取組の方向性]



4 指標の設定

本計画を推進するに当たっては、利用者の視点に立った点検・評価を行うため、次のとおり政策分野ごとの成果指標（アウトカム）を設定します。

施策分野	成果指標	現状値 (R7)	目標値 (R11)
Ⅰ こども・若者のライフステージを通じた施策分野	こどもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	55.0%	60%以上
	こどもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	66.6%	70%以上
	地域においてこどもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	34.3%	現状値以上
	道路、公園、遊び場、交通機関、公共的建物等が安全で使いやすいと感じる割合	50.0%	56%以上
	児童虐待の防止など、こどもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	26.0%	34%以上
	障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数	22か所 (R6実績)	現状値以上
Ⅱ こども・若者のライフステージに応じた施策分野	保育施設における待機児童数（国基準）	0人	0人
	保育所や学校等以外で、こども同士の交流や他世代との交流の機会が持っていると感じる割合	53.6%	60%以上
	妊娠や出産、出産後の経過を振り返って、こどもを産み育てやすいと感じる割合	61.7%	70%以上
	こどもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	76.4%	78%以上
Ⅲ 子育て当事者を支える施策分野	子育てを楽しんでいることの方が多い人の割合	62.8%	65%以上
	子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	89.5%	現状値以上
	仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	57.7%	65%以上

第4章 施策の展開

1 こども・若者のライフステージを通じた施策分野

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

① こどもの権利に関する理解促進

こども・若者が自由に発言できる機会を確保するとともに、権利の主体として尊重され、その意見が尊重される場を家庭や学校、地域などで提供することが重要です。

こども・若者が自らの権利を理解し意見を表明できるよう、情報提供や周知啓発を行うとともに、こどもまんなか社会の形成に向けた機運を醸成し、社会参画の機会を広げる取組を推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
1	こどもの権利に関する啓発	イベントなどで、こども・若者の意見表明の場を提供したり、こどもの権利に関する教育を行うなどにより、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有できるよう普及啓発を行います。	複数課にわたる
2	こどもまんなか社会の形成に向けた機運の醸成	こどもまんなか応援サポーターの促進や民間における取組事例の紹介等を検討し、こどもまんなか社会の形成に向けた機運の醸成を図ります。	複数課にわたる
3	こども・若者からの意見聴取	各種事業の実施時など様々な場面において、こども・若者から意見聴取する仕組みを検討します。また、こども・若者の意見を尊重し、社会全体で叶える仕組みづくりに取り組んでいきます。	複数課にわたる

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

① 安心して遊べる環境の整備

こどもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めるとともに、屋内の遊び場、居場所の確保について取り組みます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
4	都市公園の整備	都市公園の遊具の新設及び改修等の適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努めます。	都市整備課
5	多様な居場所の確保	市内のこどもが安心して過ごせる多様な居場所、遊び場について、既存施設の活用も含め、確保を図ります。	子育て支援課 各交流センター 中央図書館
6	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課
7	放課後こども教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、こどもの安全・安心な活動場所を提供します。 異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	生涯学習課

② 社会を生き抜く力の育成

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長を促し、認知的・社会情動的スキルの育成や健康維持、さらには生涯の幸せに結びつきます。そのため、地域資源の活用を通じ、年齢や発達に応じた多様な体験活動の機会を地域の格差なく意図的に創出します。また、家庭や地域、学校などが連携してこどもの読書活動や基本的な生活習慣の定着を支援します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
8	青少年教育推進事業	青少年育成団体への支援や講座等の実施により、児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供します。	生涯学習課 各交流センター
9	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体でこどもを育む活動を推進します。	生涯学習課 各交流センター
10	ブックスタート事業	親子の絆を深め、こどもの心の健やかな発達を支援するため、0歳児を対象にブックスタートパックを配付します。	中央図書館
11	ねがたオープンキャンパス（ねこまろ）	地域の若者たちが仲間づくりをするとともに、地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習支援、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形交流センター
12	生涯学習ボランティア促進事業	地域の人材活用を図るため、社会教育推進員などの各種ボランティアの養成と資質向上を目的とする研修等を実施します。これらの各種ボランティアと連携・協働し、市民の学習活動の支援を行います。	生涯学習課

(3) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

① こども・若者への保健・医療の提供

すべての保護者が心のゆとりをもてるよう、妊娠から出産、子育て期までをトータルにサポートする体制を整え、孤立感や不安を軽減しながら、子育て支援等の充実を図ります。また、望まない妊娠の予防・減少のため、性に関する正しい知識を周知・啓発していきます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
13	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育て！ぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	こども家庭センター
14	性に関する正しい知識の啓発・指導	望まない妊娠の予防・減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課
15	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課
16	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所（園）巡回相談、利用者支援事業、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立榎の実特別支援学校教諭巡回相談（幼稚園、保育所）、療育や障がい福祉に関する相談支援を実施します。	こども家庭センター 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい福祉課

17	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭センター 保育幼稚園課
----	------------------	---	-------------------------------

（４）こどもの貧困対策

① 経済的に困難なこどもの支援

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を検討するなど経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
18	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課
19	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課

（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

① 障がい児施策の充実

特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

保育所（園）においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを進めます。

特別支援学級については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供等を行います。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
20	療育支援事業	発達面等が気になる未就学児等に、有資格者による相談支援、心理、言語、運動機能に関する療育支援を行います。障がい・子育て・保育・教育の分野で連携し、適切な支援を実施することで、発達課題への対応や基本的な生活能力の向上を図ります。	障がい福祉課
21	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課

22	通級による指導	軽度の言語障がい及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課
23	小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着が図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	学校教育課
24	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課
25	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課
26	障がい児支援サービスの提供	障がいのあるこどもが住み慣れた地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用に向けた支援を実施します。	障がい福祉課
27	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいをもっているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

① 児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターが保育所（園）・幼稚園・学校等と緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援や児童虐待の予防等に包括的に取り組みます。

「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術の提供等により、相談体制の強化を図ります。

また、ヤングケアラーなど、自ら支援を求めない人や求めることができない人を早期に把握し、支援につなげられるように、引き続き取り組みます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
28	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員等が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	こども家庭センター
29	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を定期的で開催するとともに、個別支援会議を随時開催します。児童相談所等の子育て関係機関との連携を図ります。	こども家庭センター
30	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	こども家庭センター
31	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	こども家庭センター
32	支援対象児童等見守り事業	支援が必要な児童等の家庭が孤立しないように、民間団体のアウトリーチによる見守りを行うとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し、支援に繋がります。	こども家庭センター

(7) こども・若者の自殺対策・犯罪などからこども・若者を守る取組

① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

各種メディア等への過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラルに関する指導を推進します。また、自ら命を絶つこども・若者を減らすために命の大切さについて教育を行います。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
33	小中学校情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校の ICT 環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター
34	命の大切さについての教育	道徳科をはじめ、学校教育全般において命の大切さに関する教育を行います。	学校教育課

② 被害にあったこどもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもについて、学校等の関係機関と連携し、カウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細かな支援を実施します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
35	被害にあったこどもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあったこどもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	こども家庭センター
36	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
37	小学校スクールカウンセラー活用事業	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

③ こどもの交通安全を確保するための活動の推進

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

また、保育所（園）、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組み、総合的な交通事故防止対策を推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
38	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課
39	交通安全教育指導事業	幼児、小中学生に正しい交通ルールとマナーが身に付くよう交通安全教室を実施します。	防災安全課
40	交通安全啓発事業	警察や交通安全連絡協議会、木更津地区安全運転管理者協議会等関係団体と連携し、交通安全啓発活動を実施します。	防災安全課

41	通学路交通安全プログラム	交通安全、防犯の視点から児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全点検を実施します。	学校教育課
----	--------------	---	-------

④ こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有したうえで、連携して防犯活動等に取り組みます。また、災害等からこどもを守るために、保育所（園）・幼稚園・学校等において定期的な避難訓練等を実施します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
42	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールや防犯パトロールを実施します。	防災安全課
43	各種パトロール（学校関連）	専門的な見地から学校の安全を支援するとともに、地域安全パトロール、学校安全パトロール等を実施します。	学校教育課 総合教育センター
44	不審者情報の提供	不審者情報を市内子育て関係機関等に提供します。	学校教育課 保育幼稚園課
45	子ども 110 番連絡所	緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども 110 番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課
46	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課
47	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 防災安全課
48	自主防災活動	保育所（園）、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的に実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
41 再掲	通学路交通安全プログラム【再掲】	交通安全、防犯の視点から児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全点検を実施します。	学校教育課

2 こども・若者のライフステージに応じた施策分野

(1) こどもの誕生前から幼児期までの支援

① 保育サービスの充実

こどもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所（園）等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実を図ります。

あわせて、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
49	通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育幼稚園課
50	延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育幼稚園課
51	私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課
52	公立保育所等の環境改善	老朽化した保育所等の子育て関連施設（空調・照明などの環境整備等を含む）の改修を計画的に行います。	保育幼稚園課
53	保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所（園）における専門的な人材の育成に努めます。	保育幼稚園課
54	入所待ち補助金事業	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童がやむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、その保護者を支援します。	保育幼稚園課
55	待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
56	待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
57	保育所（園）の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域のこども同士のふれあいと交流の場を提供します。	保育幼稚園課
58	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育幼稚園課
20 再掲	療育支援事業【再掲】	発達面等が気になる未就学児等に、有資格者による相談支援、心理、言語、運動機能に関する療育支援を行います。障がい・子育て・保育・教育の分野で連携し、適切な支援を実施することで、発達課題への対応やや基本的な生活能力の向上を図ります。	障がい福祉課
27 再掲	障がい児保育【再掲】	児童の健全な発達を支援するため、障がいをもっているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課

② 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠期から出産、子育てまで、各ライフステージに関する情報発信に努めるとともに、相談体制を充実させ、必要な支援へと結びつけます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
59	母子保健に関する各種相談・教室	乳幼児期の生活習慣（保健・歯科・栄養）について相談や教室で指導を行うとともに、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	こども家庭センター
60	妊産婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子健康手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	こども家庭センター
61	妊産婦・新生児訪問指導	安心して出産に臨めるように、必要な方に妊娠期から訪問指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	こども家庭センター
62	産後ケア事業	産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、母親と赤ちゃんを対象に、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	こども家庭センター
63	歯科疾患予防等事業	う蝕予防のためのフッ化物洗口の実施に関する取組を行います。また、歯科疾患予防のための歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する取組を行います。	健康推進課
64	幼児健康診査	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科保健の相談を受けています。 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科健康診査	こども家庭センター
65	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるよう情報提供や相談・指導を行います。	こども家庭センター
66	こども家庭センター運営事業	市民が安心して子育てができるように、妊娠から出産・子育て期の家庭の不安や悩みに寄り添い、切れ目ない相談や支援を行います。	こども家庭センター
67	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、保健師等の専門職による面談等による「伴走型相談支援」と、妊娠届出時等に「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	こども家庭センター
13 再掲	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【再掲】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育て！ぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	こども家庭センター

③ 食育等の推進

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活を営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
68	生活習慣の確立への支援強化	健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育ていけるよう、乳幼児期からの生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育幼稚園課

(2) 学童期・思春期の支援

① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる公教育の提供

学校は、こどもにとって学びと成長の場であり、安心できる居場所となるよう、教育環境の充実を図ります。また、地域との連携を深められるよう、スポーツ・文化活動の場を整備します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
69	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
70	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。さらに、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携したイベントを開催します。	スポーツ振興課
71	教育相談事業	学校不適応や不登校に悩む児童・生徒、子育てに悩む保護者を対象に、相談活動を充実させ、助言や支援を行います。	総合教育センター
72	教育支援教室運営事業	人間関係等に悩み不登校となった児童・生徒が、社会の一員として自立していくための基礎を身に付ける場として、教育支援教室「のぞみ学級」を運営します。	総合教育センター
33 再掲	小中学校情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業【再掲】	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター
37 再掲	小学校スクールカウンセラー活用事業【再掲】	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

② こどもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組みます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
73	放課後児童クラブ支援事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設の放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課
74	放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。また、老朽化した施設（空調・照明などの環境整備等を含む）の改修を計画的に行います。	子育て支援課
6 再掲	子どもの遊び場の適正管理等【再掲】	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課

7 再掲	放課後こども教室推進事業【再掲】	放課後の学校施設を活用し、こどもの安全・安心な活動場所を提供します。 異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	生涯学習課
8 再掲	青少年教育推進事業【再掲】	青少年育成団体への支援や講座等の実施により、児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供します。	生涯学習課 各交流センター
9 再掲	青少年健全育成団体への支援【再掲】	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体でこどもを育む活動を推進します。	生涯学習課 各交流センター
70 再掲	総合型地域スポーツクラブ活性化事業【再掲】	市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。 さらに、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携したイベントを開催します。	スポーツ振興課

③ こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

外国語教育、情報教育、読書教育、多様な体験活動を引き続き推進するとともに、スクールカウンセラー等の配置により思春期に多い悩みごとへの相談対応に取り組みます。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
75	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語（英語）によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALTコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	総合教育センター
76	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課
77	小中学校読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校教育課 総合教育センター
78	学校音楽鑑賞教室の開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課
79	小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性などを培い、心豊かなたくましい児童生徒を育成します。	学校教育課
33 再掲	小中学校情報教育推進事業、学校ICT教育支援事業【再掲】	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。 また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター
36 再掲	心の相談事業【再掲】	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
37 再掲	小学校スクールカウンセラー活用事業【再掲】	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
69 再掲	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業【再掲】	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となる子どもたちの将来に向け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に取り組みます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
14 再掲	性に関する正しい知識の啓発・指導【再掲】	望まない妊娠の予防・減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課
15 再掲	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等【再掲】	学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課
68 再掲	生活習慣の確立への支援強化【再掲】	健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育ていけるよう、乳幼児期からの生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育幼稚園課

⑤ 未来の親の育成

子どもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、ともに生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
80	家庭教育総合推進事業	各交流センターにおいて家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 各交流センター
81	福祉教育	思いやりの心と、ともに生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課
82	人権擁護事業	市民みんなが人権を尊重し合い、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会に向けて、人権擁護委員と連携して子どもから大人までを対象とした人権に関する意識啓発を行います。また、人権に関する諸問題の解決を図るための相談体制を整えます。	地域コミュニティ課

(3) 青年期の支援

① 高等教育の修学支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を行います。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
83	奨学資金の貸付	経済的理由によって、修学が困難な者に対し、修学に必要な学資の一部を無利子で貸付けることにより修学を容易にし、将来、有為な人材を育成します。	教育総務課

② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。また、若者の就職活動では、ハローワークや若者サポートステーションを活用した再就職支援を強化します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
84	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	地域コミュニティ課 商工観光課
85	特定事業主行動計画の運用	「袖ヶ浦市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	職員課
86	雇用促進事業	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会等を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。 また、人手不足への対策として、若い世代の人材確保に対する助成を行うとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	商工観光課
87	就労支援事業	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	商工観光課

③ 結婚を希望する方への支援

若者の意識調査結果では、結婚したくないと考える理由として「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の割合が高く、その対応として、地方公共団体等による出会いの機会創出を広域展開や官民連携、伴走型支援を通じて強化します。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
88	結婚応援事業	結婚を希望する方々に出会いの機会を提供するとともに、結婚に対する意識の醸成を図るため、結婚相談や婚活イベント等を実施し、結婚に向けた支援を行います。	地域コミュニティ課
89	若者の仲間づくり支援	若い世代が出会い、仲間づくりを行うことができる場の創出を検討します。	各交流センター

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

こども・若者自身がこころの健康や相談先に関する情報を身近に知ることができるよう、SNS等による相談等、国・県・民間事業所が実施しているものも含めた様々な相談先について、わかりやすく周知をするとともに、悩みを抱える方を支援に繋がられるための情報提供を行い、相談支援の利用促進を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
90	自立相談支援	自立相談支援員が生活に困っている、社会に出るのが不安など、様々な困りごとに対する相談・助言を行います。	生活支援課
91	こども家庭センター（家庭児童相談）	子ども・若者の身近な相談先としてこども家庭センターにて、相談を受け付けます。 家庭児童相談員が、子育てに関する様々な悩みに対する相談・助言を行います。	こども家庭センター

3 子育て当事者を支える施策分野

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、経済的な負担や不安を抱える多くの子育て家庭に対応するため、妊婦のための支援給付、高校生までのこどもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化の実施等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
92	高校生までの子どもの医療費助成	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課
93	幼児教育・保育の無償化	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育幼稚園課 学校教育課
67 再掲	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、保健師等の専門職による面談等による「伴走型相談支援」と、妊娠届出時等に「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	こども家庭センター

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援センターをはじめとして、気軽に相談ができる体制を強化するとともに、子育て支援アプリを活用するなど、必要な子育て支援サービスの情報提供に努めます。

また、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組むとともに、国の改正に合わせ「こども誰でも通園制度」への対応を進めます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
94	地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成するとともに、「そでがうらこども館」の運営を行います。	保育幼稚園課
95	産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	こども家庭センター
96	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課
97	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	こども家庭センター

98	病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課
99	病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課
100	一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所（園）において保育します。	保育幼稚園課
101	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	令和8年4月から新たに全国で展開される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）において、当市の利用児童の受け皿の確保と保護者へ制度の周知及び利用を促進し、すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を行います。	子育て支援課 保育幼稚園課
13 再掲	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【再掲】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育て！ぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	こども家庭センター
16 再掲	各種相談【再掲】	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所（園）巡回相談、利用者支援事業、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立榎の実特別支援学校教諭巡回相談（幼稚園、保育所）、療育や障がい福祉に関する相談支援を実施します。	こども家庭センター 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい福祉課
66 再掲	こども家庭センター運営事業【再掲】	市民が安心して子育てができるように、妊娠から出産・子育て期の家庭の不安や悩みに寄り添い、切れ目ない相談や支援を行います。	こども家庭センター
73 再掲	放課後児童クラブ支援事業【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課
74 再掲	放課後児童クラブの環境改善【再掲】	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。また、老朽化した施設（空調・照明などの環境整備等を含む）の改修を計画的に行います。	子育て支援課

② 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・NPOとの連携を図り、子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
102	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの後援等を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課
103	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課

104	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を図る体制づくりを推進するため、青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援します。	生涯学習課 各交流センター
13 再掲	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【再掲】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育て！ぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	こども家庭センター
17 再掲	地域子育て支援ネットワークの推進【再掲】	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭センター 保育幼稚園課
19 再掲	地域福祉活動団体支援事業【再掲】	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課
96 再掲	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課

③ こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域全体がこどもの成長を見守り、支える機運を醸成するため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
17 再掲	地域子育て支援ネットワークの推進【再掲】	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 こども家庭センター 保育幼稚園課

④ 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の役割や責任についてそれぞれが自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を整えることにより、地域の教育力の向上を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
105	すきすき絵本タイム事業	0歳からの乳幼児と保護者を対象に、ボランティアが個別に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館
10 再掲	ブックスタート事業【再掲】	親子の絆を深め、こどもの心の健やかな発達を支援するため、0歳児を対象にブックスタートパックを配付します。	中央図書館
11 再掲	ねがたオープンキャンパス（ねこまる）【再掲】	地域の若者たちが仲間づくりをするとともに、地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習支援、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形交流センター
80 再掲	家庭教育総合推進事業【再掲】	各交流センターにおいて家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 各交流センター

81 再掲	福祉教育【再掲】	思いやりの心と、ともに生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課
103 再掲	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業【再掲】	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

① 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

働き方改革や育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や事業主に対してワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
106	男性の子育て・介護の参画促進	男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	地域コミュニティ課
84 再掲	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動【再掲】	働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	地域コミュニティ課 商工観光課
85 再掲	特定事業主行動計画の運用【再掲】	「袖ヶ浦市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	職員課

② 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
51 再掲	私立保育園施設の支援【再掲】	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課
55 再掲	待機児童対策のための保育所等の整備【再掲】	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
56 再掲	待機児童対策のための地域型保育事業の推進【再掲】	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
73 再掲	放課後児童クラブ支援事業【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課
74 再掲	放課後児童クラブの環境改善【再掲】	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。また、老朽化した施設（空調・照明などの環境整備等を含む）の改修を計画的に行います。	子育て支援課

96 再掲	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課
98 再掲	病後児保育【再掲】	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課
99 再掲	病児保育【再掲】	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課
100 再掲	一時預かり事業等【再掲】	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所（園）において保育します。	保育幼稚園課
101 再掲	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【再掲】	令和8年4月から新たに全国で展開される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）において、当市の利用児童の受け皿の確保と保護者へ制度の周知及び利用を促進し、すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援を行います。	子育て支援課 保育幼稚園課

(4) ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当等の経済的な支援に取り組みます。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	担当課
107	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の父母等や児童の医療費、調剤費等の全部又は一部を助成します。	子育て支援課
108	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	こども家庭センター
109	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合や配偶者からの暴力により身の安全を脅かされた母子について母子生活支援施設等への入所を図ります。	こども家庭センター

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育提供区域の設定

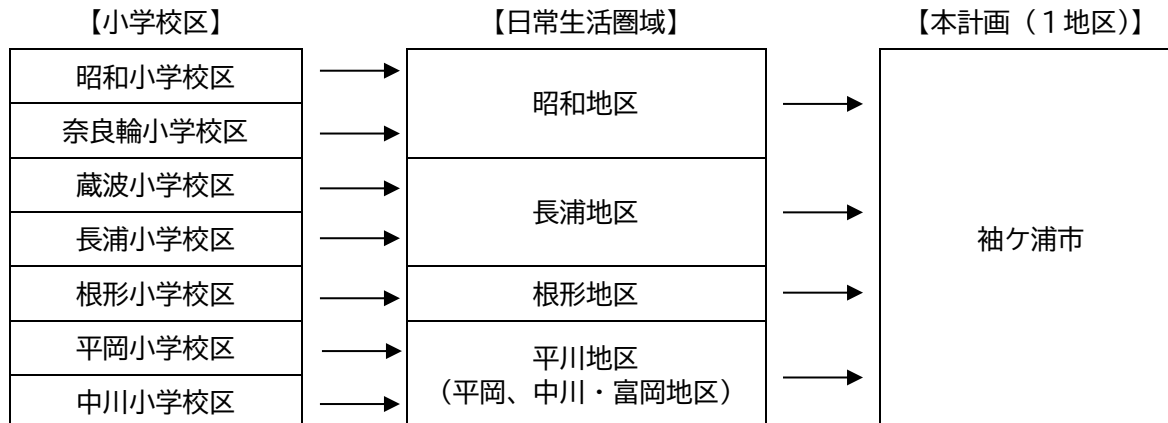
教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」においては、日常生活圏域等を踏まえ、昭和・長浦・根形・平川の4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定しました。

本計画においても、今後の人口動態の変化を見据え、引き続き市内全域を一体とした提供区域の設定とします。

袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

(1) 対象事業

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

対象事業			市で該当する事業
■教育・保育			
(1)	教育標準時間認定	1号認定	幼稚園、認定こども園
(2)	保育認定①	2号認定	幼稚園、認定こども園
	保育認定②		保育所(園)、認定こども園
(3)	保育認定③	3号認定	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
(1)	時間外保育事業		延長保育事業
(2)	放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブ
(3)	子育て短期支援事業		ショートステイ、トワイライトステイ※
(4)	地域子育て支援拠点事業		子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
(5)	一時預かり事業(幼稚園型)		幼稚園で実施している「預かり保育」
	一時預かり事業(その他の一時預かり)		保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
(6)	病児保育事業		病児保育、病児保育(体調不良児対応型)、病後児保育
(7)	子育て援助活動支援事業		「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
(8)	利用者支援事業		利用者支援事業
(9)	妊婦に対する健康診査		妊婦健康診査
(10)	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等		乳児家庭全戸訪問事業
(11)	子育て世帯訪問支援事業		産前産後ヘルパー派遣事業
(12)	親子関係形成支援事業		ラクイクセミナー
(13)	妊婦等包括相談支援事業		妊婦等包括相談支援事業
(14)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		こども誰でも通園制度(令和8年度より開始)
(15)	産後ケア事業		産後ケア事業
(16)	実費徴収に係る補足給付事業		副食材料費等の補助

※ トワイライトステイについて、国の手引きでは「一時預かり事業 その他」に含むこととしていますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として実施していることから、本事業で量の見込み等を算出します。

※ 上記事業のうち(8)～(16)はニーズ調査に基づき量の見込みを算出するものではなく、国の動向や市の実績を踏まえて今後の方向性を明記します。

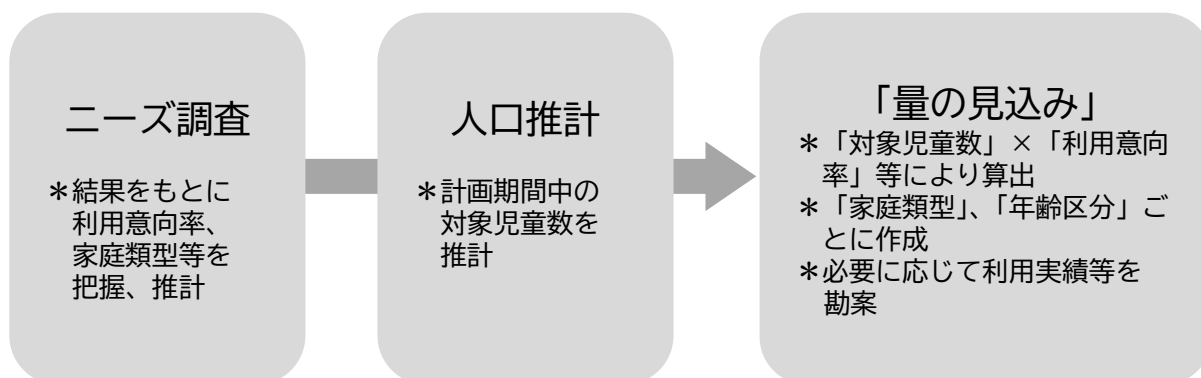
(2) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成する必要があります。

「量の見込み」の算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、令和5年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

ただし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の見込みを算出します。

量の見込み算出のイメージ



3 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育認定

① 保育の必要性に応じた支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなります（子ども・子育て支援法第19条等）。

この認定については以下の3通りとなります。

教育・保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

② 保育の必要性の認定における就労下限時間の設定

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

本市では、保育短時間認定における就労時間の下限の設定について、これまでの利用状況を踏まえ、本計画期間中では64時間としています。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を元に算出した、各年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位：人

	年齢	0歳児	1・2歳児	3～5歳児		
	認定	3号認定		2号認定	1号認定	
令和7年度	推計児童数	502	1,038	1,761		
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	82	617	959	525
		（保育利用率）	16.3%	59.4%	54.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	435
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	96		
	確保方策合計（B）	188	620	1,060	775	
差（B－A）	106	3	101	250		
令和8年度	推計児童数	514	1,022	1,774		
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	84	634	997	512
		（保育利用率）	16.3%	62.0%	56.2%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	115		
	確保方策合計（B）	188	639	1,060	565	
差（B－A）	104	5	63	53		
令和9年度	推計児童数	499	1,056	1,662		
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	82	658	964	464
		（保育利用率）	16.4%	62.3%	58.0%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計（B）	188	658	1,060	565	
差（B－A）	106	0	96	101		
令和10年度	推計児童数	506	1,052	1,658		
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	83	658	992	448
		（保育利用率）	16.4%	62.5%	59.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計（B）	188	658	1,060	565	
差（B－A）	105	0	68	117		
令和11年度	推計児童数	490	1,020	1,616		
	量の見込み	必要利用定員総数（A）	80	638	998	423
		（保育利用率）	16.3%	62.5%	61.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計（B）	188	658	1,060	565	
差（B－A）	108	20	62	142		

(3) 確保方策の考え方

本計画期間中の教育・保育の確保方策の考え方は次のとおりです。

① 3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）

【0歳児、1・2歳児】

3号認定の0歳児、1・2歳児については、市内の保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所等において受入れを行います。

保育ニーズの伸びが見込まれる1・2歳児の利用定員の確保方策として、本計画期間中において、新たな小規模保育事業所等の整備を推進するほか、既存施設の定員見直しや保育士確保により、受入可能人数の拡充を図ります。

② 2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

2号認定の3～5歳児については、市内の保育所（園）、認定こども園において受入れを行います。計画期間中において、新たな施設整備等の予定はありませんが、保育施設の利用率は上昇傾向にあることから、各施設の受入状況を注視していきます。

③ 1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）及び2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

1号認定及び学校教育の利用希望が強い2号認定の3～5歳児については、市内の幼稚園、認定こども園において受入れを行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向率と利用実績が大きく乖離していたため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 現在、家庭的保育(みらいっ子るーむ)を除くすべての保育所(園)、認定子ども園、小規模保育で実施しています。令和7年度から令和11年度にかけて施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加する予定です。
- 引き続き年度ごとの利用状況を注視しながら適切な事業の実施に努めます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人（年間の実利用者数）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,022	1,025	996	996	968
確保方策（B）	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
差（B－A）	8	5	34	34	62

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 放課後児童健全育成事業については、市内の小校区(7校区)ごとに実施されています。
- 低学年と高学年を合わせた市内全体のニーズは横ばいか微増傾向にあり、量の見込みについては、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、小校区ごとに利用実績の推移を勘案して補正し、算出しました。
- 奈良輪小学校区の利用児童数が増加傾向にあるため、児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大を検討しながら対応していきます。今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ各小校区の利用ニーズから検討していきます。
また、昭和小学校区は量の見込みが確保数を上回っているものの、令和11年度に向けて減少傾向となる見込みであるため、各年度の利用者数を注視しながら、面積基準等を考慮した弾力的な定員の受入れにより対応します。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人（月あたりの実利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	327	260	292	248	261
	2年生	247	312	249	278	237
	3年生	225	213	269	216	241
	4年生	168	178	168	213	172
	5年生	81	103	111	104	128
	6年生	62	55	71	75	73
	合計(A)	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策(B)		1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差(B-A)		58	97	58	84	106

(注) 小校区別の量の見込みの合計

〔 提供区域別の量の見込みと確保方策 〕

単位：人（月あたりの実利用者数）

昭和小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	52	45	59	47	45
	2年生	49	48	42	55	44
	3年生	51	44	44	38	50
	4年生	32	39	34	34	29
	5年生	22	19	24	21	21
	6年生	14	12	10	13	11
	合計（A）	220	207	213	208	200
確保方策（B）		203	203	203	203	203
差（B－A）		▲17	▲4	▲10	▲5	3

単位：人（月あたりの実利用者数）

奈良輪小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	111	88	101	87	90
	2年生	73	110	87	100	86
	3年生	59	60	91	72	83
	4年生	45	44	45	69	54
	5年生	8	25	25	25	35
	6年生	9	6	19	17	19
	合計（A）	305	333	368	370	367
確保方策（B）		320	370	370	370	370
差（B－A）		15	37	2	0	3

単位：人（月あたりの実利用者数）

蔵波小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	96	72	77	71	74
	2年生	82	92	69	74	68
	3年生	58	70	78	59	63
	4年生	59	48	58	64	49
	5年生	21	40	32	39	43
	6年生	22	16	31	25	30
	合計（A）	338	338	345	332	327
確保方策（B）		345	345	345	345	345
差（B－A）		7	7	0	13	18

単位：人（月あたりの実利用者数）

長浦小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	28	22	25	22	23
	2年生	21	24	19	21	19
	3年生	29	20	23	18	20
	4年生	13	24	16	19	15
	5年生	15	8	15	10	12
	6年生	5	10	5	10	7
	合計（A）	111	108	103	100	96
確保方策（B）		120	120	120	120	120
差（B－A）		9	12	17	20	24

単位：人（月あたりの実利用者数）

根形小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	14	14	10	11	10
	2年生	8	14	14	10	11
	3年生	9	8	14	14	10
	4年生	11	7	6	11	11
	5年生	3	6	4	3	6
	6年生	3	2	3	2	2
	合計（A）	48	51	51	51	50
確保方策（B）		60	60	60	60	60
差（B－A）		12	9	9	9	10

単位：人（月あたりの実利用者数）

平岡小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	10	7	8	4	6
	2年生	9	8	6	6	3
	3年生	7	7	6	5	5
	4年生	4	5	5	4	4
	5年生	1	2	3	3	2
	6年生	3	1	1	2	2
	合計（A）	34	30	29	24	22
確保方策（B）		60	60	60	60	60
差（B－A）		26	30	31	36	38

単位：人（月あたりの実利用者数）

中川小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	16	12	12	6	13
	2年生	5	16	12	12	6
	3年生	12	4	13	10	10
	4年生	4	11	4	12	10
	5年生	11	3	8	3	9
	6年生	6	8	2	6	2
	合計（A）	54	54	51	49	50
確保方策（B）		60	60	60	60	60
差（B－A）		6	6	9	11	10

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、令和7年度から令和11年度にかけて利用意向が横ばいだったものの、実績値と大きく乖離していることから利用実績及び推計児童数にて補正し、量の見込みを算出しました。
- 現在、児童養護施設1か所と母子生活支援施設1か所の計2か所でショートステイ及びトワイライトステイを実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	18	17	17	17	17
	トワイライトステイ	5	4	4	4	4
	合計（A）	23	21	21	21	21
確保方策	ショートステイ	18	18	18	18	18
	トワイライトステイ	5	5	5	5	5
	合計（B）	23	23	23	23	23
差（B－A）		0	2	2	2	2

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向率が低く、利用実績と大きく乖離があるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターを8か所、なかよし広場を3か所で開催しています。近年の傾向として、利用者数は微増で推移していくことが想定されており、現状の供給体制で充足できるものと見込んでいます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（年間延べ利用者数）、か所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		19,565	19,507	19,736	19,766	19,160
確保方策 (利用者数)	子育て支援センター	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	なかよし広場	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計 (B)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
確保方策 (箇所数)	子育て支援センター	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	なかよし広場	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	合計	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
差 (B-A)		435	493	264	234	840

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量は、市の利用実績と大きく乖離した過大な推計であると想定されるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 量の見込みは児童数の減少等の理由により横ばいか減少傾向にあります。
- 現在、長浦地区の私立幼稚園2か所で在園児を対象とした一時預かり事業を実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいます。今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10,871	10,953	10,260	10,236	9,978
確保方策（B）	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
差（B－A）	129	47	740	764	1,022

② 一時預かり事業（その他の一時預かり）

保育所（園）で実施している一時預かりや休日保育、登録した会員が利用できるファミリー・サポート・センターのうち、5歳以下の預かり保育に係る利用等の事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となるなど、過大なニーズが算出されることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 現在の供給体制は、一時預かりが6か所(余裕活用型を除く)、休日保育が2か所、ファミリー・サポート・センターが1か所となっており、量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		3,479	3,489	3,390	3,389	3,295
確保方策	一時預かり	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	休日保育	90	90	90	90	90
	ファミリー・サポート・センター	160	160	160	160	160
	合計（B）	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550
差（B－A）		71	61	160	161	255

(6) 病児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的にご利用する児童も対象となるなど、過大なニーズが算出されることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 保育所に入所している児童が利用できる病児保育(体調不良児対応型)が、令和4年度より新たに実施されるようになりました。
- 現在、病後児保育は2か所、病児保育は1か所、病児保育(体調不良児対応型)は3か所で実施しており、量の見込み及び確保方策は、病後児保育、病児保育は利用できる定員数及び開設日数で見込み、病児保育(体調不良児対応型)は該当の保育所の利用希望者が利用できるものとして見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	病後児保育	153	151	149	146	144
	病児保育	20	19	19	19	18
	合計（A）	173	170	168	165	162
確保方策（B）		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差（B－A）		2,947	2,950	2,952	2,955	2,958

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	病児保育（体調不良児対応型）	358	352	347	341	337
確保方策（B）		358	352	347	341	337
差（B－A）		0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。ここでは、就学児を対象として量の見込みと確保方策を設定します。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者があることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」(利用会員)と「子育ての援助を行いたい方」(提供会員)のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	201	189	185	171	176
	高学年	55	55	56	56	54
	合計（A）	256	244	241	227	230
確保方策（B）		300	300	300	300	300
差（B－A）		44	56	59	73	70

(8) 利用者支援事業

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 令和6年度からすべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供することを目的としたこども家庭センターを新たに設置しました。量の見込みについては、令和6年度の実績である基本型とこども家庭センター型のそれぞれ2か所としています。今後も妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：か所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型※1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	1	1	1	1	1
	合計（A）	2	2	2	2	2
確保方策	基本型※1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	1	1	1	1	1
	合計（B）	2	2	2	2	2

※1 基本型：専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置。

※2 こども家庭センター型：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置。

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳発行時に14回分の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 量の見込みについては、利用実績及び将来人口推計から算出しました。
- 定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	582	597	579	587	569
	延べ受診回数	5,873	6,018	5,838	5,920	5,740
確保方策		実施体制：県内医療機関（産婦人科・助産院など）、県外受診の場合は償還払い対応 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 量の見込みについては、各年度の0歳児の推計人口に対して近年の利用実績を乗じて見込みました。
- 新生児訪問として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。また、新生児訪問の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施します。
- 今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	保健師・助産師による 訪問	453	464	450	456	442
	主任児童委員による 訪問	15	15	14	15	14
	合計	468	479	464	471	456
確保方策		実施体制：保健師・助産師、主任児童委員				

(11) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 量の見込みについては、近年の利用実績を基にヘルパー訪問回数及び利用者数を見込みました。
- 妊娠期又は産後期において、産前産後ヘルパーが家事、子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育ての援助を行います。
- 妊娠届等の際の周知を継続するとともに、必要な時にサービスを提供できる体制を維持すること等により、子育て家庭、妊産婦等の不安や負担を軽減します。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ヘルパー訪問回数	370	370	380	380	380
	利用者数	32	32	33	33	33
確保方策	利用者数	32	32	33	33	33

(12) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方や知識を身に付けるため、講義やグループワーク等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成を支援する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- こども家庭センターにおいて、発育や発達に応じ、親のして欲しいことや気持ちを上手く伝える方法等、楽しく子育てをするコツについて、一緒に考え、学ぶことができる子育て・しつけ教室(ラクイクセミナー)を開催します。平日は1クール全4回、年間4クール実施します。
- 量の見込み及び確保方策は、上記日程セミナーの開催予定と令和5年度の利用者実績を基に見込みました。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：回、人

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	開催数	16	16	16	16	16
	参加者数	20	20	20	20	20
確保方策	参加者数	20	20	20	20	20

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦、配偶者等に対して妊娠中に2回、産前産後に1回面談等を実施し、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進する事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- こども家庭センターで妊婦等に対して少なくとも3回面談等を実施します。
- 量の見込み及び確保方策は、国の手引きに基づき、妊婦届出数の推計値に相談回数³の3回を乗じて算出しました。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	582	597	579	587	569
	面談回数	1,746	1,791	1,737	1,761	1,707
確保方策	面談回数	1,746	1,791	1,737	1,761	1,707

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として全国市町村で実施され、本市においても教育・保育施設の選定が必要となります。
- 国の手引きに基づいて利用割合を見込み、月一人あたり10時間を利用上限として量の見込み(必要定員数)を算出し、量の見込みに対応できるよう確保方策を算出しました。
- 保育ニーズの充足を優先としつつ、既存の教育・保育施設を活用して実施事業者の確保を行っていきます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人日（延べ人数）

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		9	10	12	13
確保方策		9	10	12	13

〔乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保〕

- 乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としないことを踏まえ、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促すなど、地域の教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との円滑な連携・接続を支援してまいります。

(15) 産後ケア事業

産後1年未満までの母親と乳児に、医療機関等において心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を受けていただくことで、産後における心身の不調、育児への不安等の解消につなげるための事業です。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 国の手引きに基づき、量の見込みを算出しました。なお、委託先の産科医療機関や助産師会の状況により受入数が変わるため、確保方策は令和5年度の受入実績を基に見込みました。
- 利用ニーズを充足できる体制を確保できるよう委託先の医療機関等と連携して実施していきます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

単位：人、人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	産婦数	582	597	579	587	569
	延べ利用者数	20	20	20	20	20
確保方策	延べ利用者数	42	42	42	42	42

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者のこどもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園で食事の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食材料費に対して、全部又はその一部を補助します。

〔 量の見込み、確保にあたっての考え方 〕

- 基本指針による参酌標準はありませんが、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握するように努めます。

〔 量の見込みと確保方策 〕

- 令和元年10月から副食材料費の補助を実施しています。
- 子ども・子育て支援新制度に移行していない、幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制

幼児期の教育・保育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割があり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、第5章の3「教育・保育の量の見込みと提供体制」における確保方策の考え方にに基づき、施設整備を進めていきますが、近年の傾向として児童数の減少に対して保育所の利用率は増加し、幼稚園の利用率は減少していることから、幼稚園、認定こども園それぞれの施設の特性を活かしつつ円滑に児童を受け入れる体制の構築を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付について引き続き、着実に進めてまいります。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を図ります。

7 放課後児童対策

(1) 放課後児童対策について

放課後児童対策では、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充のため、「新・放課後子ども総合プラン」により、学校施設の活用や放課後児童クラブと放課後こども教室の連携促進が図られてきました。当該プランは、令和5年度末に終了しましたが、その理念や目標等を踏まえ、令和5～6年度の実施をまとめた「放課後児童対策パッケージ」を活用し、放課後児童対策の一層の強化が図られてきました。

本市においては、これまでの放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後児童健全育成事業及び放課後こども教室の計画的な整備を進めるものとし、連携型※1又は校内交流型※2の整備を推進します。

※1 連携型：放課後児童クラブ及び放課後こども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後こども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※2 校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

(2) 袖ヶ浦市行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大も検討しながら、今後も申込みに対して適切に対応できる環境を整えます。

〔量の見込みと確保方策【再掲】〕

単位：人（月あたりの実利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	327	260	292	248	261
	2年生	247	312	249	278	237
	3年生	225	213	269	216	241
	4年生	168	178	168	213	172
	5年生	81	103	111	104	128
	6年生	62	55	71	75	73
	合計(A)	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策(B)		1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差(B-A)		58	97	58	84	106

(注) 小学校区別の量の見込みの合計

② 連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の目標事業量

奈良輪小学校区は、令和8年度において校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の試行実施を開始し、令和10年度中に試行実施の効果を検証して、その後の実施の方向性を検討します。

昭和小学校区、長浦小学校区、根形小学校区は、令和11年度において引き続き校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室を実施することを目標とします。

その他の小学校区については利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

③ 放課後こども教室の実施計画

- ・ 令和8年度 奈良輪小学校区で校内交流型の試行実施
- ・ 令和10年度 奈良輪小学校区での校内交流型の試行実施結果の検証

その他の小学校区については、放課後こども教室を安全に運営できるスタッフの確保と、児童の安全確保に係る環境を整備し、利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

※放課後等に学校の教室等を利用する体験型学習等についても、この整備における放課後こども教室とみなします。

④ 連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後こども教室の連携を図り、実施内容等の調整を行いながら、こどもたちのニーズに沿った一体的な運営を推進するため、運営委員会を設置します。実施にあたっては、放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後こども教室のコーディネーターとが活動内容の検討や情報共有を行うために、小学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後こども教室を実施する際には、安全に児童が移動できるよう、環境を整えます。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後こども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後こども教室への活用について、関係部署と連携を図ります。

また、放課後こども教室の実施に当たり、学校等との連携を図り、体育館、校庭等の一時利用について協議します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後こども教室の実施に係る連携方策

教育委員会と子育て部局を中心に情報の共有化等に努めるとともに、市の関係各課、関係機関等との連携により、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。

⑦ 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応

放課後児童クラブについては、障がい児の受入れを実施しており、放課後こども教室においても、活動を希望する児童の受入れを促進します。

また、ひとり親家庭や生活保護世帯等に対して、放課後児童クラブ運営事業者が減免した利用料金の助成を行うことにより経済的支援を行います。

⑧ 放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

事業の実施主体である子育て部局が、放課後児童クラブの放課後児童支援員を対象とした研修を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ることにより、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画推進にあたっては、子ども・子育て支援会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

2 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、4年間の計画的な取組が必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

4 個別の事業・取組の評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

毎年度実施する「子育てアンケート」による市民意識の経年的変化を踏まえ、個別の事業・取組の毎年の進捗状況を点検・評価し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

資料編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(平成25年9月27日条例第30号)

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議（以下この条及び第8条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則 (略)

2 袖ヶ浦市こども計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定による市町村こども計画（以下「計画」という。）を策定するため、袖ヶ浦市こども計画検討委員会を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会の委員長は、市民子育て部長をもって充てる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月4日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

- (1) 市民子育て部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 市民協働推進課長
- (4) 子育て支援課長
- (5) 健康推進課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) 障がい者支援課長
- (8) 保育幼稚園課長
- (9) 商工観光課長
- (10) 教育総務課長
- (11) 学校教育課長
- (12) 生涯学習課長

3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

No	氏名	所属等
◎ 1	中島 緑	清和大学短期大学部
2	加藤木 好美	千葉県君津健康福祉センター地域保健課
3	浅野 友維	木更津警察署 生活安全課
4	大川 洋子	千葉県君津児童相談所
5	横田 一美	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	星野 ひろみ	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員
○ 7	千葉 みゆき	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	石井 啓	子ども発達支援センター たのしみ
9	大久保 和佳奈	NPO法人子どもるーぷ袖ヶ浦
10	千葉 香織	子育て支援センターきらら（認定こども園まりん）
11	根本 佳子	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
13	武井 千尋	みどりの丘保育園
14	杉谷 乃百合	放課後児童クラブ（社会福祉法人四恩会 昭和保育園）
15	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	福原 道子	J A きみつ女性部袖ヶ浦支部
17	馬場 武敏/重松 孝典	連合千葉南総地域協議会
18	泉水 弘幸	保護者推薦委員
19	和田 舞子	保護者推薦委員
20	東 雅弓	公募

◎：会長 ○：副会長

4 計画の策定経緯

年月日	策定経緯・検討事項
5月14日	令和7年度 第1回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 子ども・子育て支援施策について (3) (仮称) 袖ヶ浦市こども計画の策定について
6月	令和7年度 第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議(書面会議) (1) 袖ヶ浦市こども計画に係るアンケート調査の実施について
7月4日～7月25日	令和7年度子育てアンケート調査の実施 ※毎年度同時期に実施
7月11日～7月30日	袖ヶ浦市こども計画策定に係るアンケート調査の実施 (1) 袖ヶ浦市内の小学校に通う小学5年生を対象に全数調査 (2) 袖ヶ浦市内の中学校に通う中学2年生を対象に全数調査 (3) 袖ヶ浦市内の小学5年生、中学2年生の保護者を対象に全数調査 (4) 袖ヶ浦市に居住する高校生世代～39歳を対象に無作為抽出 (5) 袖ヶ浦市に居住する40歳～69歳を対象に無作為抽出
7月20日～8月22日	こども・若者の意見募集
7月30日	令和7年度 第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)の進捗状況報告等について ①次世代育成支援行動計画の評価について ②子ども・子育て支援事業計画の実績報告について (2) 小規模保育事業所整備運営事業者の選定について
8月1日～8月18日	袖ヶ浦市こども計画策定に係る関係団体等調査実施
8月26日	袖ヶ浦市こども計画策定に係るワークショップ開催
10月10日	令和7年度 第1回袖ヶ浦市こども計画検討委員会 (1) 袖ヶ浦市こども計画の策定について (2) 袖ヶ浦市こども計画に係るアンケート調査の結果について (3) 袖ヶ浦市こども計画骨子案について
10月27日	令和7年度 第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 子育てアンケートの結果について (2) 袖ヶ浦市こども計画の骨子案について
12月	令和7年度 第2回袖ヶ浦市こども計画検討委員会(書面会議) (1) 袖ヶ浦市こども計画の素案について
12月22日	令和7年度 第5回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)の計画変更について (2) 袖ヶ浦市こども計画の素案について
1月14日～2月13日	袖ヶ浦市こども計画(案)に係るパブリックコメントの実施
2月19日	令和7年度 第6回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1) 認定こども園等の利用定員の変更に係る意見聴取について (2) 小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について (3) 乳児等通園支援事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について (4) 袖ヶ浦市こども計画(案)パブリックコメントの結果について

5 ニーズ調査の主な集計結果

① 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童全体で、62.1%、小学生全体で56.4%となっており、就学前児童では根形地区が、小学生では長浦地区が最も多くなっています。

また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童、小学生ともに平岡地区、中川・富岡地区で多くなっており、特に小学生の中川・富岡地区では54.7%となっています。

一方で、「いずれもない」は就学前児童、小学生ともに蔵波地区で多くなっています。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無（地区別）

【 就学前児童 】

単位：%

区分	回答者数（件）	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全 体	597	22.9	62.1	1.7	10.7	17.8	0.2
昭和地区	217	18.9	64.5	2.3	9.7	17.1	0.0
蔵波地区	137	25.5	59.1	2.9	14.6	21.2	0.0
長浦地区	65	23.1	64.6	1.5	7.7	18.5	0.0
根形地区	36	22.2	69.4	0.0	16.7	8.3	2.8
平岡地区	41	41.5	63.4	0.0	4.9	7.3	0.0
中川・富岡地区	39	38.5	56.4	0.0	0.0	17.9	0.0
その他	51	11.8	51.0	0.0	17.6	27.5	0.0

【 小学生 】

単位：%

区分	回答者数（件）	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全 体	567	28.6	56.4	3.2	20.3	13.2	1.4
昭和地区	189	22.2	56.6	3.7	25.9	15.3	1.1
蔵波地区	137	21.9	59.9	2.2	19.0	16.8	0.0
長浦地区	74	28.4	63.5	4.1	21.6	10.8	0.0
根形地区	52	36.5	61.5	3.8	15.4	9.6	0.0
平岡地区	36	44.4	55.6	0.0	16.7	5.6	0.0
中川・富岡地区	53	54.7	41.5	3.8	15.1	7.5	0.0
その他	18	27.8	50.0	5.6	11.1	16.7	0.0

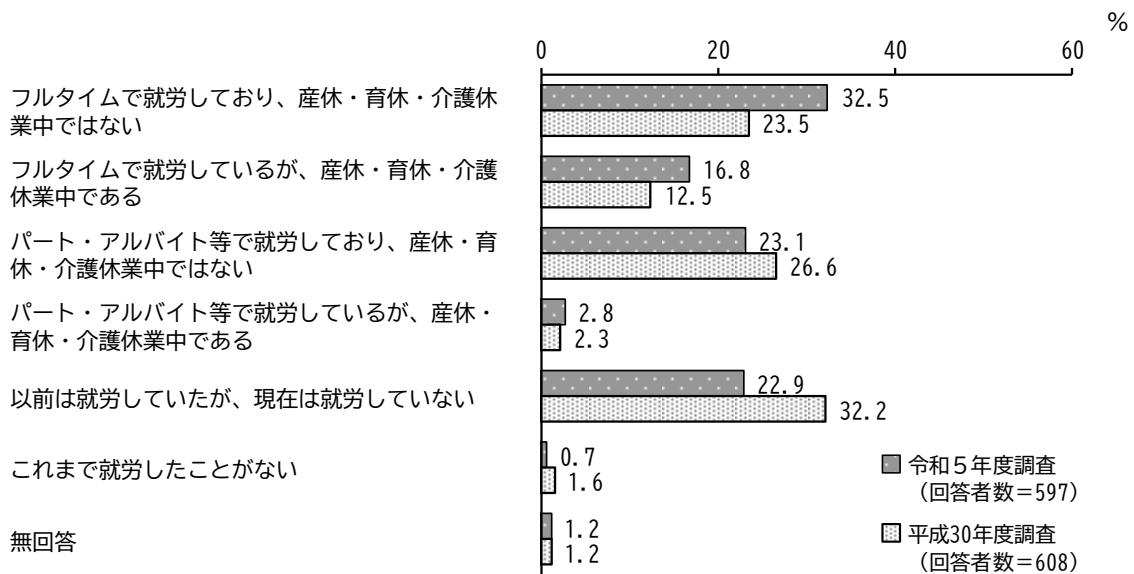
② 保護者の就労状況

就学前児童の母親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が減少していることから、フルタイムで働く母親が増加傾向となっています。

就労していない母親の就労希望は、70.2%で前回調査と比べ、やや減少しています。

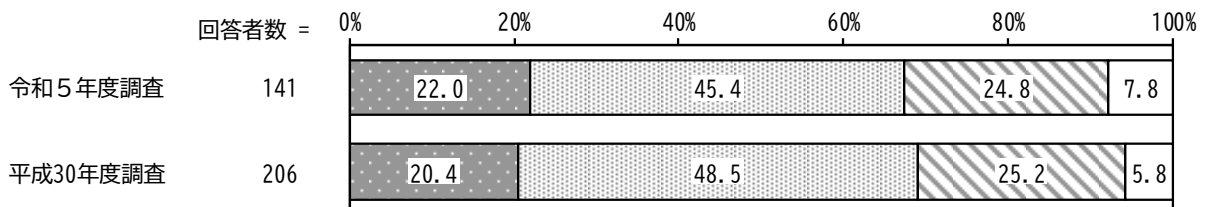
小学生の母親ではパート・アルバイト等の割合が就学前児童の母親と比べ、高くなっています。

母親の就労状況（就学前児童）

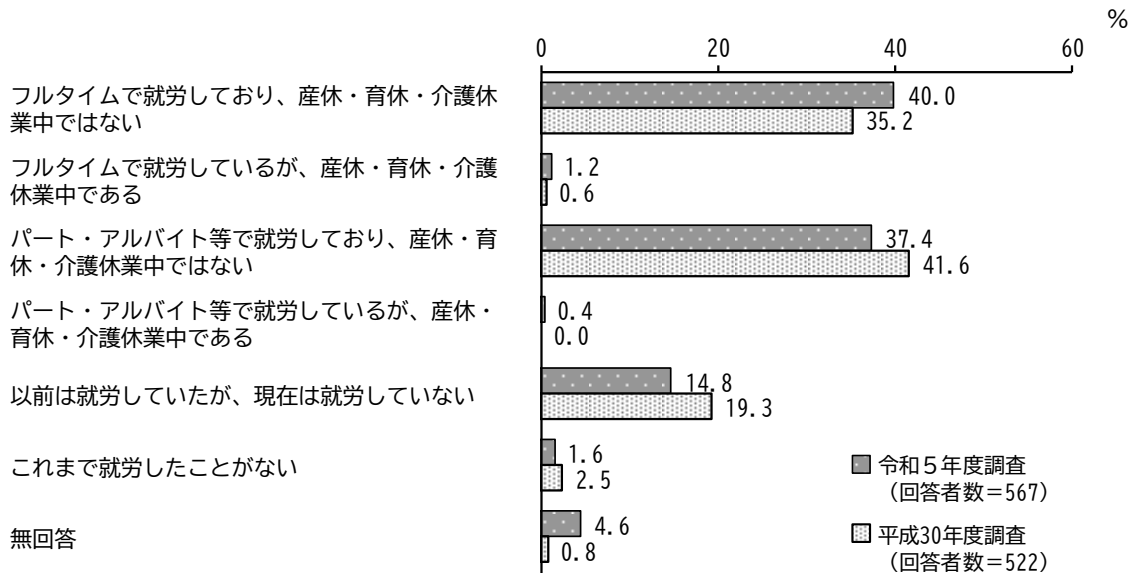


母親の就労希望（就学前児童）

- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- ▨ 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったときに就労したい
- ▩ すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答



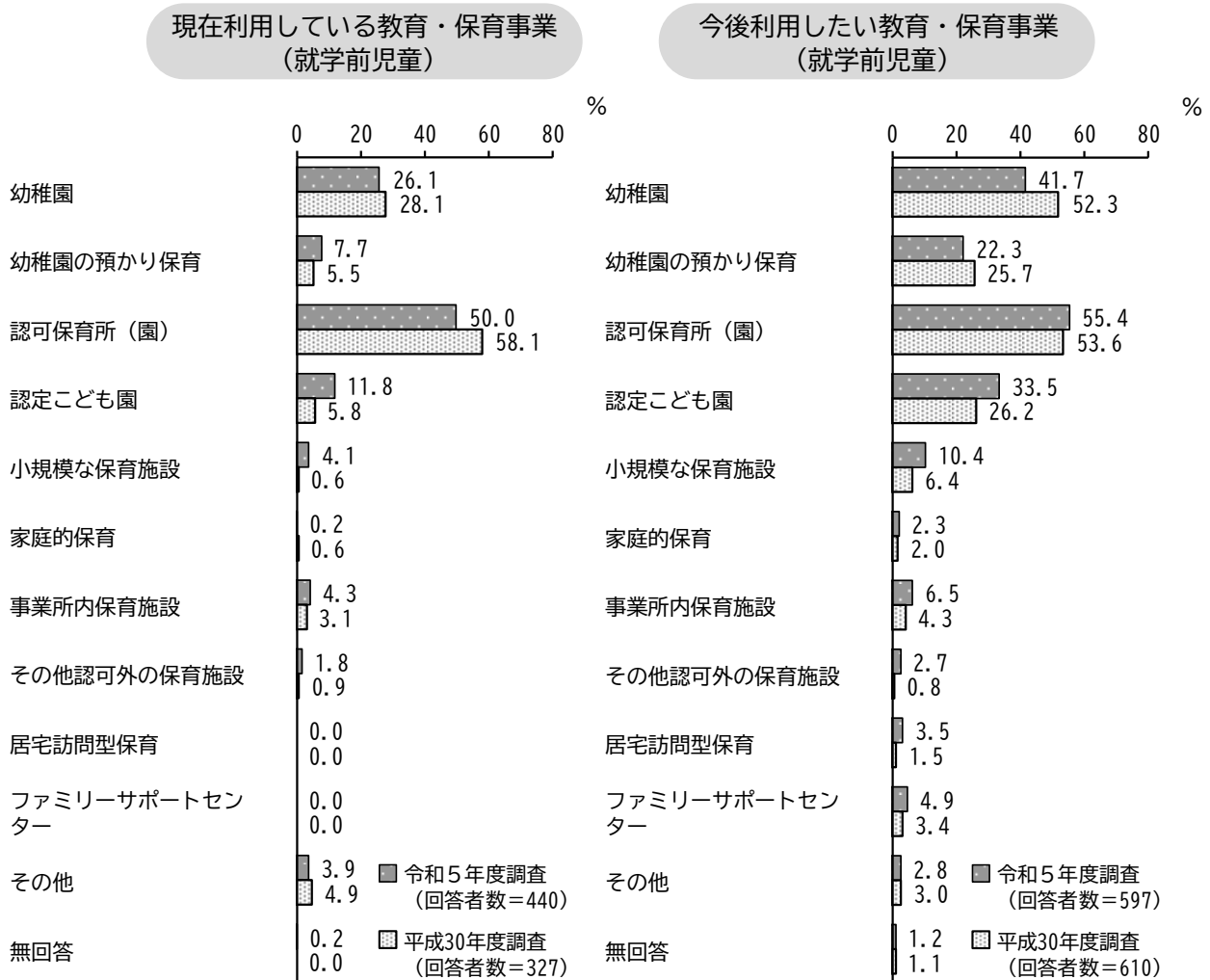
母親の就労状況（小学生）



③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

平日に利用している教育・保育事業は「認可保育所（園）」が50.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が26.1%、「認定こども園」が11.8%となっています。前回調査と比べ、「認可保育所（園）」、「幼稚園」で減少し、「認定こども園」で増加しています。

今後利用したい事業は「認可保育所（園）」が55.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.7%、「認定こども園」が33.5%となっています。前回調査と比べ、「幼稚園」で減少し、「認可保育所（園）」、「認定こども園」で増加しています。

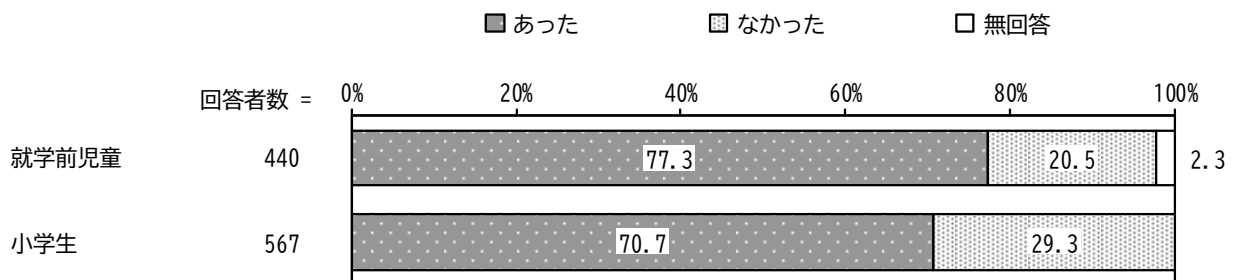


④ 病気の際の対応

子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった経験について、就学前児童は「あった」が77.3%となっています。同じく子どもが病気等で学校を休んだ経験について、小学生は「あった」が70.7%となっています。

その際の対処法は「母親が仕事を休んでみた」は、就学前児童、小学生ともに平岡地区で多く、「父親が仕事を休んでみた」は、就学前児童では昭和地区で、小学生では蔵波地区で多くなっています。

病気等により平日の定期的な教育・保育の事業が利用できなかった（学校を休んだ）経験



【 就学前児童 】

単位：%

区分	回答者数（件）	父親が仕事を休んでみた	母親が仕事を休んでみた	就労していない保護者がみた	病児・病後児の保育を利用した	（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった	やむを得ず子どもだけ留守番をさせた	ファミリーサポートセンターを利用した	その他	無回答
全体	340	51.8	80.6	21.8	2.6	24.7	1.2	0.0	2.6	0.9
昭和地区	132	59.1	78.8	24.2	3.8	27.3	1.5	0.0	3.8	0.8
蔵波地区	66	51.5	86.4	16.7	1.5	19.7	1.5	0.0	1.5	0.0
長浦地区	36	44.4	80.6	16.7	2.8	27.8	0.0	0.0	5.6	0.0
根形地区	22	36.4	63.6	36.4	0.0	22.7	0.0	0.0	4.5	0.0
平岡地区	26	50.0	88.5	15.4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	3.8
中川・富岡地区	21	38.1	85.7	23.8	4.8	14.3	4.8	0.0	0.0	0.0
その他	30	56.7	83.3	16.7	3.3	10.0	0.0	0.0	0.0	3.3

【小学生】

単位：％

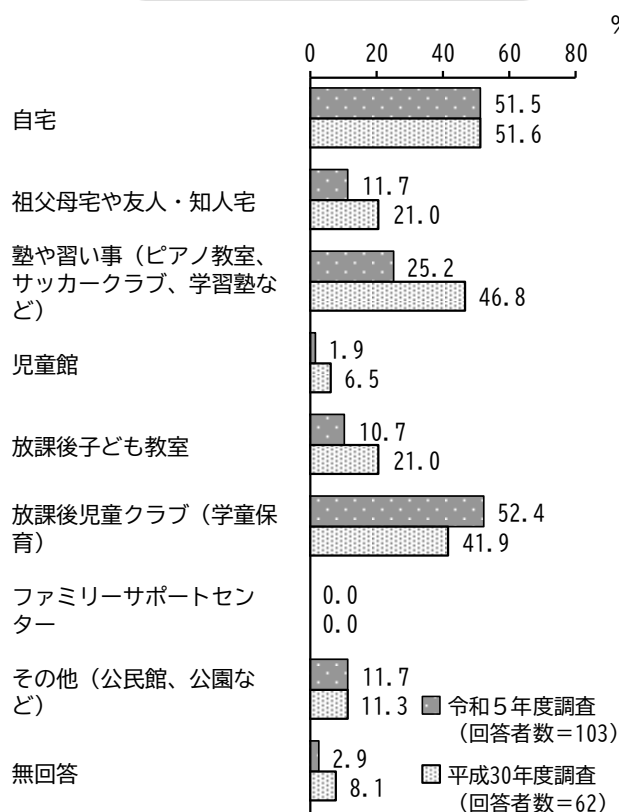
区分	回答者数(件)	みた 父親が仕事を休んで	みた 母親が仕事を休んで	就労して いない保護 者がみた	病児・病 後児の保 育を利用した	みた 族(同居者を含む)親 ・知人に子どもを もてもらった	やむを得ず 子どもを 家で留守番をさせた	ファミリ ーサポー トセンタ ーを利用した	その他	無回答
全体	401	29.4	74.3	20.2	0.0	16.7	8.7	0.0	4.5	1.5
昭和地区	146	33.6	68.5	24.0	0.0	13.7	8.9	0.0	5.5	1.4
蔵波地区	98	36.7	83.7	15.3	0.0	15.3	8.2	0.0	4.1	2.0
長浦地区	55	27.3	72.7	21.8	0.0	21.8	9.1	0.0	3.6	0.0
根形地区	36	13.9	75.0	11.1	0.0	16.7	5.6	0.0	8.3	5.6
平岡地区	23	13.0	87.0	13.0	0.0	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0
中川・富岡地区	28	21.4	75.0	21.4	0.0	35.7	14.3	0.0	3.6	0.0
その他	10	30.0	70.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑤ 子どもの放課後の過ごし方の希望

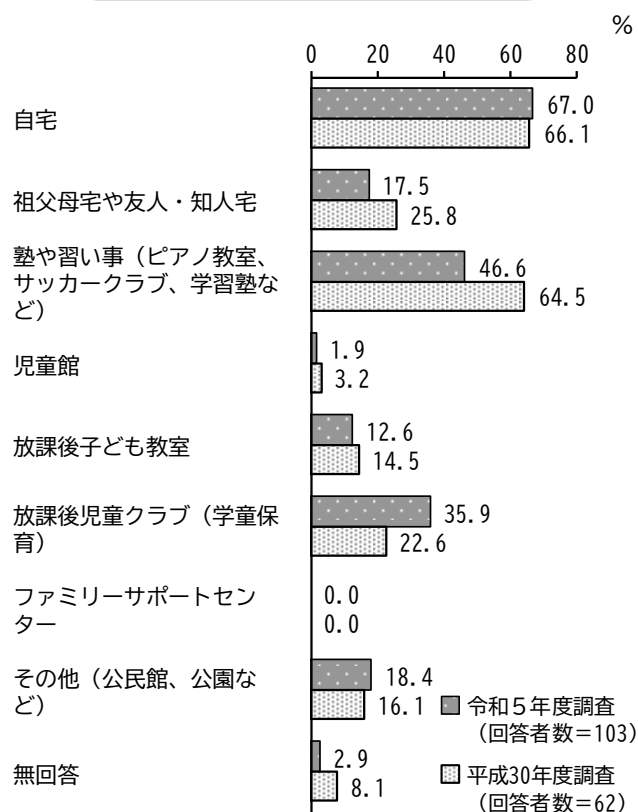
就学前児童の子どもの放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が低学年では52.4%、高学年では35.9%となっています。前回調査と比べ、低学年、高学年ともに「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は増加しています。

また、小学生の「放課後児童クラブ（学童保育）」を利用している割合は32.3%、放課後子ども教室に登録している割合は10.1%と、いずれも増加傾向にあります。

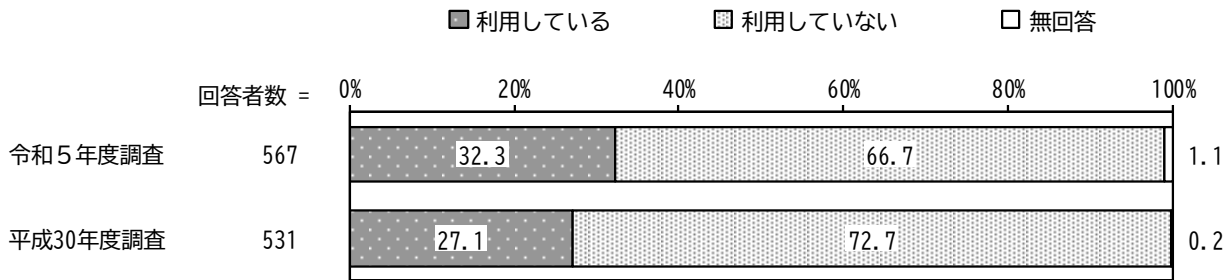
低学年のうちに過ごさせたい場所
(就学前児童)



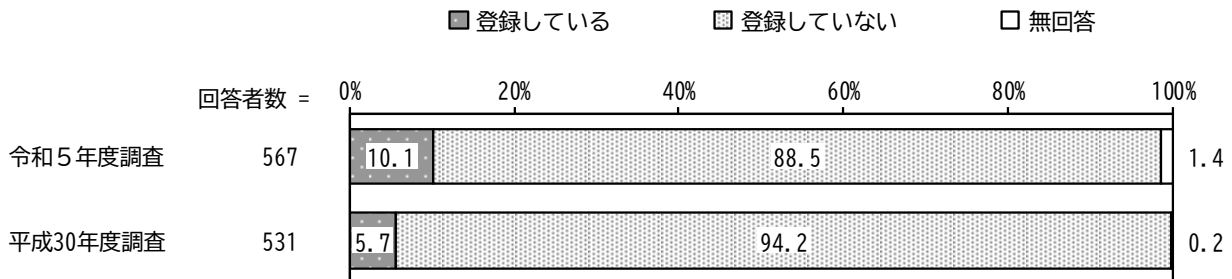
高学年になったら過ごさせたい場所
(就学前児童)



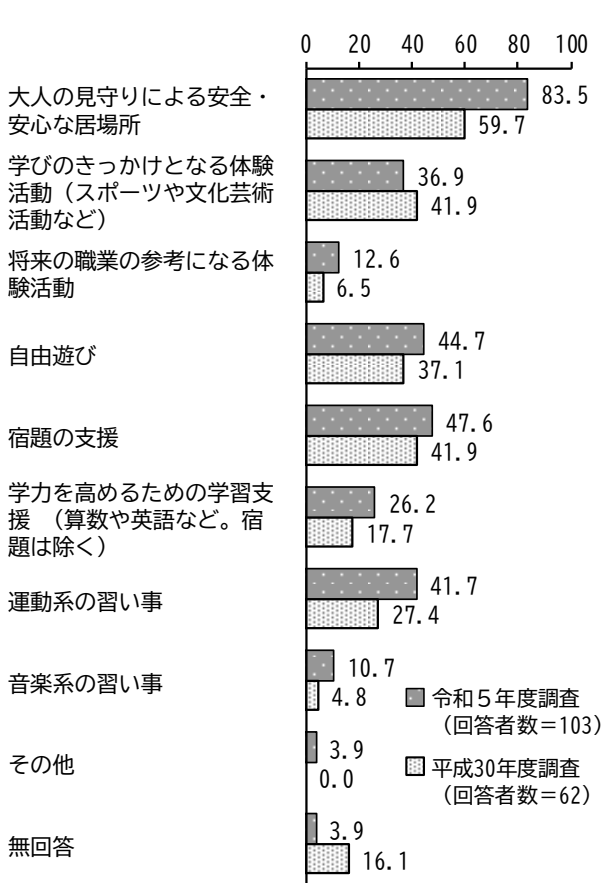
放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているか（小学生）



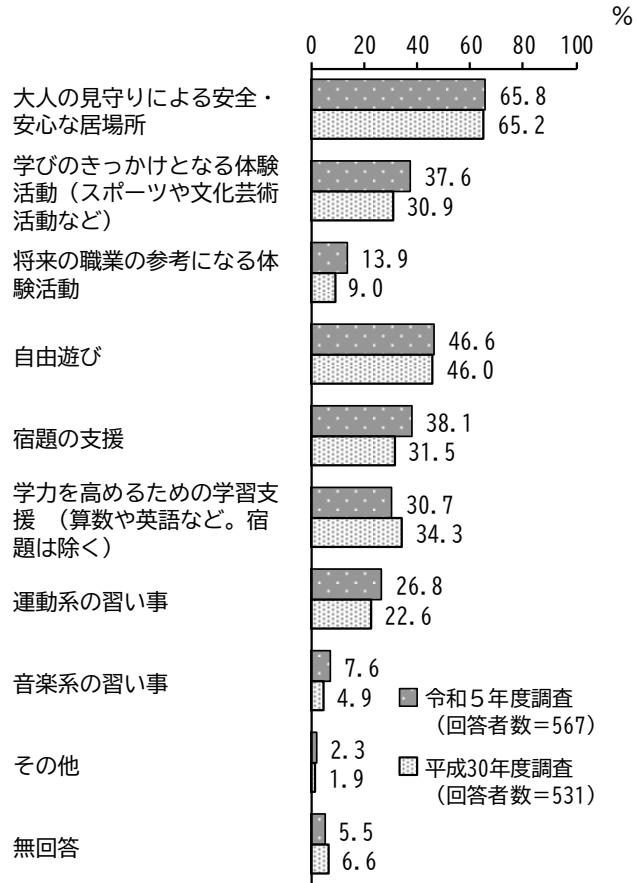
放課後こども教室に登録しているか（小学生）



放課後に必要と思うもの（就学前児童）



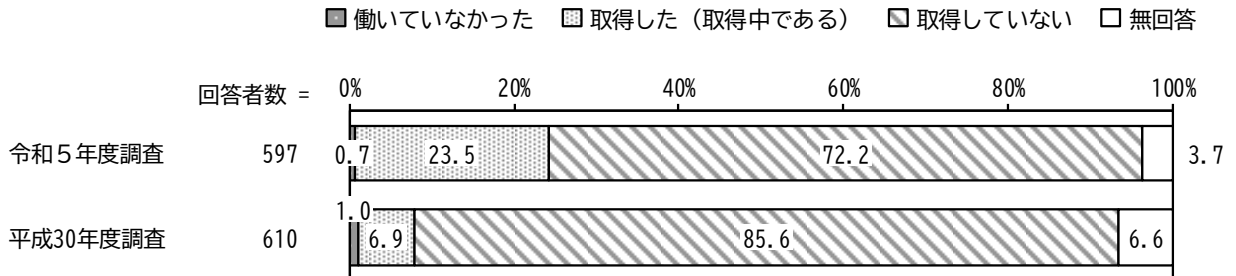
放課後に必要と思うもの（小学生）



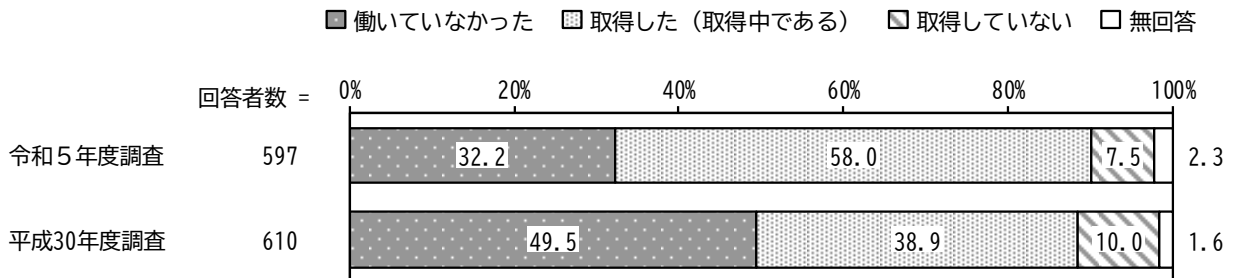
⑥ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

就学前児童の保護者で育児休業を取得していない割合は父親で72.2%、母親で7.5%といずれも前回調査と比べ、減少傾向にあります。

育児休業の取得状況（就学前児童・父親）



育児休業の取得状況（就学前児童・母親）

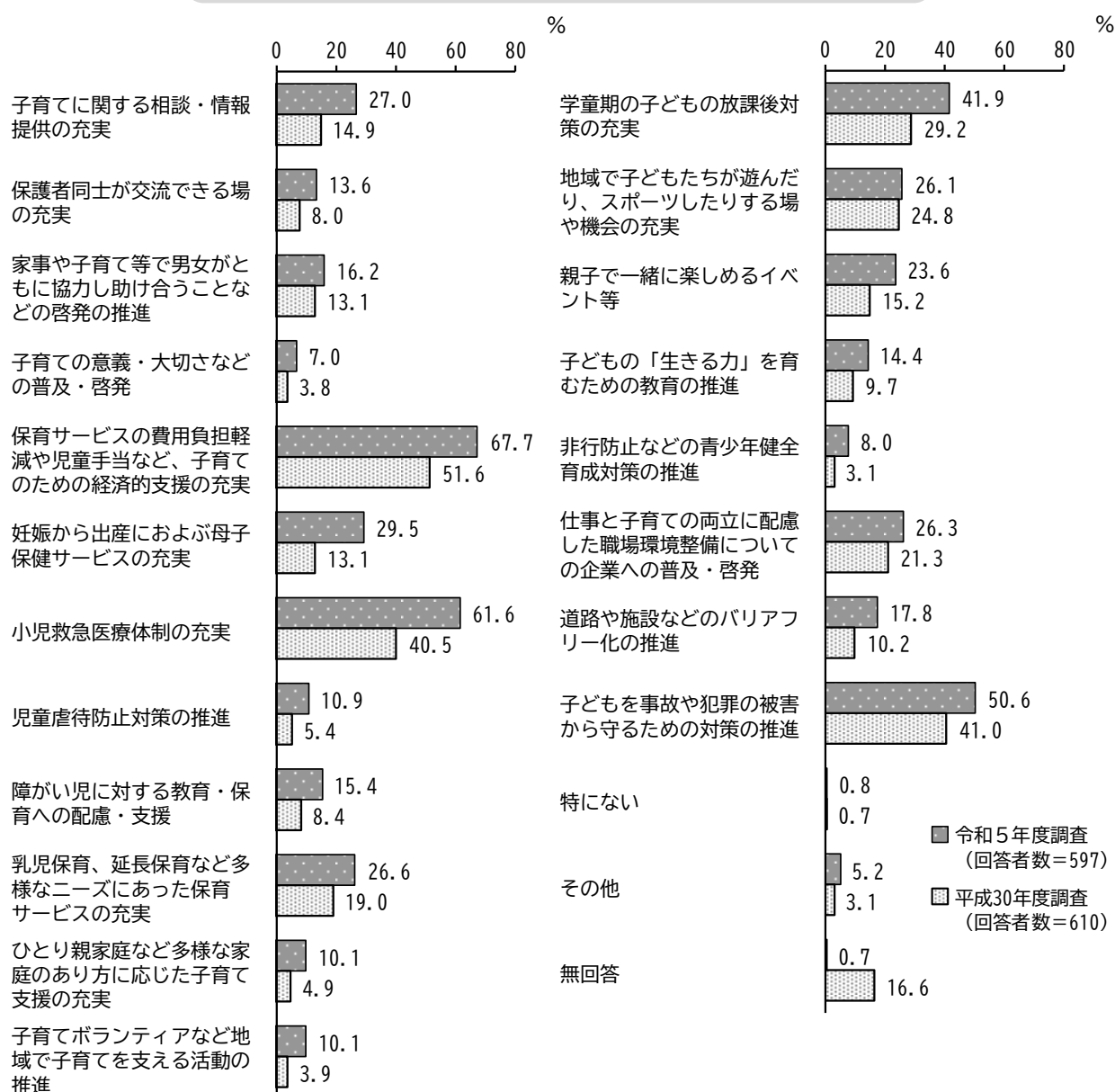


⑦ 市に期待すること

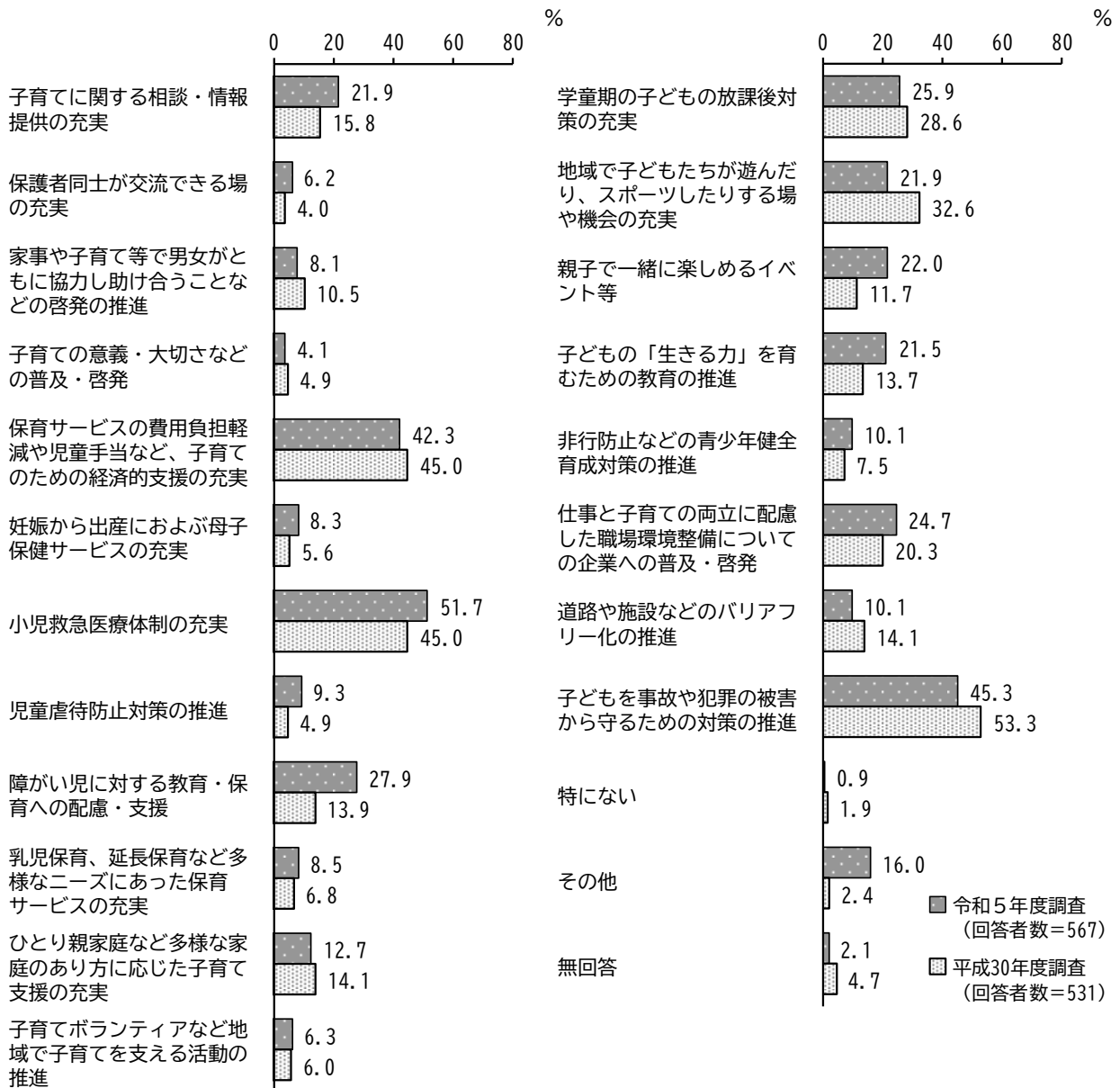
市に期待することは就学前児童の保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」、「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の順で多くなっています。

小学生の保護者では「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の順で多くなっています。

子育ての環境や支援について、市に期待すること（就学前児童）



子育ての環境や支援について、市に期待すること（小学生）



6 生活実態調査の主な集計結果

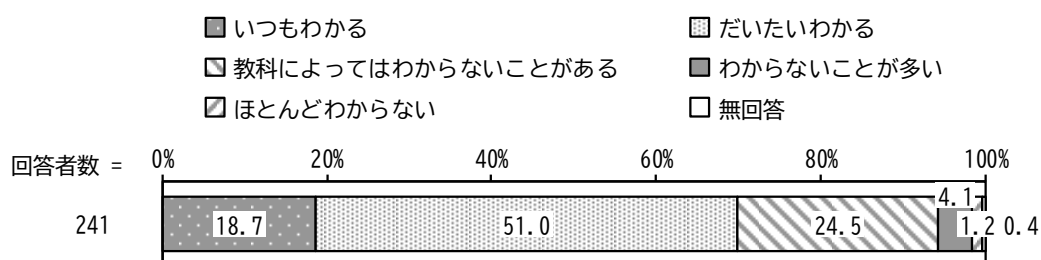
① 学校の授業がわからないことの有無

小学生では、「だいたいわかる」の割合が51.0%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」の割合が24.5%、「いつもわかる」の割合が18.7%となっています。

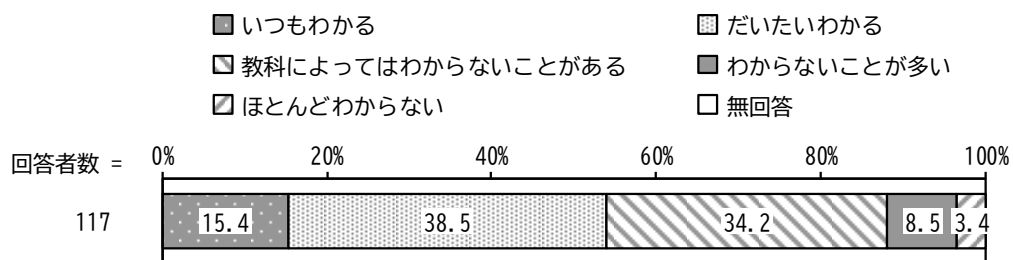
中学生では、「だいたいわかる」の割合が38.5%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」の割合が34.2%、「いつもわかる」の割合が15.4%となっています。

学校の授業がわからないことの有無

【小学生】



【中学生】



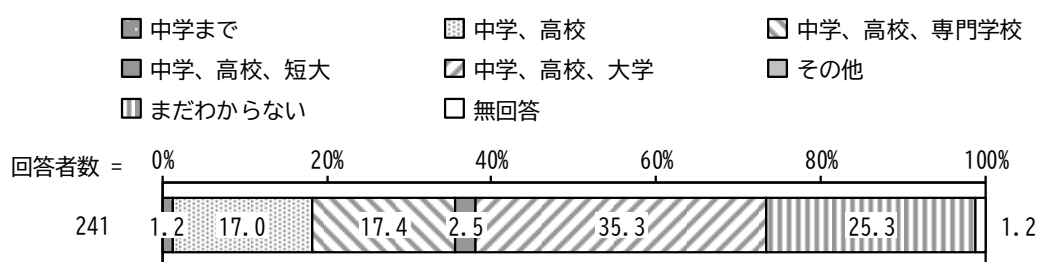
② 将来、どの学校に進学したいか

小学生では、「中学、高校、大学」の割合が35.3%と最も高く、次いで「中学、高校、専門学校」の割合が17.4%、「中学、高校」の割合が17.0%となっています。

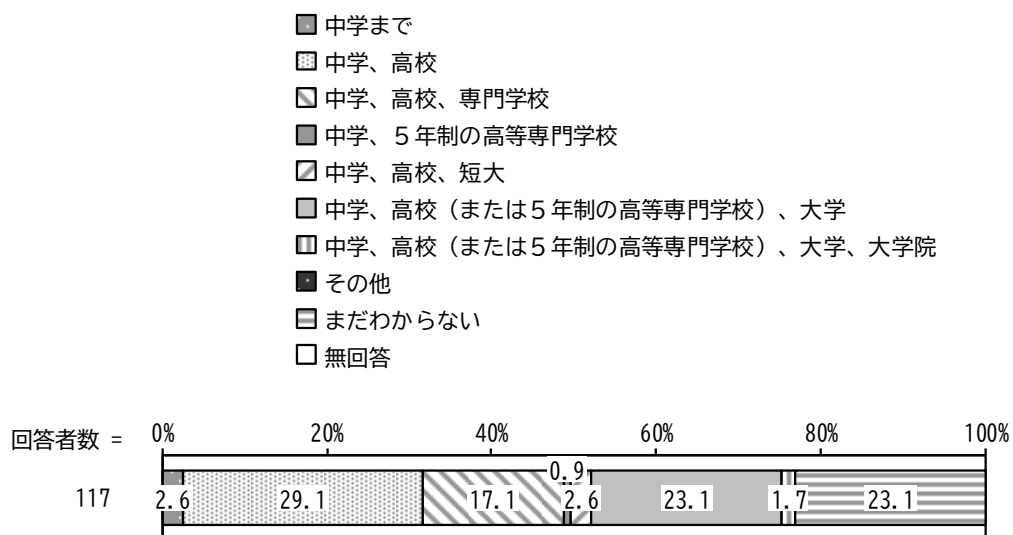
中学生では、「中学、高校」の割合が29.1%と最も高く、次いで「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が23.1%となっています。

将来、どの学校に進学したいか

【小学生】



【中学生】



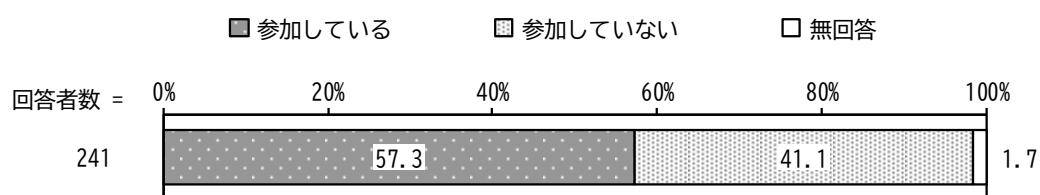
③ 地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加状況

小学生では、「参加している」の割合が57.3%、「参加していない」の割合が41.1%となっています。

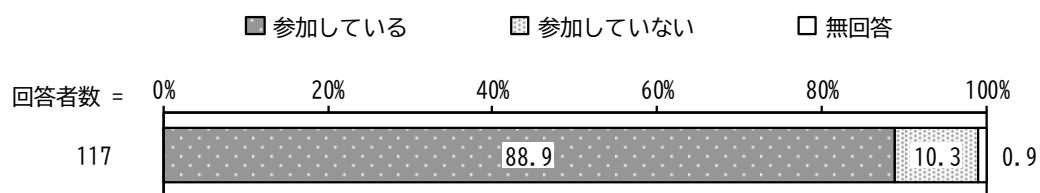
中学生では、「参加している」の割合が88.9%、「参加していない」の割合が10.3%となっています。

地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加状況

【小学生】



【中学生】



④ 最近の生活の満足度

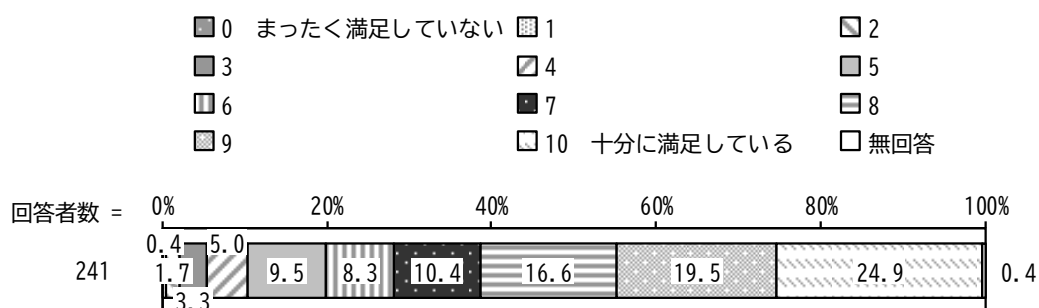
(「0 まったく満足していない」から「10 十分に満足している」)

小学生では、「10 十分に満足している」の割合が24.9%と最も高く、次いで「9」の割合が19.5%、「8」の割合が16.6%となっています。

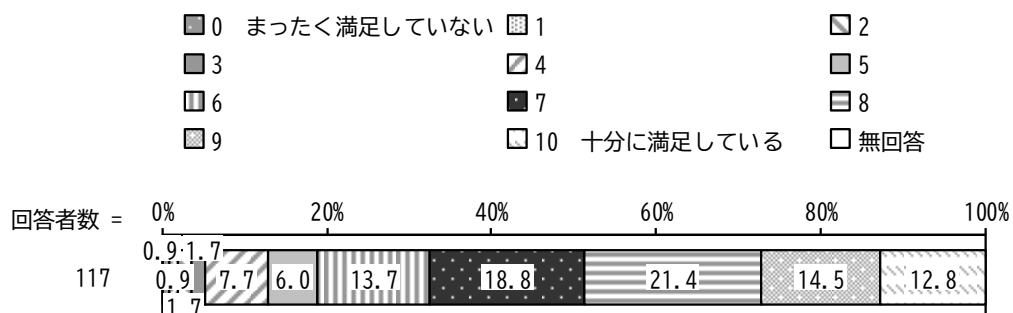
中学生では、「8」の割合が21.4%と最も高く、次いで「7」の割合が18.8%、「9」の割合が14.5%となっています。

最近の生活の満足度

【小学生】



【中学生】

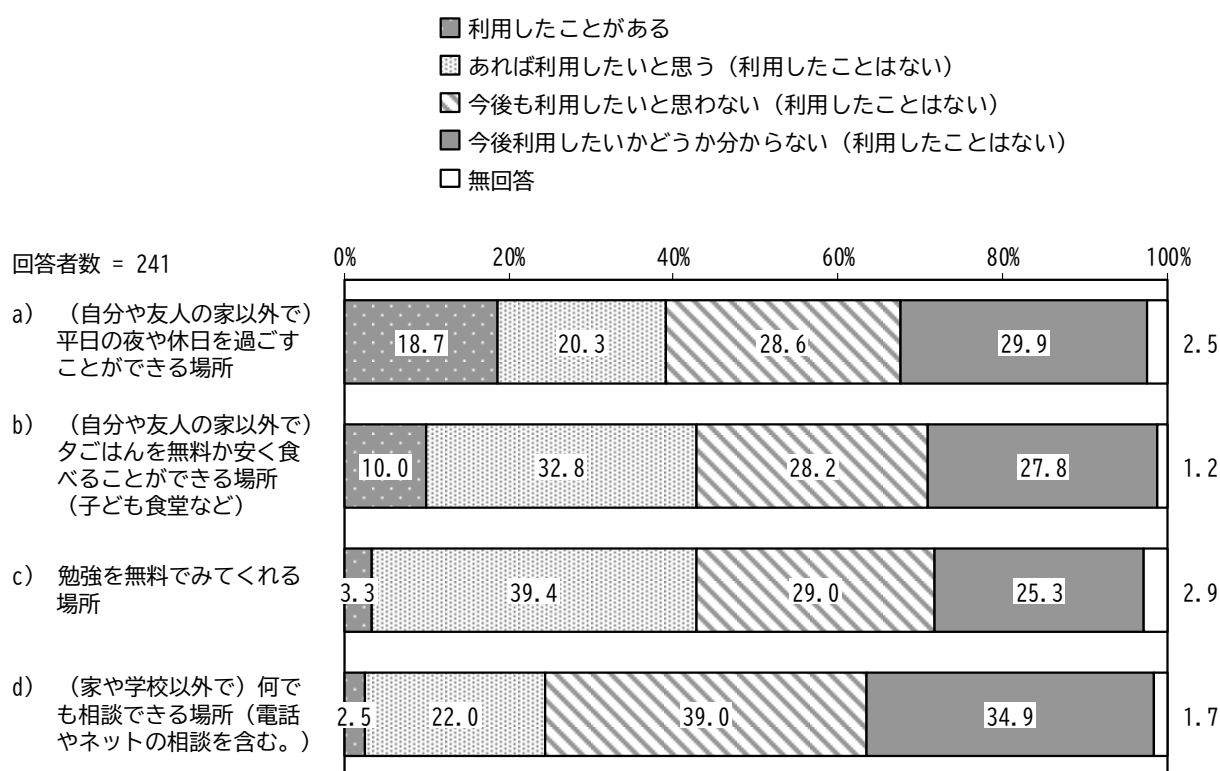


⑤ 利用したことがある場所と今後の利用意向

小学生、中学生ともに、『a) (自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所』で「利用したことがある」が、『c) 勉強を無料でみてくれる場所』で「あれば利用したいと思う (利用したことはない)」が、『d) (家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)]で「今後も利用したいと思わない (利用したことはない)」、「今後利用したいかどうか分からない (利用したことはない)」が高くなっています。

利用したことがある場所と今後の利用意向

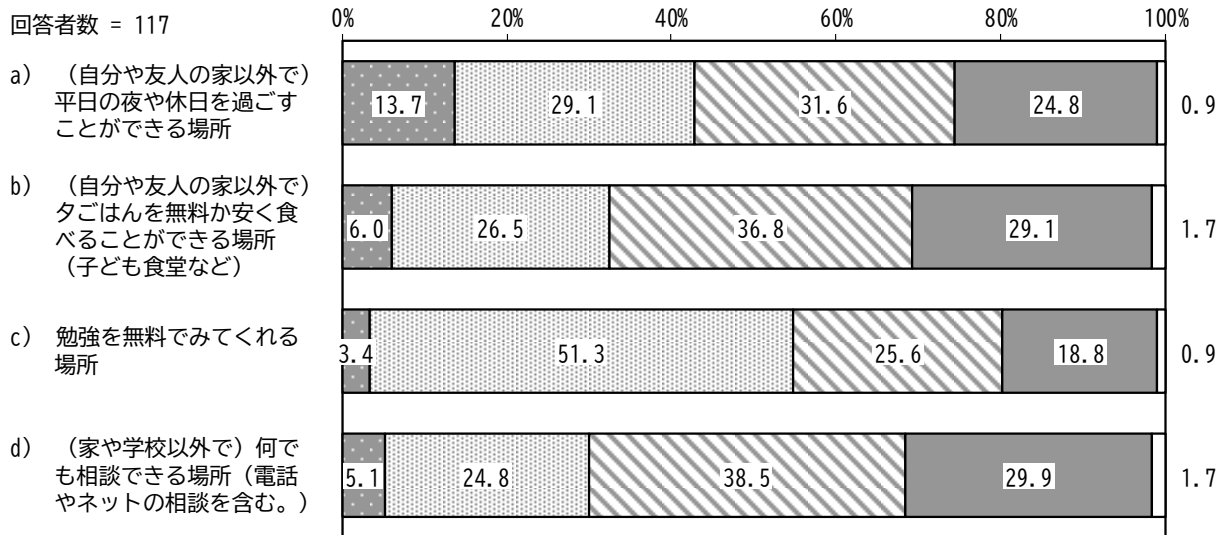
【小学生】



【 中学生 】

- 利用したことがある
- ▨ あれば利用したいと思う（利用したことはない）
- ▩ 今後も利用したいと思わない（利用したことはない）
- 今後利用したいかどうか分からない（利用したことはない）
- 無回答

回答者数 = 117



⑥ 生計を同一にしている家族構成

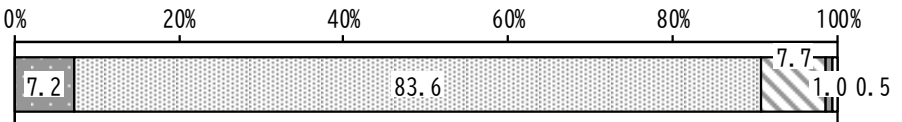
「ふたり親世帯」の割合が83.6%と最も高くなっています。

生計を同一にしている家族構成 (保護者)

- ひとり親世帯
- ▨ ふたり親世帯
- ▩ 三世帯世帯
- その他の世帯
- 無回答

回答者数 =

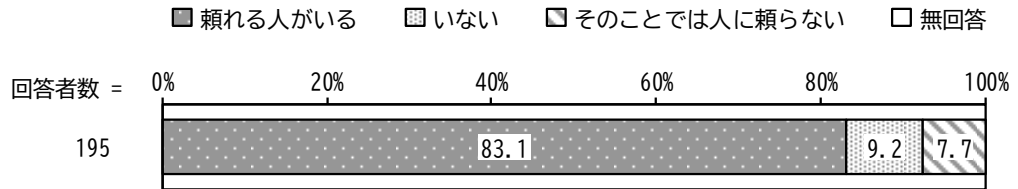
195



⑦ 次の事柄について頼れる人の有無

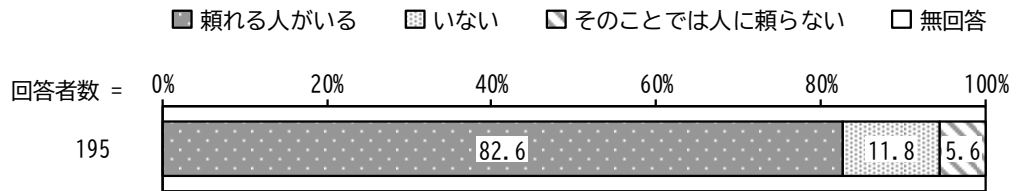
「頼れる人がいる」の割合が83.1%、「いない」の割合が9.2%、「そのことでは人に頼らない」の割合が7.7%となっています。

子育てに関する相談について頼れる人の有無（保護者）



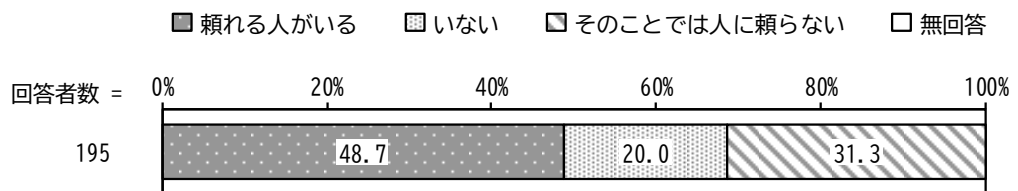
「頼れる人がいる」の割合が82.6%、「いない」の割合が11.8%、「そのことでは人に頼らない」の割合が5.6%となっています。

重要な事柄の相談について頼れる人の有無（保護者）



「頼れる人がいる」の割合が48.7%、「いない」の割合が20.0%、「そのことでは人に頼らない」の割合が31.3%となっています。

いざという時のお金の援助について頼れる人の有無（保護者）

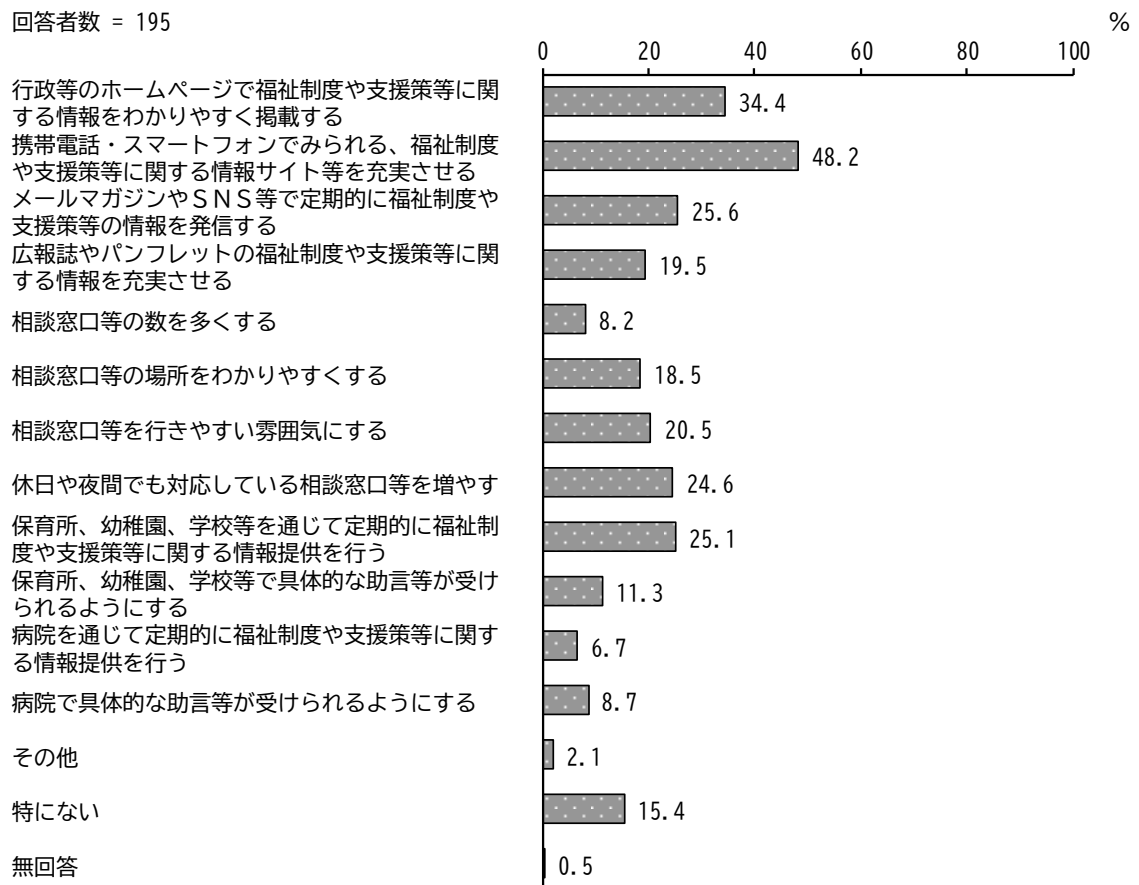


⑧ 必要な支援を受けるために重要だと思うこと

「携帯電話・スマートフォンでみられる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」の割合が48.2%と最も高く、次いで「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」の割合が34.4%、「メールマガジンやSNS等で定期的に福祉制度や支援策等の情報を発信する」の割合が25.6%となっています。

必要な支援を受けるために重要だと思うこと（保護者）

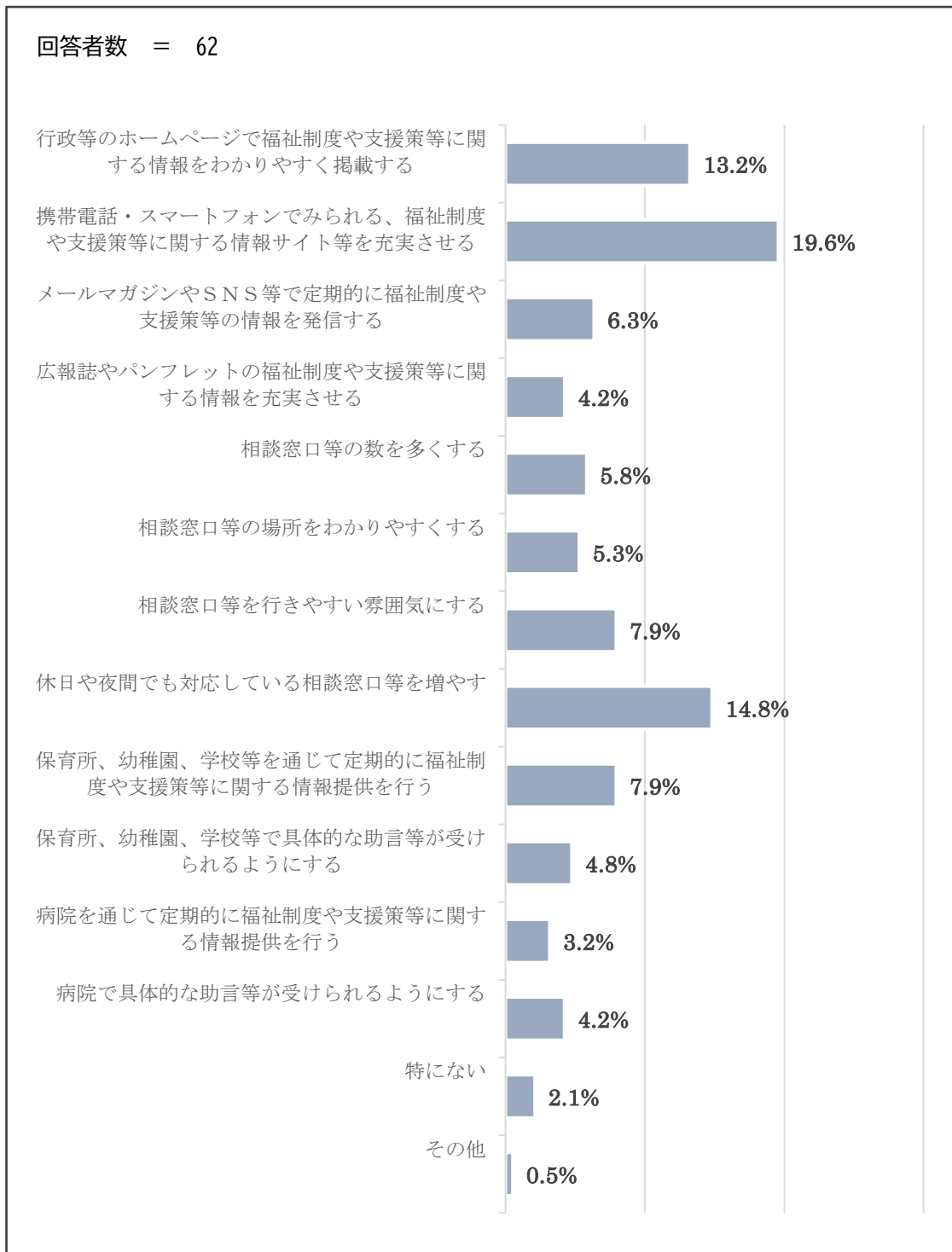
回答者数 = 195



【参考】 児童扶養手当受給資格者へのアンケート調査結果

必要な支援を受けるために重要だと思うこと

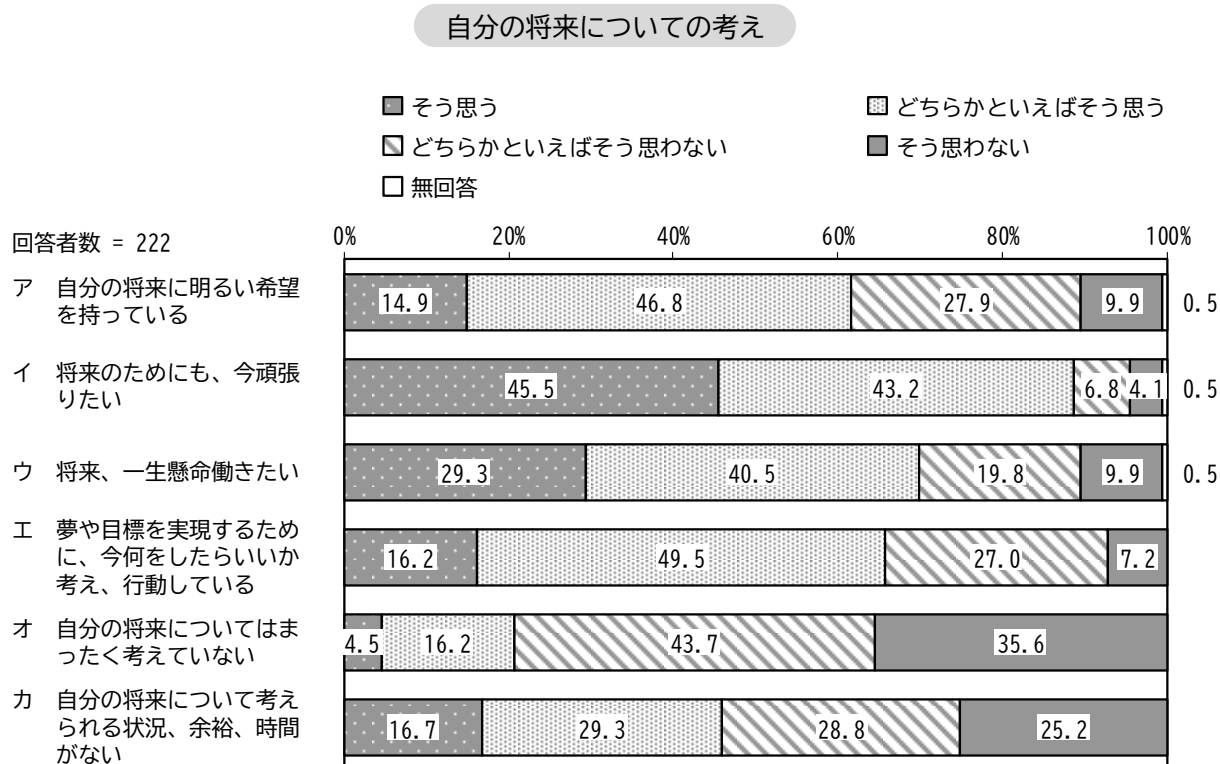
「携帯電話・スマートフォンでみられる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」の割合が19.6%と最も高く、次いで「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」の割合が14.8%、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」の割合が13.2%となっています。



7 若者意識調査の主な集計結果

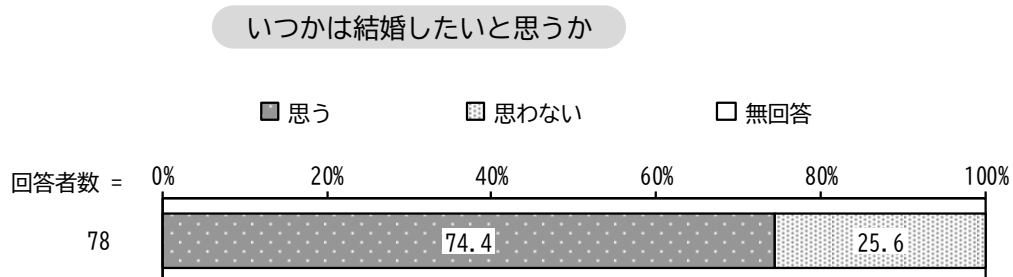
① 自分の将来についての考え

『イ 将来のためにも、今頑張りたい』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『オ 自分の将来についてはまったく考えていない』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。



② いつかは結婚したいと思うか

「思う」の割合が74.4%、「思わない」の割合が25.6%となっています。

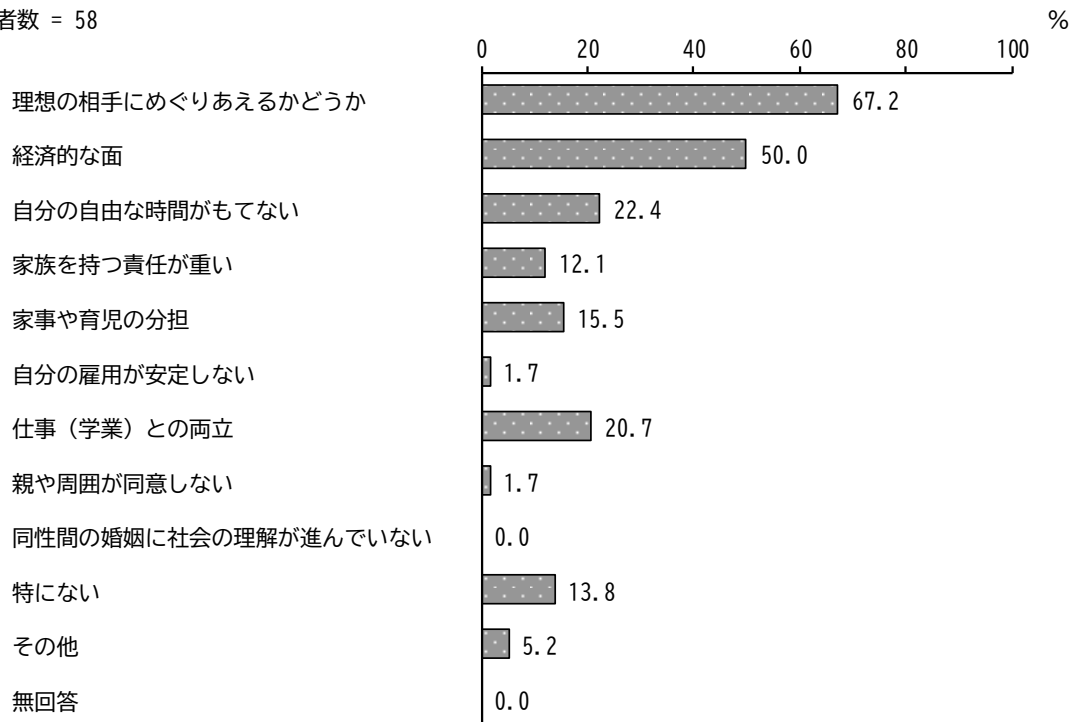


③ 現在結婚について抱えている不安

「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の割合が67.2%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が50.0%、「自分の自由な時間がもてない」の割合が22.4%となっています。

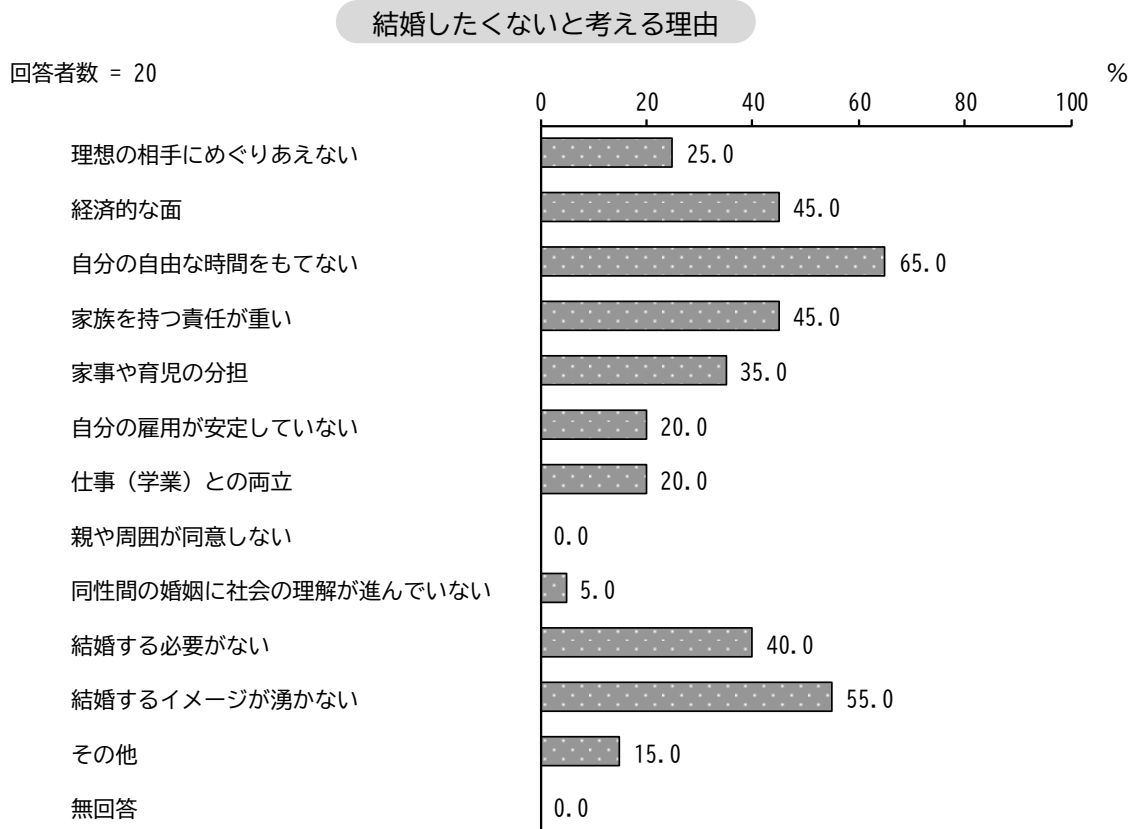
現在結婚について抱えている不安

回答者数 = 58



④ 結婚したくないと考える理由

「自分の自由な時間をもてない」の割合が65.0%と最も高く、次いで「結婚するイメージが湧かない」の割合が55.0%、「経済的な面」、「家族を持つ責任が重い」の割合が45.0%となっています。

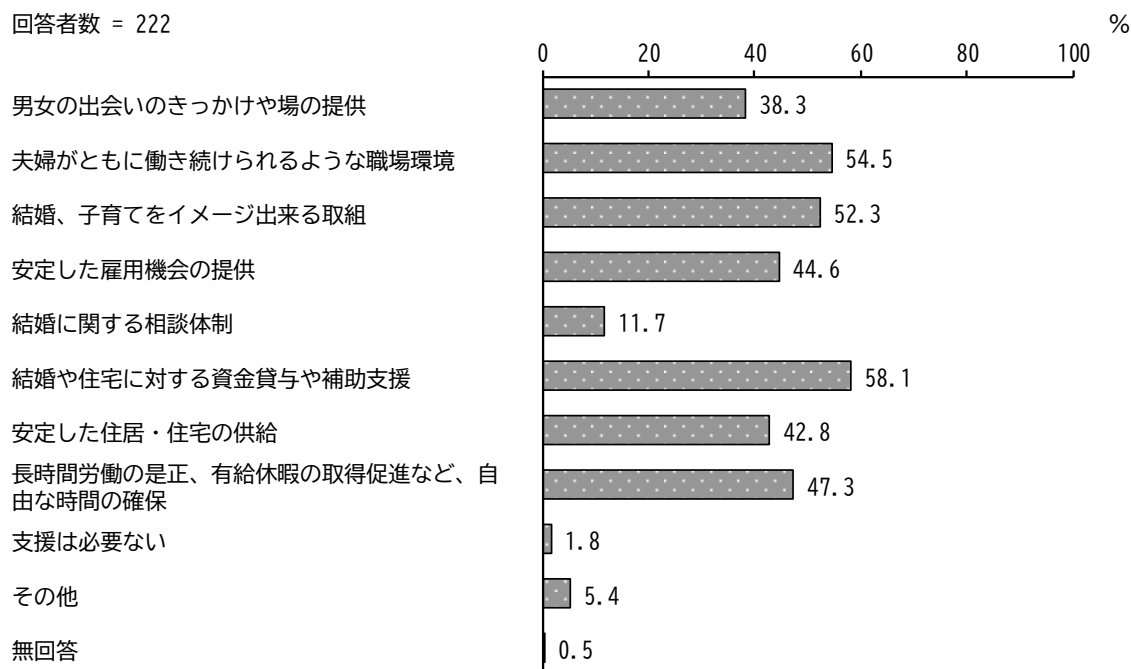


⑤ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が58.1%と最も高く、次いで「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」の割合が54.5%、「結婚、子育てをイメージ出来る取組」の割合が52.3%となっています。

結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

回答者数 = 222

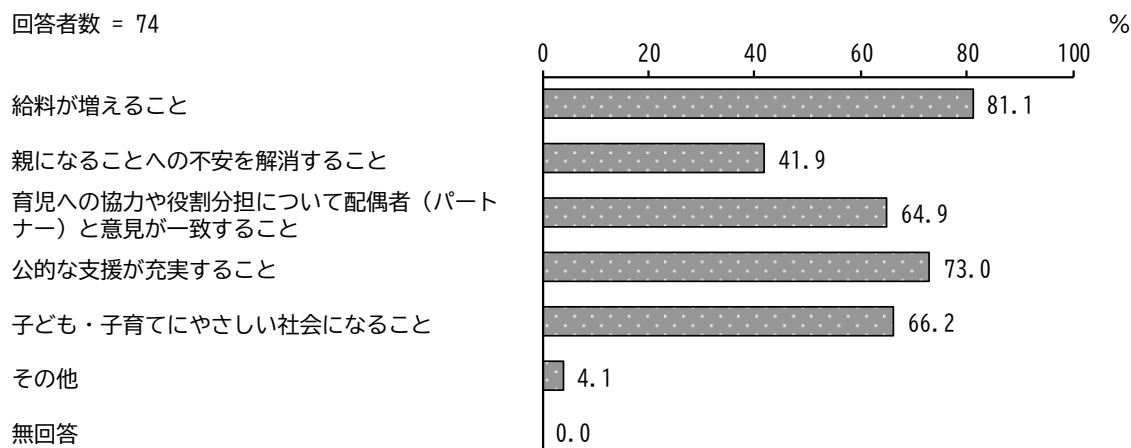


⑥ 子どもを持つために必要だと思うこと

「給料が増えること」の割合が81.1%と最も高く、次いで「公的な支援が充実すること」の割合が73.0%、「子ども・子育てにやさしい社会になること」の割合が66.2%となっています。

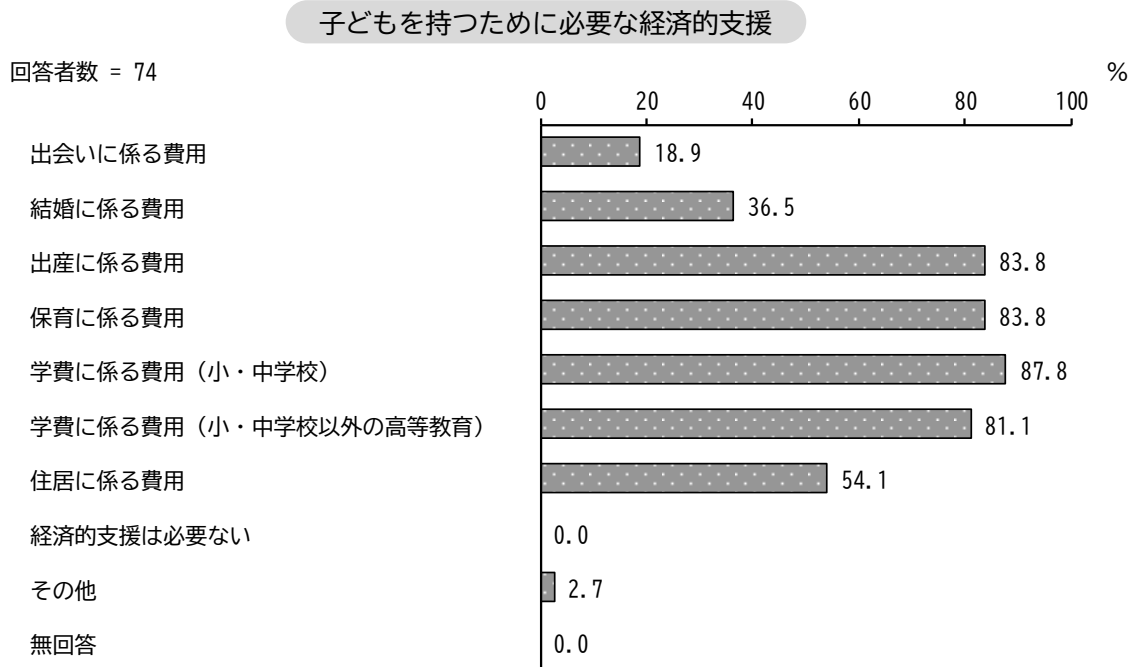
子どもを持つために必要だと思うこと

回答者数 = 74



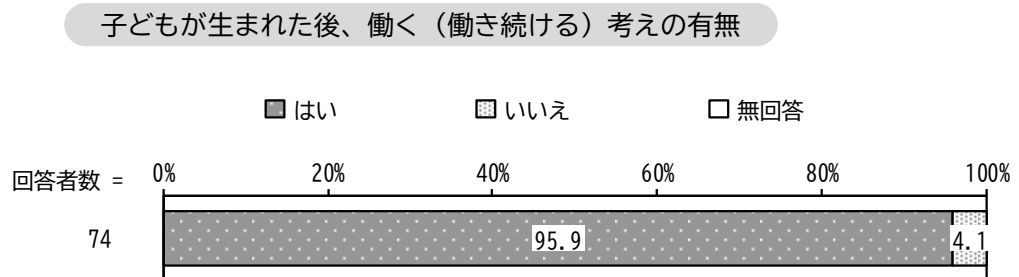
⑦ 子どもを持つために必要な経済的支援

「学費に係る費用（小・中学校）」の割合が87.8%と最も高く、次いで「出産に係る費用」、「保育に係る費用」の割合が83.8%となっています。



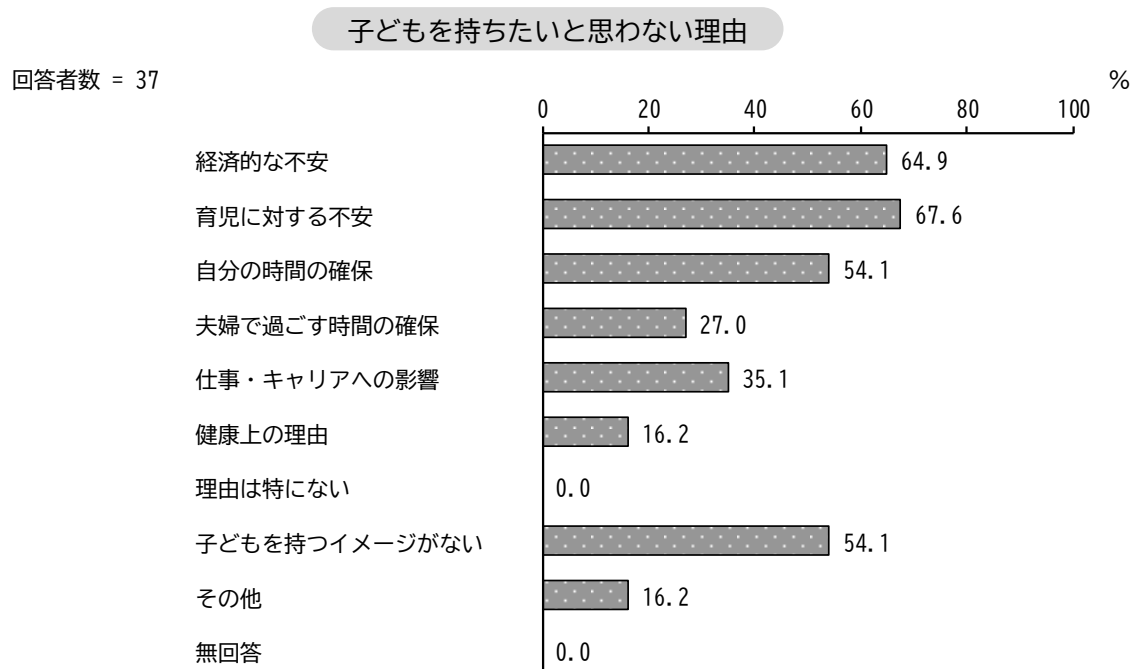
⑧ 子どもが生まれた後、働く（働き続ける）考えの有無

「はい」の割合が95.9%、「いいえ」の割合が4.1%となっています。



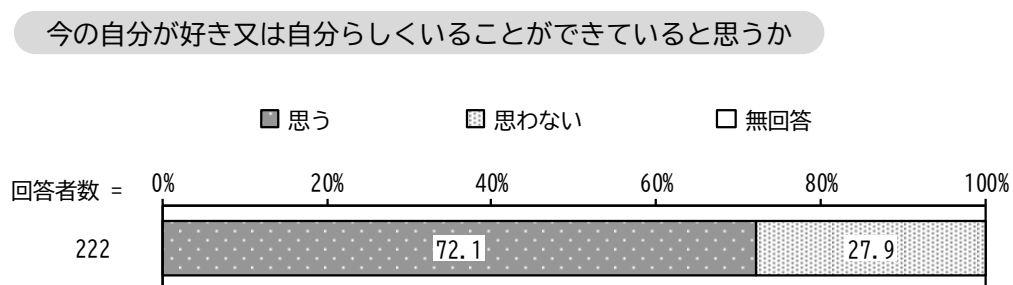
⑨ 子どもを持ちたいと思わない理由

「育児に対する不安」の割合が67.6%と最も高く、次いで「経済的な不安」の割合が64.9%、「自分の時間の確保」、「子どもを持つイメージがない」の割合が54.1%となっています。



⑩ 今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思うか

「思う」の割合が72.1%、「思わない」の割合が27.9%となっています。

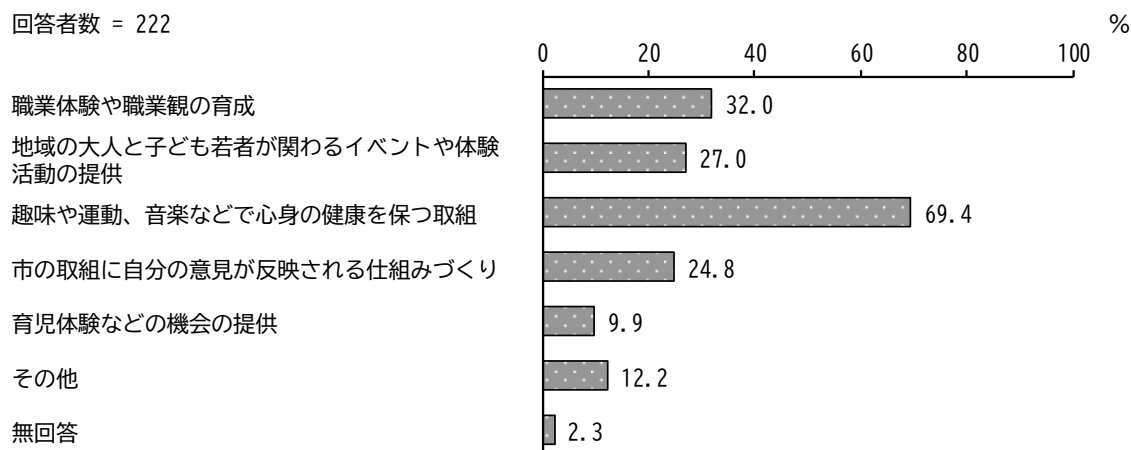


⑪ 子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組

「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が69.4%と最も高く、次いで「職業体験や職業観の育成」の割合が32.0%、「地域の大人と子ども若者が関わるイベントや体験活動の提供」の割合が27.0%となっています。

子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組

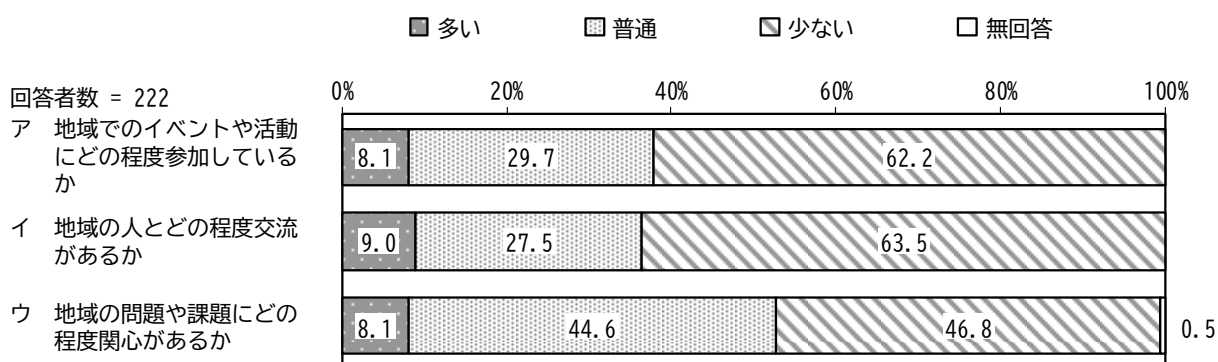
回答者数 = 222



⑫ これまでの地域との関わり方の状況

『ア 地域でのイベントや活動にどの程度参加しているか』、『イ 地域の人とどの程度交流があるか』で「地域との関りが少ない」が、高くなっています。

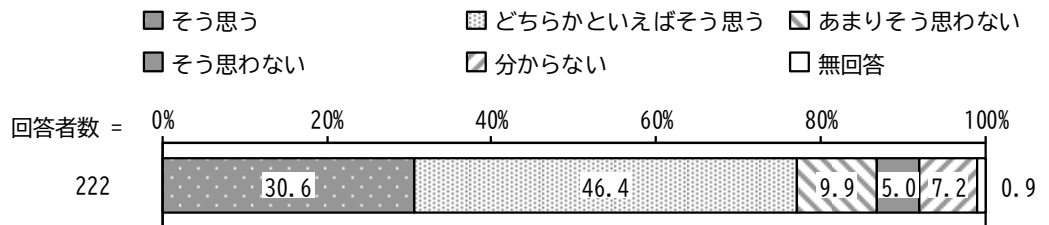
これまでの地域との関わり方の状況



⑬ 自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思うか

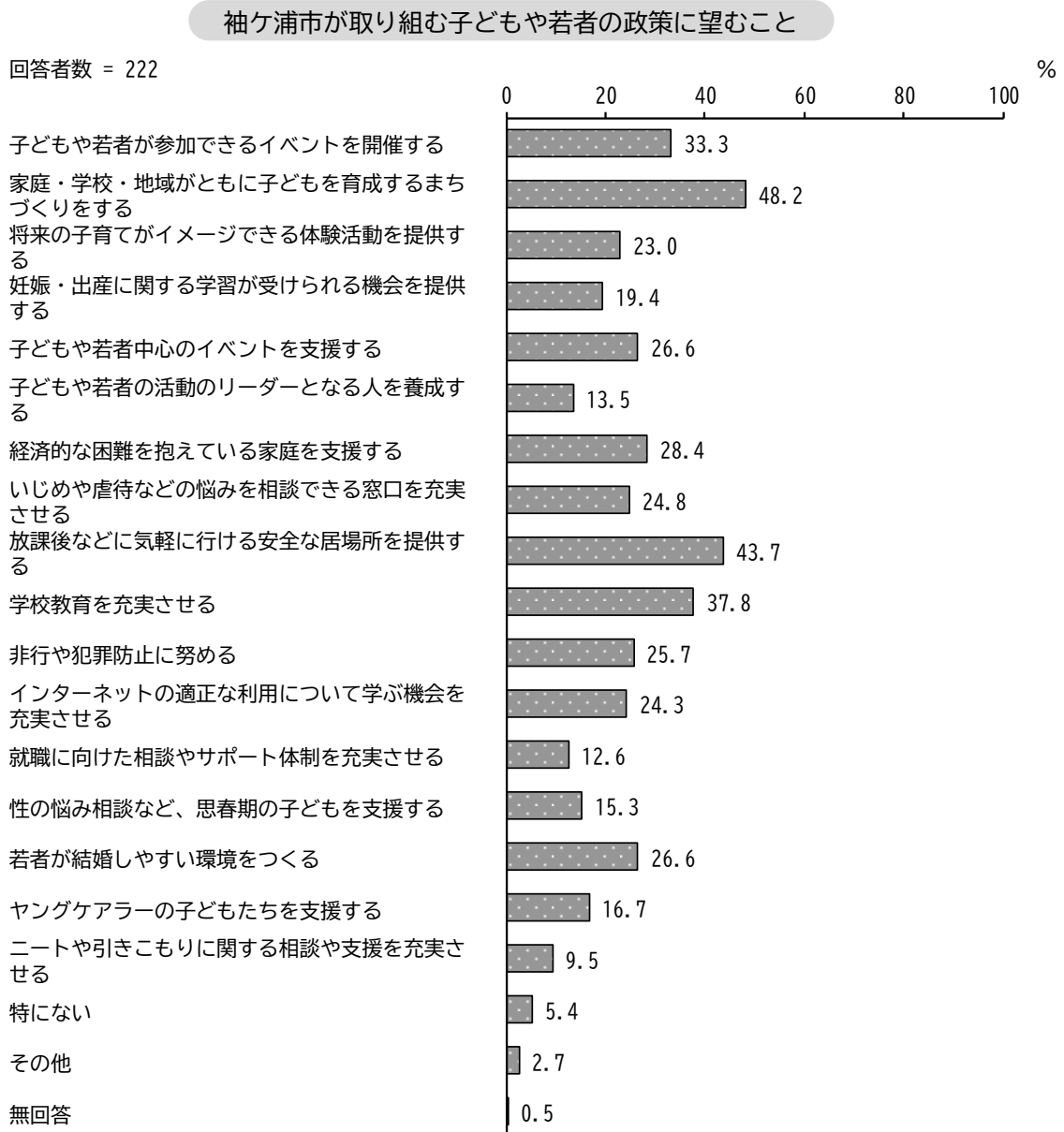
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が77.0%、
「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が14.9%
となっています。

自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思うか



⑭ 袖ヶ浦市が取り組む子どもや若者の政策に望むこと

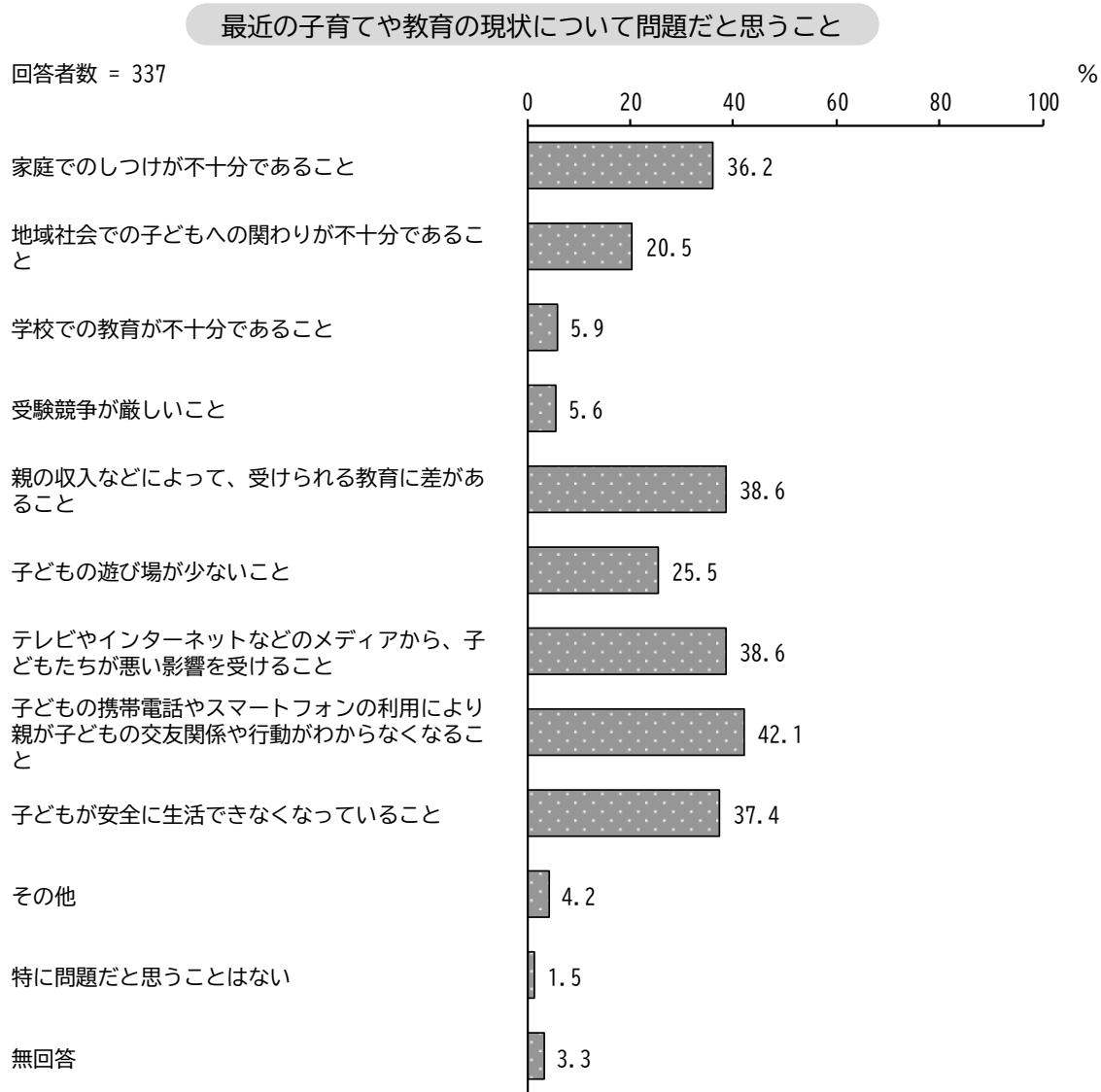
「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」の割合が48.2%と最も高く、次いで「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が43.7%、「学校教育を充実させる」の割合が37.8%となっています。



8 市民意識調査の主な集計結果

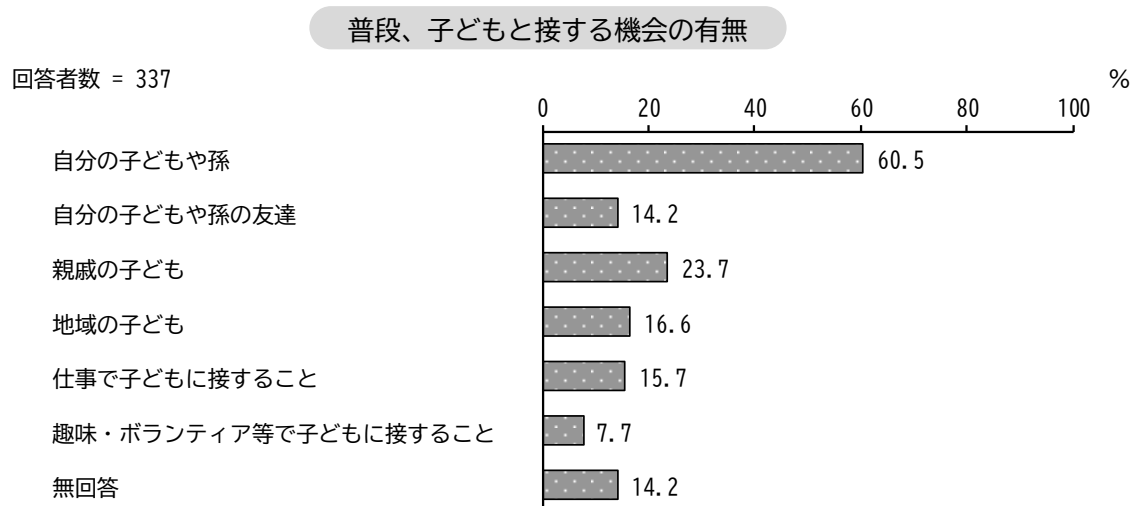
① 最近の子育てや教育の現状について問題だと思うこと

「子どもの携帯電話やスマートフォンの利用により親が子どもの交友関係や行動がわからなくなること」の割合が42.1%と最も高く、次いで「親の収入などによって、受けられる教育に差があること」、「テレビやインターネットなどのメディアから、子どもたちが悪い影響を受けること」の割合が38.6%となっています。



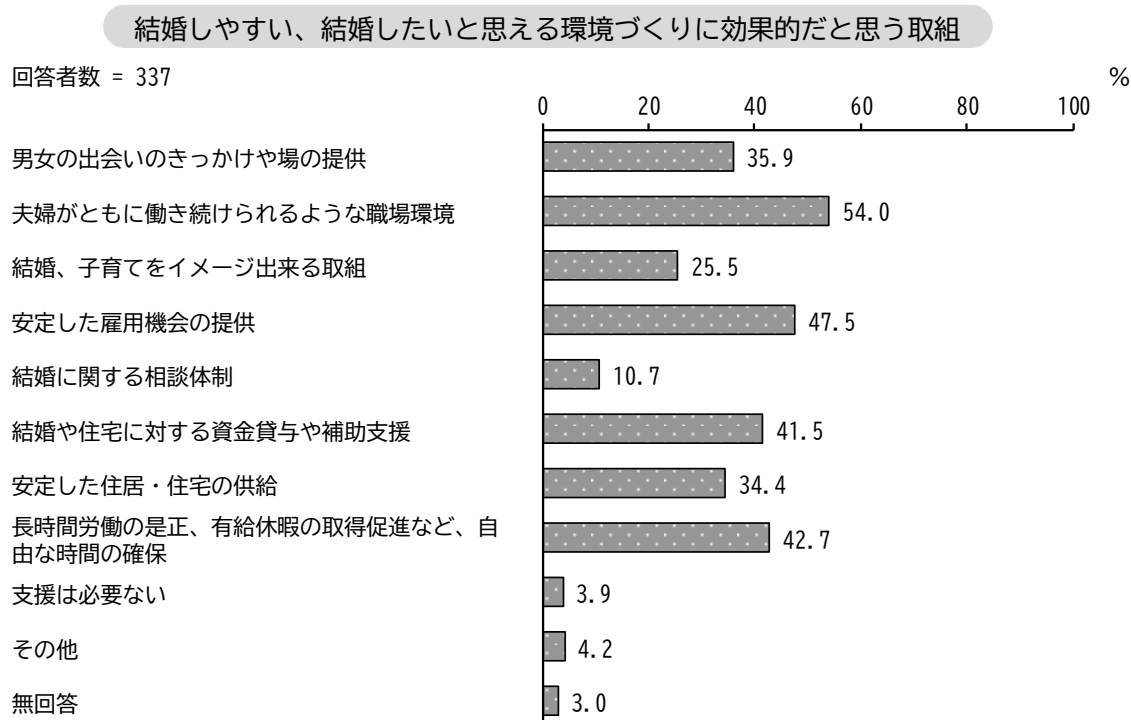
② 普段、子ども（おおむね20歳未満）と接する機会の有無

「自分の子どもや孫」の割合が60.5%と最も高く、次いで「親戚の子ども」の割合が23.7%、「地域の子どもの割合が16.6%となっています。



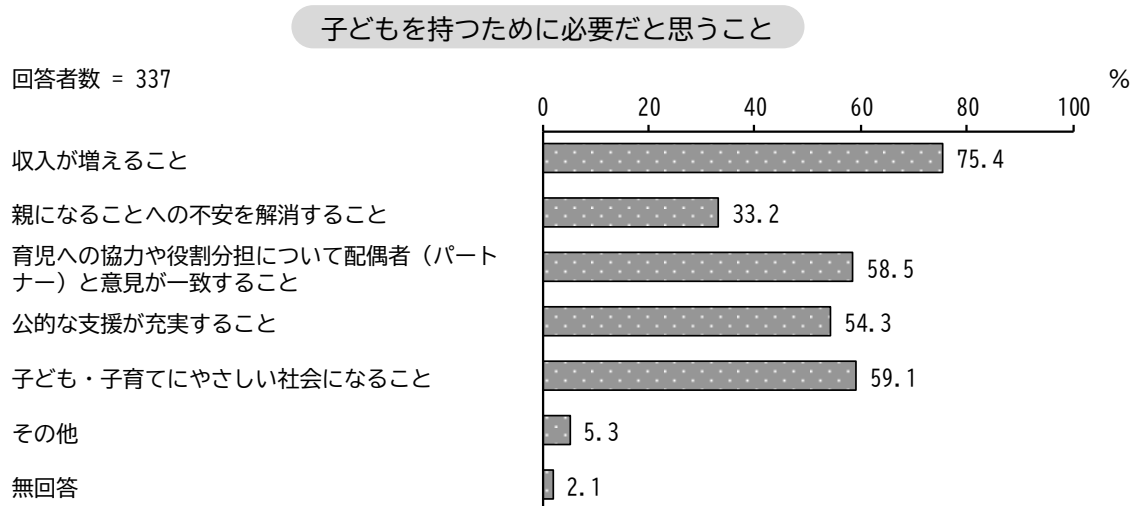
③ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」の割合が54.0%と最も高く、次いで「安定した雇用機会の提供」の割合が47.5%、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が42.7%となっています。



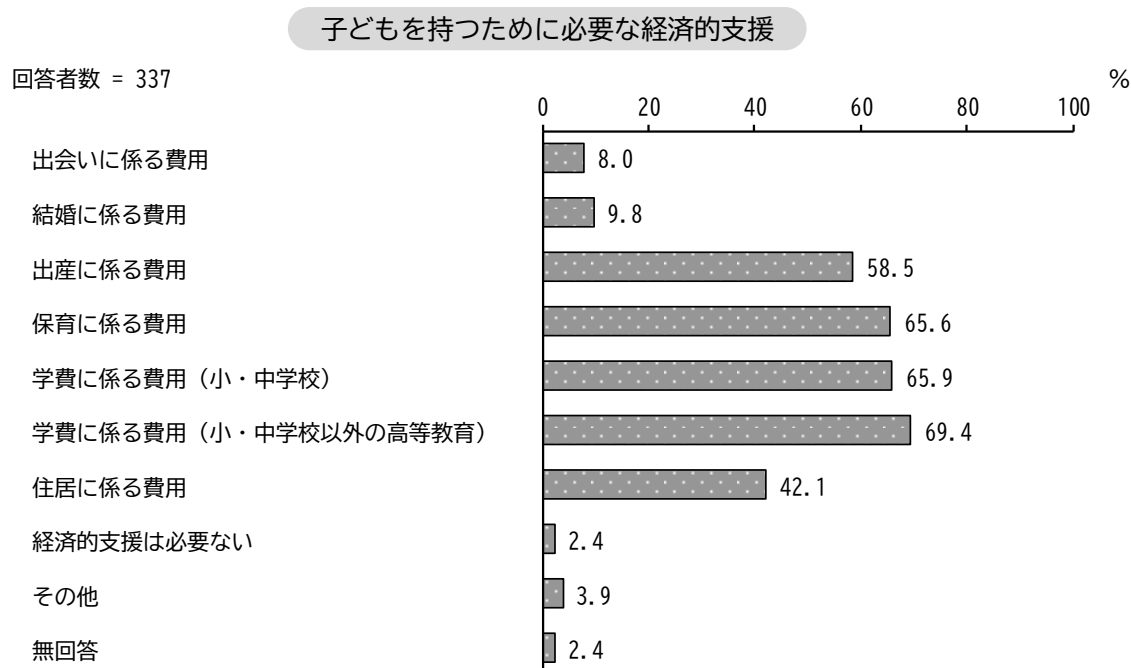
④ 子どもを持つために必要だと思うこと

「収入が増えること」の割合が75.4%と最も高く、次いで「子ども・子育てにやさしい社会になること」の割合が59.1%、「育児への協力や役割分担について配偶者（パートナー）と意見が一致すること」の割合が58.5%となっています。

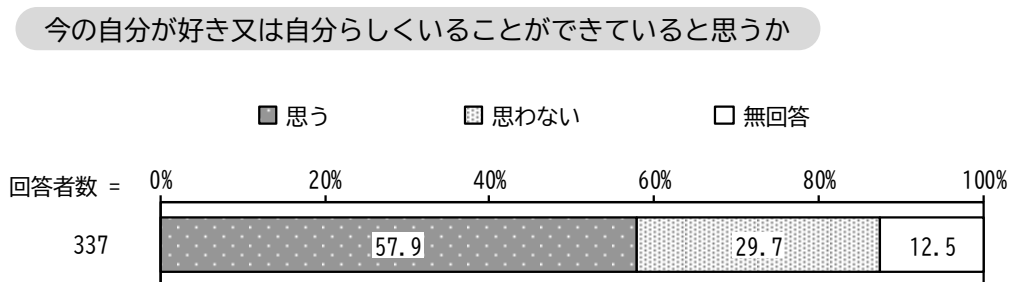


⑤ 子どもを持つために必要な経済的支援

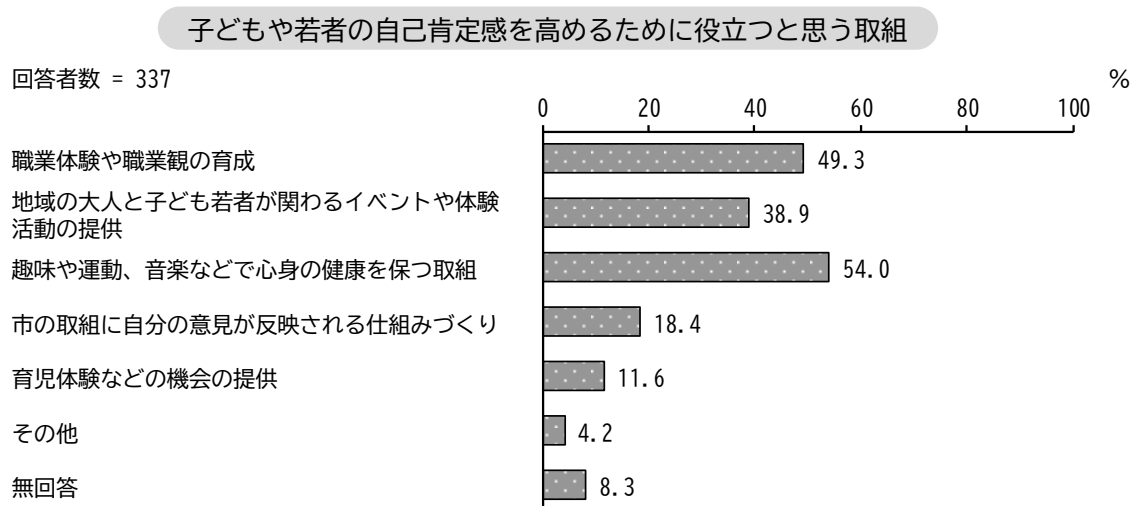
「学費に係る費用（小・中学校以外の高等教育）」の割合が69.4%と最も高く、次いで「学費にかかる費用（小・中学校）」の割合が65.9%、「保育にかかる費用」の割合が65.6%となっています。



- ⑥ 今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思うか
「思う」の割合が57.9%、「思わない」の割合が29.7%となっています。

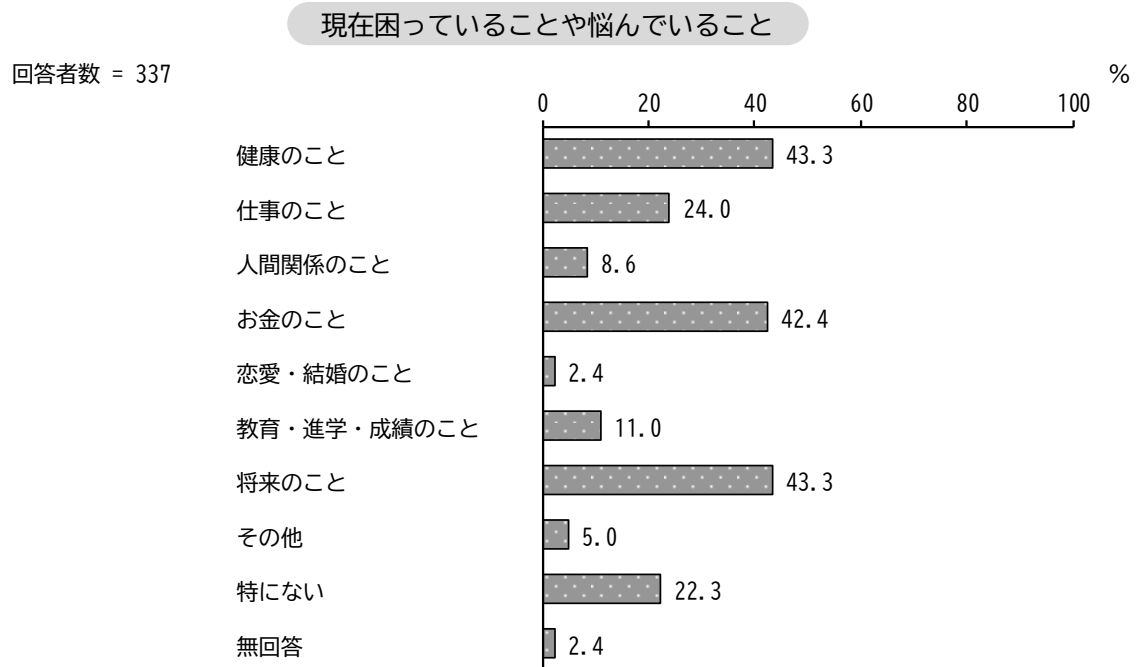


- ⑦ 子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組
「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が54.0%と最も高く、次いで「職業体験や職業観の育成」の割合が49.3%、「地域の大人と子ども若者が関わるイベントや体験活動の提供」の割合が38.9%となっています。



⑧ 現在困っていることや悩んでいること

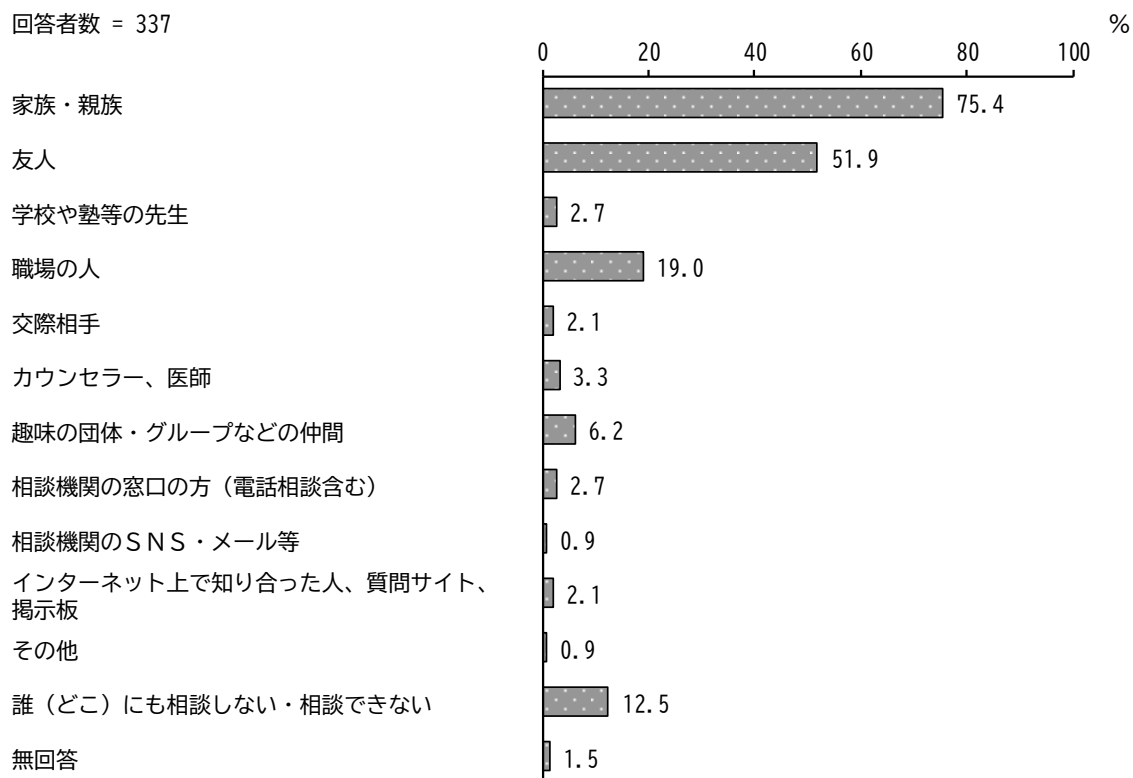
「健康のこと」、「将来のこと」の割合が43.3%と最も高く、次いで「お金のこと」の割合が42.4%となっています。



- ⑨ 何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人
「家族・親族」の割合が75.4%と最も高く、次いで「友人」の割合が51.9%、
「職場の人」の割合が19.0%となっています。

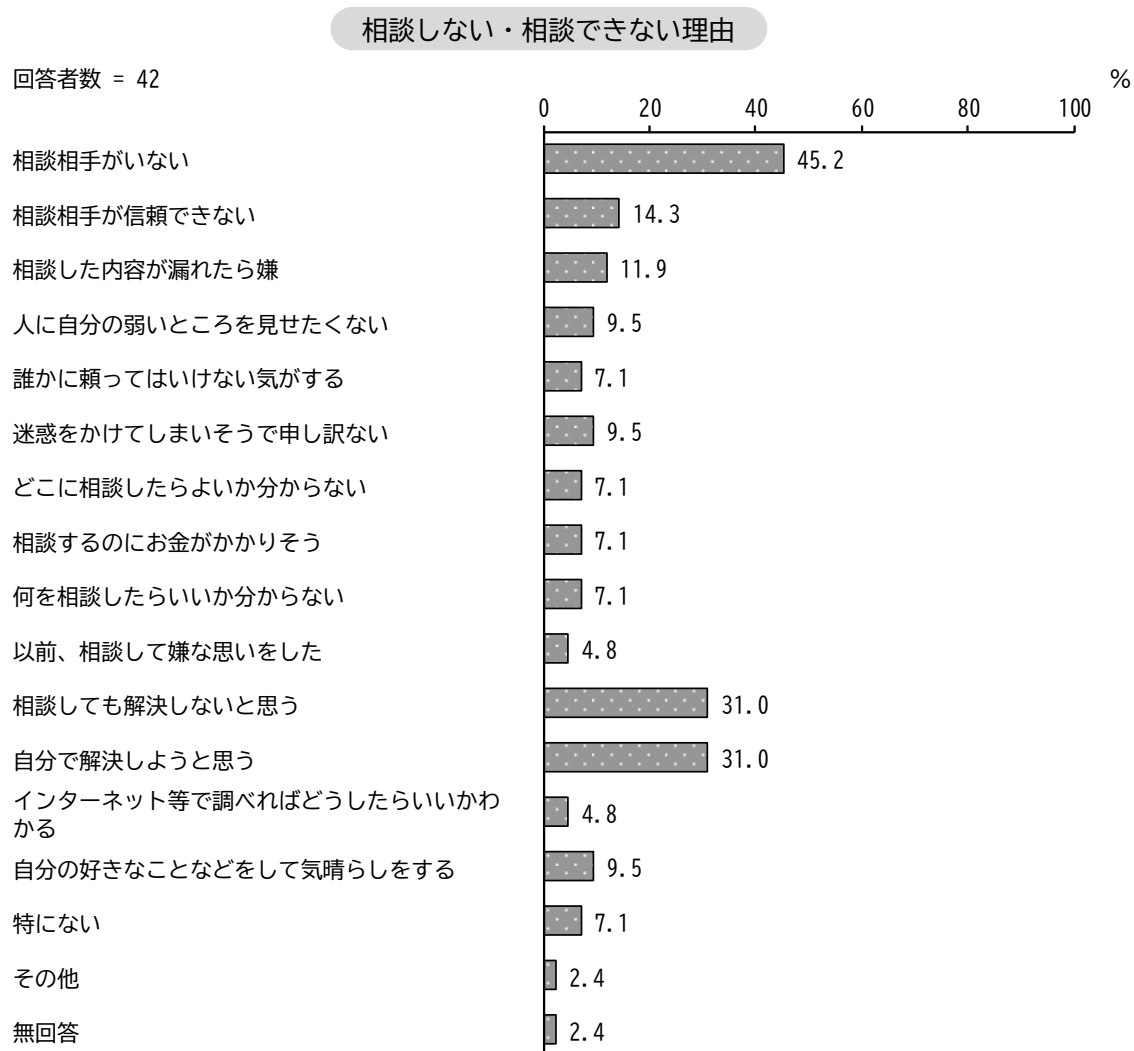
何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人

回答者数 = 337



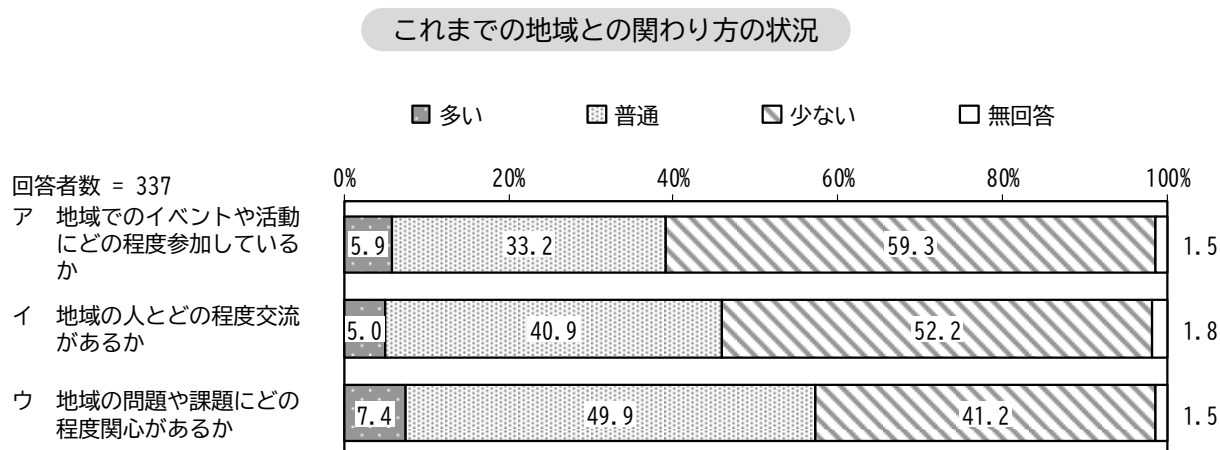
⑩ 相談しない・相談できない理由

「相談相手がない」の割合が45.2%と最も高く、次いで「相談しても解決しないと思う」、「自分で解決しようと思う」の割合が31.0%となっています。



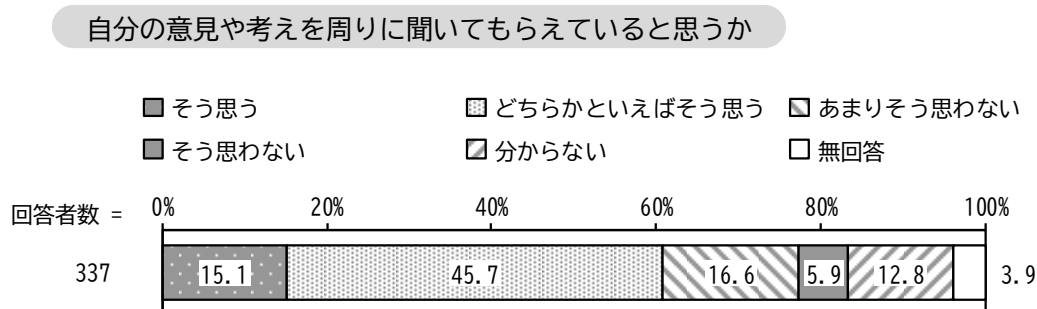
⑪ これまでの地域との関わり方の状況

『ウ 地域の問題や課題にどの程度関心があるか』で「多い」、「普通」が、『ア 地域でのイベントや活動にどの程度参加しているか』で「少ない」が高くなっています。



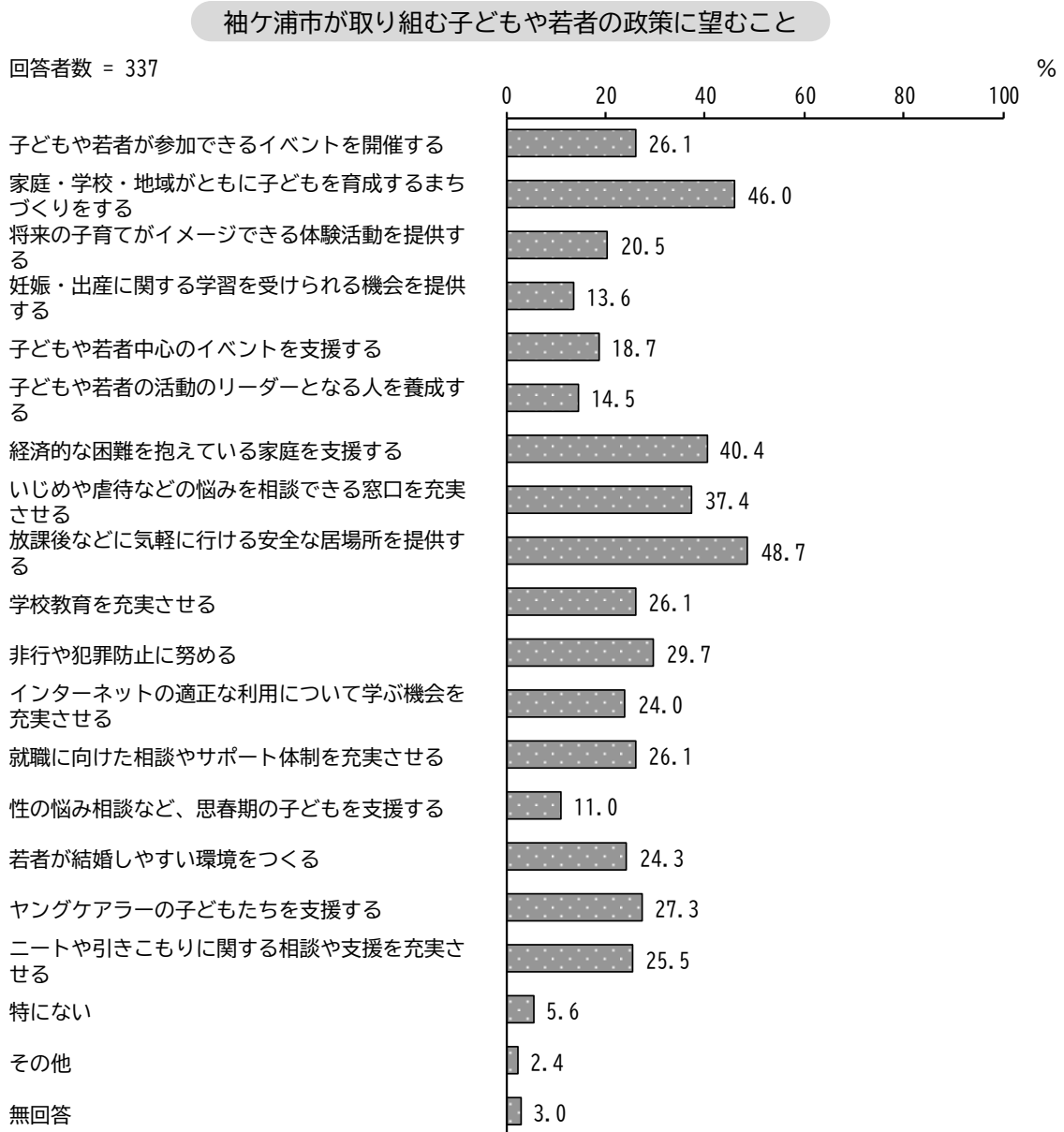
⑫ 自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思うか

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が60.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が22.5%となっています。



⑬ 袖ヶ浦市が取り組む子どもや若者の政策に望むこと

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が48.7%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」の割合が46.0%、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が40.4%となっています。



9 子育て応援プラン（第3期）策定時の進捗状況と今後の課題

（1）次世代育成支援・子育て支援施策の進捗状況

令和2年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「袖ヶ浦市子育て応援プラン」として「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、令和2年度末から令和6年度末にかけての評価結果は次のとおりです。令和6年度末の評価は、全99事業のうち、「A：計画どおり進んでいる」は73事業（73.7%）、「B：概ね計画どおり進んでいる」は20事業（20.2%）、「C：計画どおり進んでいない」は6事業（6.1%）、「D：未実施」は0事業となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の全部又は一部が実施できなかったものもあり、その場合は評価を（ ）書きで記載しています。

施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標－施策	個別事業 評価区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価
I. 地域における子育て支援の充実 (1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子どもの健全育成環境の充実 (4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用 (5) 子育てに係る経済的負担の軽減	A評価	14	37.8%	18	48.6%	19	51.4%	20	54.1%	22	59.5%
	B評価	11 (7)	29.7%	8 (5)	21.6%	10 (4)	27.0%	8 (1)	21.6%	11	29.7%
	C評価	11 (10)	29.7%	10 (9)	27.0%	7 (5)	18.9%	9 (5)	24.3%	4	10.8%
	D評価	1 (1)	2.7%	1 (1)	2.7%	1 (1)	2.7%	0	0.0%	0	0.0%
		37		37		37		37		37	
II. 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進 (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 食育等の充実 (4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	A評価	4	30.8%	7	53.8%	7	53.8%	8	61.5%	9	61.5%
	B評価	6 (3)	46.2%	4 (1)	30.8%	4 (1)	30.8%	3	23.1%	3	23.1%
	C評価	3 (3)	23.1%	2 (2)	15.4%	2 (2)	15.4%	2 (1)	15.4%	1	15.4%
	D評価	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		13		13		13		13		13	
III. 子どもが健やかに育つ環境の整備 (1) 未来の親の育成 (2) 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A評価	5	35.7%	6	42.9%	9	64.3%	6	42.9%	12	85.7%
	B評価	5 (2)	35.7%	5 (1)	35.7%	3	21.4%	6	42.9%	1	7.1%
	C評価	2 (2)	14.3%	2 (1)	14.3%	2 (1)	14.3%	2 (1)	14.3%	1	7.1%
	D評価	2 (2)	14.3%	1 (1)	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		14		14		14		14		14	
IV. 子育てを支援する生活環境の整備 (1) 安全な道路交通環境の整備 (2) 安心して遊べる環境の整備	A評価	3	100.0%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%
	B評価	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%
	C評価	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	D評価	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		3		3		3		3		3	
V. 仕事と家庭の両立の推進 (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等 (2) 多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	A評価	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	2	66.7%
	B評価	1 (1)	33.3%	2 (1)	66.7%	2 (1)	66.7%	1	33.3%	1	33.3%
	C評価	1	33.3%	0	0.0%	1 (1)	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
	D評価	1 (1)	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		3		3		3		3		3	
VI. 子どもの安全の確保 (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 被害にあった子どもの支援の推進	A評価	3	30.0%	5	50.0%	6	60.0%	7	70.0%	7	70.0%
	B評価	4	40.0%	3 (1)	30.0%	4 (2)	40.0%	3	30.0%	3	30.0%
	C評価	3 (3)	30.0%	2 (2)	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	D評価	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		10		10		10		10		10	
VII. 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実 (4) 経済的に困難な子どもの支援	A評価	14 (2)	73.7%	18	94.7%	18	94.7%	18	94.7%	19	100.0%
	B評価	5	26.3%	1	5.3%	1	5.3%	1	5.3%	0	0.0%
	C評価	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	D評価	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		19		19		19		19		19	
計画全体	A評価	43	43.4%	57	57.6%	61	61.6%	63	63.6%	73	73.7%
	B評価	32 (15)	32.3%	24 (9)	24.2%	25 (8)	25.3%	23 (1)	23.2%	20	20.2%
	C評価	20 (18)	20.2%	16 (14)	16.2%	12 (9)	12.1%	13 (7)	13.1%	6	6.1%
	D評価	4 (4)	4.0%	2 (2)	2.0%	1 (1)	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
		99		99		99		99		99	

(2) 基本目標別成果指標の推移と今後の課題整理

本市では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取組を検討していくため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、平成24年度から年1回のペースで「子育てアンケート」を実施し、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの成果指標（アウトカム）を経年的に測定しています。

令和2年度から令和7年度における調査は、小学校在学生までの保護者1,100人を対象に、郵送配布・郵送回収（又はWebフォーム回答）にて実施しており、以下にその主な結果についてまとめます。（※Webフォームでの回答は令和3年度より実施）

子育てアンケート調査の調査票回収結果

実施年度	調査時期	回収数
令和2年度	令和2年10月1日～20日	596人（回収率：54.2%）
令和3年度	令和3年8月25日～9月15日	521人（回収率：47.4%）
令和4年度	令和4年7月25日～8月22日	552人（回収率：50.2%）
令和5年度	令和5年5月31日～6月30日	563人（回収率：51.2%）
令和6年度	令和6年6月3日～7月5日	547人（回収率：49.7%）
令和7年度	令和7年7月4日～7月25日	446人（回収率：40.5%）

●基本目標Ⅰ「地域における子育て支援の充実」(37事業)

① 計画期間中の主な取組と成果指標

地域における子育てを支援するため、教育・保育施設の整備・充実のほか、一時預かり、延長保育、病児保育、病後児保育といった教育・保育サービスや、保育料の軽減、子ども医療費の助成、ファミリー・サポート・センター、子育てポータルサイトなど、子育て支援に関わる事業を計画的に実施しています。待機児童対策として、私立認可保育所、私立小規模保育所の整備支援を行ったほか、放課後児童クラブの運営支援等を実施しています。

成果指標について、認可保育所(園)の整備等により、待機児童数は着実に減少しています。「子育てに関して楽しいと感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。「子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合」は、少しずつ減少傾向にあり、「学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合」も令和5・6年度と比べ53.6%と減少しました。

基本目標Ⅰに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育施設における待機児童数	60人	46人	23人	2人	0人	0人
子育てに関して楽しいと感じる割合	62.6%	58.3%	61.4%	62.0%	62.2%	62.8%
子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	94.8%	91.7%	91.7%	89.3%	90.7%	89.5%
学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合	50.2%	44.6%	50.1%	55.2%	56.8%	53.6%

② 今後の課題・方向性

教育・保育サービスについては、施設の量的拡充により待機児童数の減少につながっています。今後も、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等の更なる充実により多様な保育需要に対応し、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合が減少傾向にあることから、市の伴走型支援や各種相談窓口での対応のほか、子育て支援センターなどにより、多様な相談に対応する体制を充実させる必要があります。

●基本目標Ⅱ「母性及び乳幼児等の健康づくりの推進」（13事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

母性及び乳幼児等の健康づくりの推進のため、妊婦健康診査助成、育児支援のための相談、幼児期に合わせた生活習慣の指導等を実施、令和5年度から産婦健康診査を開始しました。産前産後ヘルパー派遣事業、離乳食と歯の相談会（月1回）、産後ケア事業を実施し、ガウラパパママ応援ギフト事業（出産・子育て応援給付金）により、伴走型支援と給付金の支給を実施しています。

成果指標について、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」は、減少傾向にあります。「子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合」は75%前後で推移しています。

基本目標Ⅱに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子どもを産み育てやすいと感じる割合	70.5%	70.6%	63.1%	61.8%	61.8%	61.7%
子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.4%	77.4%	75.0%	75.0%	73.3%	76.4%

② 今後の課題・方向性

核家族化の進行、共働き世帯が増加する中で、コロナ禍に伴う生活様式の変化や物価高騰による社会経済情勢の変化などもあり、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」が大きく低下している可能性があります。伴走型支援及び給付金等の新しい施策もスタートしており、事業の効果等を注視する必要があります。

1歳6か月児・3歳児健康診査におけるむし歯のあるこどもの数が着実に減少しているなど、母子保健に係る取組の成果が表れており、引き続き妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実と母子保健サービスの充実に取り組みます。

地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）や、市の各種の子育て支援事業について、ニーズがある層に着実に情報が届くよう、情報発信や相談体制を充実する必要があります。

●基本目標Ⅲ「子どもが健やかに育つ教育環境の整備」（14 事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

基礎学力向上支援教員、外国語指導助手、スクールカウンセラーや心の相談員等の配置、1人1台のタブレット端末による、デジタル教科書やコンテンツ教材の活用、情報モラル教育の実施、学校司書の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取組を進め、教育環境の整備を実施してきました。

成果指標について、「子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合」は、令和7年度で55.0%と令和2年度と比較して大きく低下しました。

「子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合」は、増減はあるものの、令和7年度は66.6%と上昇しています。

基本目標Ⅲに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	70.1%	58.6%	59.5%	55.8%	51.5%	55.0%
子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	60.5%	53.7%	54.3%	60.0%	64.0%	66.6%

② 今後の課題・方向性

コロナ禍において、多くの学校行事が中止・縮小されるなど、こどもの活動に長く制限がかかりました。また、教職員の働き方改革も進む中、保護者がこどもの活動をみる機会が減っていることから、教育環境の指標低下につながっているものと推測します。

これまでも、生きていくための力を育む教育として、主体的に学ぶ姿勢、基礎学力の向上等に取り組んできましたが、引き続き教育環境の整備に努めるとともに、家庭と学校とをつなぐ「開かれた学校」の取組を推進します。

また、放課後や長期休暇中のこどもの居場所として、放課後児童クラブや放課後こども教室を含め、多様なニーズに対応するための取組の充実が求められています。

●基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」（3事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

安心して子育てをする環境づくりとして、道路や公園の整備を実施し、「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置づけた長浦駅周辺地区及び袖ヶ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進するとともに、公園樹木の剪定・伐採など適切な管理により死角をなくすことで、交通事故や犯罪防止に努めました。

成果指標について、「道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合」は通年して50%に達しています。

基本目標Ⅳに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合	52.8%	52.4%	55.3%	54.1%	53.4%	50.0%
公園施設のバリアフリー化率	59.2%	60.4%	60.4%	60.4%	60.7%	60.7%

② 今後の課題・方向性

成果指標の結果からも取組の成果が表れており、今後も引き続き子育て家庭が安心して子育てができる生活環境の整備を推進していきます。

安心して子育てができる環境づくりのため、バリアフリー化を含めた公園環境の適切な管理に引き続き取り組みます。

●基本目標V「仕事と家庭の両立の推進」（3事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

男女共同参画セミナーの開催や県等が作成するパンフレットの配布等を通じて仕事と生活の調和実現のための啓発活動等を実施しています。

成果指標については、保育施設の整備を進めたことにより待機児童数は順調に解消しているものの、「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は近年では60%前後で推移しています。

基本目標Vに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	64.8%	71.3%	61.8%	61.4%	59.8%	57.7%
保育施設における待機児童数（再掲）	60人	46人	23人	2人	0人	0人

② 今後の課題・方向性

「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は令和4年度以降大きな変化がみられないものの、共働き世帯が増加する中において、企業や事業所においてワーク・ライフ・バランスに関する制度の導入が進んでおり、育児休業の取得率では父親・母親ともに上昇していることから、引き続き、制度利用の周知等により職場の理解の醸成を図り、ワーク・ライフ・バランスの環境改善に向けた取組を継続する必要があります。

また、働きながら子育てをする世帯を支えるため、待機児童対策に努めるとともに、放課後児童クラブの整備など、こどもが安心して過ごせる場所の確保が求められています。

●基本目標VI「子どもの安全の確保」(10事業)

① 計画期間中の主な取組と成果指標

交通安全教室、保育所(園)等における自主防災活動、交通防犯ボランティア等によるパトロール活動や子ども110番連絡所の設置など、児童の見守りや地域の防犯に取り組んでいます。

成果指標について、「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は、大きく増減しており、令和7年度は34.3%となっています。また、「地域における防犯活動が活発であると感じる割合」は令和7年度で38.3%となっております。

基本目標VIに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	43.3%	34.9%	42.5%	32.3%	40.8%	34.3%
地域における防犯活動が活発であると感じる割合	47.0%	37.2%	42.9%	34.9%	34.9%	38.3%

② 今後の課題・方向性

「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は大きく増減しているものの、袖ヶ浦市の交通事故件数や刑法犯認知件数では、長期的には減少傾向にあります。

ニーズ調査結果では、市に期待することとして「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が上位にあげられるなど、保護者のニーズは高まっていることから、引き続き、交通安全、防犯等の対策に地域全体で取り組む必要があります。

●基本目標Ⅶ「配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備」（19事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

要保護児童対策地域協議会代表者・実務者・個別支援会議等を開催し、要保護・要支援児童に対する個別の対応や児童の虐待防止、早期発見・早期対応等に取り組んでいます。

成果指標について、「児童虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合」は、令和7年度で26.0%となっており、増減はあるものの令和2年度より減少しています。

また、障がい児を受け入れている保育所（園）等の数は令和6年度で22か所となっており、増加しています。

基本目標Ⅶに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	34.4%	24.9%	30.4%	22.4%	27.4%	26.0%
障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数※	17か所	16か所	16か所	20か所	22か所	-

※障がい児の受入れを行った施設の実数。年度末までの実績であるため、令和7年度の数値は未定。

② 今後の課題・方向性

児童虐待を防止するためには、地域全体で子どもを見守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し、取り組むことが極めて重要であることから、今後も引き続き、要保護・要支援児童に対する対応の充実を図っていく必要があります。

障がい児福祉計画に基づき、障がいに対応して年齢の節目ごとに切れ目なく自立生活を支援する体制の充実を図っていく必要があります。

袖ヶ浦市こども計画 令和8年3月

発行：袖ヶ浦市

編集：袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL 0438-62-2111 FAX 0438-62-5916